

目 次

ア	設置の趣旨及び必要性	1
1.	四天王寺大学の沿革と建学の精神	1
2.	看護学教育を取り巻く社会状況と大学院研究科設置の背景	1
3.	看護学研究科看護学専攻設置の趣旨及び必要性	3
4.	学部開設2年次に大学院博士前期課程・後期課程を同時に設置する理由	4
イ	看護学研究科の特色	5
1.	看護学研究科において育成する人材	5
2.	看護学研究科修了者の予想される進路	6
ウ	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	7
1.	研究科名称	7
2.	学位名称	7
エ	教育課程の編成の考え方及び特色	7
1.	基礎となる看護学部と研究科との関連	7
2.	教育研究上の理念と目的	8
1)	看護学研究科の教育理念	8
2)	博士前期課程の目的	8
3)	博士後期課程の目的	10
3.	教育課程編成の考え方及び特色	11
1)	博士前期課程の編成の考え方と特色	11
2)	博士後期課程の編成の考え方と特色	12
4.	教育課程の概要	13
1)	博士前期課程の概要	13
2)	博士後期課程の概要	14
オ	教員組織編成の考え方及び特色	15
1.	教員組織編成の考え方	15
2.	博士前期課程における教員組織	15
1)	編成の考え方及び特色	15
2)	教員の年齢構成	15
3.	博士後期課程における教員組織	16
1)	編成の考え方及び特色	16
2)	教員の年齢構成	16
カ	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	17
1.	教育方法	17
2.	履修指導	19

3. 研究指導	21
4. 研究の倫理審査体制	22
5. 修了要件	23
1) 博士前期課程	23
2) 博士後期課程	24
キ 施設、設備等の整備計画	26
1. 校地、運動場の整備計画	26
2. 校舎等施設の整備計画	27
1) 既存教室等	27
2) 看護棟（講義室、実習室、研究室等）	27
3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	27
ク 基礎となる看護学部との関係	28
ケ 入学者選抜の概要	29
1. 学生受け入れの方針	29
2. 出願資格	30
3. 選抜の方法及び募集定員	31
コ 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施	31
1. 修業年限	32
2. 履修指導及び研究指導の方法	32
3. 授業の実施方法	32
4. 教員の負担の程度	32
5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置	33
6. 入学者選抜の概要	33
サ 管理運営	33
1) 研究科委員会の役割等	34
2) 教育研究評議会の役割等	34
3) 大学運営会議の役割等	35
シ 自己点検・評価	35
ス 情報の公表	36
セ 教育内容等の改善のための組織的な研修等	37
1) 実施体制	37
2) 教員の資質向上に向けた方策	38

ア 設置の趣旨及び必要性

1. 四天王寺大学の沿革と建学の精神

四天王寺大学（以下、本学）は、大正 11（1922）年に創立者である吉田源應大僧正により、時代の要請する婦女育成のために仏教教育を礎とする全人教育を目指した天王寺高等女学校を起源として、昭和 42（1967）年 4 月に四天王寺女子大学として開設された。その後、昭和 56（1981）年には四天王寺国際仏教大学と改称ならびに男女共学化し、平成 20（2008）年に四天王寺大学に改称して、現在に至っている。

本学は、聖徳太子が敬田院を設立された精神（敬田院 一切衆生 帰依 渴仰 断悪修善 速證 無上大菩提處）＝敬田院すなわち四天王寺は、全ての人が自ら宗教的情操を涵養し、理想とする未来像を描き、その実現のための強い意志を鍛えるところである）を建学の精神として、教育基本法、学校教育法ならびに私立学校法に基づき、開学以来大学の教育研究の充実をはじめとして、地域社会の学術、教育、文化、福祉などの振興と発展に努めてきた。

また、建学の精神に基づく本学の教育の基本方針を、創立以来の学園訓「一、和を以て貴しとなす 一、四恩に報いよ 四恩とは 国の恩 父母の恩 世間の恩 仏の恩なり 一、誠実を旨とせよ 一、礼儀を正しくせよ 一、健康を重んぜよ」として、心の「和」の教育を柱に、人と人の繋がりを大切に作る健全な精神の育成に取り組んでおり、開設以来の卒業生は 22,000 人を越え、学術分野、教育分野などに輩出してきた。なお、本学は現在、人文社会学部（日本学科、国際キャリア学科、社会学科、人間福祉学科：健康福祉専攻）、教育学部（教育学科：小学校教育コース、幼児教育保育コース、中高英語教育コース、保健教育コース）、経営学部（経営学科：公共経営専攻、企業経営専攻）の 3 学部 6 学科であり、平成 31（2019）年度に看護学部が開設される。大学院は人文社会学研究科博士前期・後期課程の 1 研究科であり、令和 2（2020）年度に看護学研究科博士前期・後期課程の開設を計画している。

さらに、本学が属する学校法人四天王寺学園には関連法人として、施薬院、療病院及び悲田院を起源として創立された社会福祉法人四天王寺福祉事業団（資料 1）がある。現在、大阪府内に医療福祉施設（病院）、高齢福祉施設（特別養護老人ホームやデイサービスなど）、保育・母子・女性福祉施設（保育園、子育て支援センターなど）、障害福祉施設など 20 を超える施設を有しており、聖徳太子が帰依された仏教の精神（こころ）に基づいて運営されている。

【資料 1】社会福祉法人四天王寺福祉事業団 概要

2. 看護学教育を取り巻く社会状況と大学院研究科設置の背景

わが国は、世界に類を見ないスピードで社会の高齢化が進み、団塊の世代が 75 才以上となる 2025 年問題を目前にしている。疾病や障害を持ちながら生活する人々の増加、独居者や老年世帯の増加に加えて、少子化の進行や生産年齢人口の減少も顕著である。

これらに伴う社会保障費の急速な増大、疾病構造や医療の高度化等の変化により、保健医療ニーズは増大するのみならず、ますます多様化・複雑化している。

また、近年の日本ならびに世界で発生している自然災害は、その発生規模の増大と発生頻度の増加により、特定地域や特定の国における災害ではなく、地球規模でグローバルに考えなければならない。人々の生存や生活・健康への脅威が増大し、人々は不確かさと共に生きることが課せられるようになってきているのである。

こうした少子超高齢社会に伴う社会状況の変化や、災害に伴って生じる国民の安心・安全な生活と命・健康への脅威が日常化している今日、保健医療福祉従事者への社会的要請は多岐にわたって増大している。特に看護は、老若男女年齢を問わず、誕生から死に至るまでの心身の健康問題／課題にかかわる専門職業として、変わり行く社会のニーズに対応できるよう、常に新たな看護のあり方を検討していかなければならない。

看護は、従来の医療機関で活用できる知識・技術だけではなく、地域社会において、保健医療福祉の諸職種と協働・連携して活動するためには、看護のより専門的な知識や高い技術とともに社会システムの構築や変革への関与が求められている。また、看護実践を支える看護学は実践の科学であることから、実践と研究・教育の密な連携を欠かすことができない。

これらの社会的要請及び看護実践・看護学の実践的・学術的要請に応えるべく、看護学教育は、平成年間急激な高等教育化を遂げ、平成 30 (2018) 年度には看護系大学数は 263 大学、276 課程となり、大学院数は 175 校であり、そのうちの 94 校が博士後期課程を有している (文部科学省)。この中で、大学院修士課程・博士前期課程では、患者・家族に生じている複雑・高度な諸問題を統合的に判断し、質の高いケアを提供できる人材の育成を目的に、平成 8 (1996) 年に専門看護師 (Certified Nurse Specialist:以下 CNS) 制度を開始している。現在、106 大学院の 301 課程で実施され (日本看護協会、平成 30 (2018) 年 4 月)、平成 21 (2009) 年には 452 名であった専門看護師数は、平成 30 (2018) 年度 2,279 名に増加している。

一方では、平成 27 (2015) 年 3 月に日本看護系大学協議会から「教育体制充実のための看護系大学院における教育者養成に関する調査研究報告書」が出され、大学院博士前期課程・後期課程の両課程においても、実践能力や研究能力の育成に加え、教育力育成が重要な課題であることが明記されている。また、中央教育審議会から出された「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—答申」 (平成 17 (2005) 年 9 月) では、大学院が担うべき人材養成機能として、①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成の 4 点を挙げている。また、修士課程においては、「幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う」ことを目的とし、博士課程

においては、「研究者として自立して研究活動を行うに足る又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う」ことを目的として、各課程の焦点化が求められている。

3. 看護学研究科看護学専攻設置の趣旨及び必要性

本学は、社会的要請及び建学の精神に基づいて、平成 31 (2019) 年度に看護学部を開設し看護師・保健師・助産師・養護教諭（一種）の養成を目指している。看護学部においては、学園訓である「和を以って貴しとなす」とする心を基調にして、最先端医療に対応しつつ地域の看護に貢献できる人材の育成を目的にしているが、看護を取り巻く状況の急激な変化は、さらなる高度専門職業人の育成を求めている。加えて、看護学教育の高等教育化に伴う看護系大学及び大学院の増加は、看護系教員・研究者の量的・質的確保が全国的な喫緊の課題となっている。

すなわち、本学における看護学部設置をより発展的に強化し、高度専門職業人を育成するとともに、全国的な課題でもある教育者・研究者の育成を目的に看護学研究科を設置するものである。

設置の必要性については、第一に日本看護系大学協議会の報告書（平成 27 (2015) 年 3 月）が示したように、看護学研究科において実践能力や研究能力に加えて、実践・研究・教育に関わる教育力を育成するためである。

第二に、本学の建学の精神にある「理想とする未来像を描き、その実現のための強い意志を鍛える」ことを基盤に、「今後の知識基盤社会」に看護専門職者として生きるために高い志をもって、これからの社会に対応できる高度看護専門職業人・研究者・教育者を育成することが必要だからである。

第三には、本学が位置する大阪府南部における、地理的条件に対応するためである（資料 2）。大阪府全体では、看護系大学院は国立 1 大学、大阪府立 1 大学、大阪市立 1 大学、私立 4 大学の計 7 大学であり、そのうち 6 大学が大阪府北部と中部に集中している。さらに看護学研究科博士後期課程を設置している私立大学は 2 大学であり、ともに北部に位置しており、南部には公立大学 1 校のみが博士後期課程を設置している。そこで、私立大学として建学の精神に鑑み地域社会への貢献を目指して、看護学研究科博士前期課程・後期課程を開設する。

第四には、関西圏を対象として行った本研究科設置に関する「ニーズアセスメント調査」の回答集計（資料 3 p. 7）にある専門看護師養成のニーズ（回答者の 72.9%）に対応するためである。

加えて、平成 8 (1996) 年に開始された専門看護師教育において、全国の専門看護師数は 2,279 名（日本看護協会、平成 30 (2018) 年 12 月）（資料 4）となっているが、本学が位置する大阪府近辺の三重県・滋賀県・京都府、奈良県・和歌山県、4 県 1 府の専門看護師数は計 143 名である。大阪府の専門看護師数が 175 名であるのに対して、

同数以下であることは、近隣の専門看護師教育への学修ニーズが満たされていないことがうかがえるためである。

【資料 2】 近隣の看護系大学院の設置状況

【資料 3】 四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程・博士後期課程（仮称・設置構想中）」設置に係るニーズアセスメント調査 最終報告書

【資料 4】 都道府県別専門看護師登録者数】

4. 学部開設 2 年次に大学院博士前期課程・後期課程を同時に設置する理由

全国的な看護系専門職の研究者・教育者の量的・質的不足に加え、本学が位置する大阪府南部及び近隣の看護職の学びなおし・学修ニーズに応えるべく、学部開設 2 年次に、本学に博士前期課程とともに博士後期課程を同時に設置するものである。それを行う理由は、次の通りである。

第一に、現職にある看護職にとっては、看護学部開設の翌年に看護学研究科博士前期・後期課程が同時に開設されることで、研究科における学びの機会が早急に提供されることとなる。それは、ますます高度化・複雑化する実践の場において、また、多様な背景を持つ学生の実習の場であり教育の場である実践の場において、さまざまなジレンマに遭遇したり自らの力不足を感じ悩んでいる看護職にとっては、それらの解決に必要な知識・技術を修得する学びなおしの機会だからである。加えて、今日求められている喫緊の課題である研究者・教育者の養成に、より迅速に応えるためである。

第二に、看護学部の学年進行中に看護学研究科が開設されることで、学部生が自身のキャリア開発を具体的に描きやすくするためである。平成 31（2019）年度に開設される看護学部は、本学の建学の精神と学園訓に基づいて、①豊かな教養と高い倫理観を醸成すること、②自ら考え、課題を発見し、解決の方法を見出し、行動できる主体性と創造性を涵養すること、③看護の本質を熟考し続け、どんな状況であっても最善の看護を提供できる実践力を身につけることを基本としている。具体的には、1 年次には看護の対象を理解し、看護実践の基礎となる理論・技術を修得するために、基礎教育科目や共通教育科目に加え、看護概論や初期実習を学修する。2 年次に入ると、健康障害に対する人々の反応を理解し、健康と生活を支援する看護の原理と方法を修得するために、共通教育科目に加え健康科学科目の学修が始まるとともに、「キャリアマネジメント（必修・2 単位）」を配置している。その意図は、看護師国家資格の受験資格を取得するための学修だけではなく、学生が卒業後に看護職という専門職としてどのように専門能力を高め、成長していくのかを検討できるようにするためである。このように、教育課程全体を通して、職業的アイデンティティを高めるための科目を設定しているが、本学部生が 2 年生になった時点で看護学研究科を開設することは、学部生自身の身近に看護職を経験した大学院生が存在することであり、生涯学び続ける専門職としてのロールモデルとなる。看護基礎教育の初期段階から、学部生が自らのキャリア開発を具体的にイメージすることは、学修の内

発的な動機づけともなり、知識基盤社会に生きる人材の育成につながる。

第三に、博士前期課程と後期課程を同時に開設することによって、博士前期課程の学生が、看護実践の専門性や研究の独自性を再確認するとともに、看護学の学術性を展望できるロールモデルを身近にもてるためである。すなわち同時開設により、博士前期課程の学生にとっては自身のキャリア開発のロールモデルを身近にし、学問に対する姿勢や研究を継続する意味/意義等を学ぶ機会となる。後期課程の学生にとっては、博士前期課程の学生に対する研究の支援や教育の機会となり、それを通して一層学びを深めることができる。このような機会提供により学生相互の学びあいを促進すると同時に、看護学を志す者同士のネットワーク構築の支援となる。このネットワークは、学生個々にとって生涯にわたる専門家集団としてのリソースとなる。

第四に、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となる。すなわち、学部生にとっての意味は前述したが、大学院生にとっても、同じキャンパス内で学部生と関わることは、臨床現場とは異なる大学という場において、現代における若者の思考や特性を知る機会を得ることである。同時に、大学院生が看護基礎教育の現実を体験的に知る機会ともなり、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となる。具体的には、「ティーチングアシスタント（TA）制度」や「現職看護師としての学部授業のゲストスピーカー」「現職看護師である大学院生による相談コーナー（月1回・昼休み）」などを設け、実施する。

イ 看護学研究科の特色

少子超高齢社会等の変化している社会状況において、人々の看護に求めるニーズはますます多様化し複雑化している。加えて、医学・医療技術の進歩は、保健医療福祉現場にある看護職に高度かつ複雑な実践力を要求している。

こうした中で、本学の建学の精神である「理想とする未来像を描き、その実現のための強い意志を鍛える」に基づいて設置する看護学研究科は、学園訓である「和」の精神を大切にしながら、看護の独自性・専門性を追求しつつ、今後の知識基盤社会において実践・研究・教育の場で活躍できる高度専門職業人・研究者・教育者となる人材を育成する。各課程における育成する人材は、次の通りである。

1. 看護学研究科において育成する人材

【博士前期課程】

博士前期課程では、研究者コースと専門看護師コースの2コースを設置する。

<研究者コース>

多様化・複雑化している人々のニーズに対応して理想の看護を描きつつ、研究者や

教育者としての基礎的能力を有した人材を育成する。

(1) 変化する社会のニーズに対応した看護の提供を目指した研究ができる基礎的な能力を有する人材の育成

(2) 看護職の教育的機能を理解し教育力を発揮できる人材の育成

< 専門看護師コース (精神看護学・老年看護学・災害看護学) >

多様化・複雑化している人々のニーズに対応して理想の看護を描きつつ、高度な実践力を有した人材を育成する。

(1) 人々の生活や健康を守るために、グローバルな視点を持ち、高い専門知識・技術を身につけた人材の育成

(2) 実践の場における看護職者や学生の教育、及び多職種との協働ができる人材の育成

【博士後期課程】

博士後期課程においては、看護実践・看護学の発展に寄与できる次のような研究者・教育者を育成する。

(1) 人々と社会のニーズに応じた看護実践や社会システムの構築・変革に寄与できる高い研究能力を有した人材の育成

(2) 学際的・国際的視野に立って、研究・教育に寄与できる人材の育成

2. 看護学研究科修了者の予想される進路

看護学研究科の修了者は、学園訓である「和」の精神を大切にしながら、看護の独自性・専門性を追求しつつ、今後の知識基盤社会において実践・研究・教育の場で活躍できる高度専門職業人・研究者・教育者として、近畿圏、または西日本圏における医療・教育などの場や機関での就業が見込まれる。

【博士前期課程】

博士前期課程の研究者コース修了者は、看護の対象者や看護職に対する教育者として、また病院等の教育担当者や看護系大学・専門学校における研究者・教育者として活躍が期待できる。専門看護師コース修了者は、専門的で高度な看護を必要とする医療・保健・福祉現場で、卓越したケアを提供できる実践者・研究者として活躍が期待できる。

また、教育・研究能力のさらなる向上や、より専門性の高い高度専門職業人を目指し、博士後期課程に進学することが予想される。

【博士後期課程】

博士後期課程の修了者は、大学や研究機関等において、科学的根拠に基づき自立して研究ができる研究者として、大学等における教育者として、学際的・国際的な視野に立って活躍できることが期待される。また、病院等の実践の場における看護職者や学生の教育などの活躍も見込まれる。

ウ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科において専門分野を「看護学」とし、研究科名を「看護学研究科」、専攻名称を「看護学専攻」とすることで、育成する人材の専門領域を端的に表し、専攻分野の名称も教育・研究上の目的に基づくと共に、国際的な通用性にも留意した名称とした。

1. 研究科名称

看護学研究科（英語名：Graduate School of Nursing）

看護学専攻博士前期課程（英語名：Master's Program of Nursing）

看護学専攻博士後期課程（英語名：Doctoral Program of Nursing）

2. 学位名称

博士前期課程 修士（看護学）（英語名：Master of Science in Nursing）

博士後期課程 博士（看護学）（英語名：Doctor of Philosophy in Nursing）

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

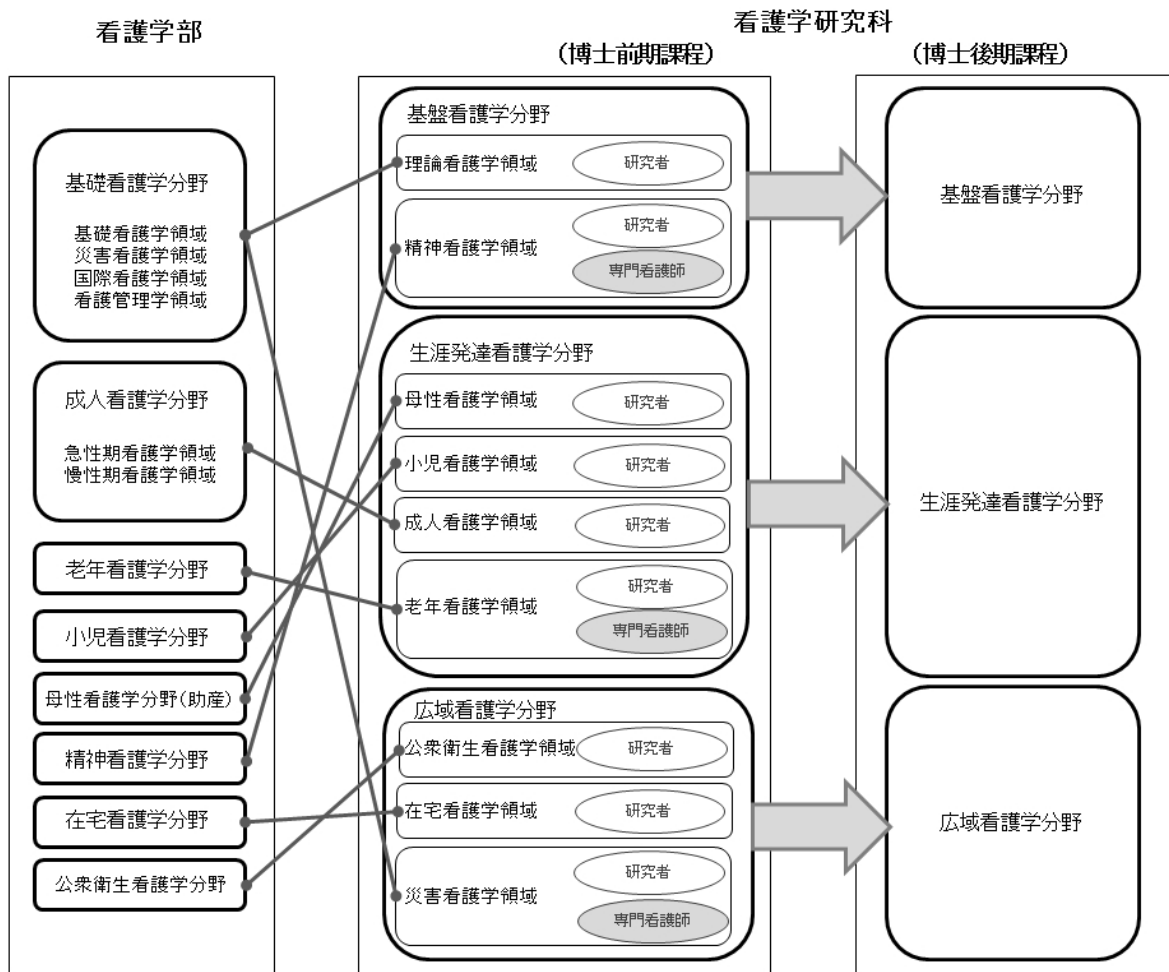
1. 基礎となる看護学部と研究科との関連

本学看護学部は、「和を以て貴しとなす」から始まる学園訓をもとに、心の「和」の教育を柱に、人と人の繋がりを大切にする健全な精神の育成を目指している。この聖徳太子が説く「和」には、人に対する和だけでなく、社会や環境に対する和の意味も込められている。さらに全ての人々が自ら宗教的情操を涵養し、理想とする未来像を描き、その実現のための強い意思を鍛えることを教育理念としている。この基礎教育において、地域におけるケアの重要性を認識し、少子・超高齢社会の健康課題に対応するべく、地元で根ざして活動する、確かな専門的知識と技術を備えた、優しさをもって活動できるケアの専門職を育成することを目的としている。

看護学研究科では、この基礎教育を基盤にして培われた専門的知識・技術を持ったケア提供者を、さらに専門性を高めるために焦点化して、基盤看護学・生涯発達看護学・広域看護学の3分野に区分している。

博士前期課程の3分野においては、専門看護師養成を含めた実践領域を明確にするために9領域を設置し、博士後期課程においては専攻領域を広範に捉えるために3分野に統合している。

【図 看護学部と看護学研究科の関係】



2. 教育研究上の理念と目的

1) 看護学研究科の教育理念

本学の建学の精神である「理想とする未来像を描き、その実現のための強い意志を鍛える」こと及び学園訓である「和」の精神に基づき、看護学研究科は、看護実践・看護学の理想を描きつつ、人間と命の尊厳を尊重し、人とのつながりを大切にして、高い倫理観を持った高度な看護実践力、看護の知の構築に寄与しうる研究力及び教育力を養い、看護学の発展と人々の健康、社会の安全・安心の創造に貢献しうる人材を育成することを教育理念とする。

2) 博士前期課程の目的

博士前期課程では、地域で暮らす人々を支える高度実践能力、看護ケア方略開発に必要な研究遂行のための基礎的能力、実践や教育の場で必要とされる基礎的教育能力、看護実践や研究を通して看護実践の質の向上に寄与できる能力を有する人材を育成することを目的に、研究者育成ならびに専門看護師育成の2コースを設ける。学位は、修了に必要な単位を修得し、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及

び最終試験に合格した者で、次の共通及び各コースの能力を身につけた者に授与する（ディプロマ・ポリシー）。

<共通>

- (1) 看護実践を科学的・論理的に探求できる。

看護実践に潜む経験知を大切にしながらも、根拠に基づく看護を目指して、看護現象を科学的・論理的に探求できる。

- (2) 高い倫理性を身につけ、看護の質向上に関与できる。

看護職者としての誇りと高い自覚に基づいて、常に理想の看護を探求しながら、人間と命の尊厳を遵守し、絶えず看護実践・研究・教育の質の向上に関与できる。

<研究者コース>

- (1) 実践に即した研究課題を明確にし、適切な方法を選択して研究に取り組むことができる。

看護実践の経験の中から自ら解明したい課題を明らかにして、文献検索・検討を通して先行研究の成果を理解したうえで、自らの課題解明のために適切な研究方法を選択して研究に取り組むことができる。

- (2) 看護職の教育的機能を理解し、現任教育や基礎教育に関与することができる。

看護実践における健康教育や患者教育等の看護職の教育的機能を理解し、実践の場における現任教育や看護専門学校や大学教育など基礎教育に関与することができる。

<専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学）>

- (1) 高度な専門知識と技能を有し、基本的な研究力を修得している。

学士課程教育の基盤の上に高度な知識を持ち、生涯を通して学修を継続する力と新たな知識を常に修得する姿勢・態度を有している。また研究活動において、情報を駆使しアイデアを発展させ、応用する創造力を修得している。

- (2) 高度な実践を遂行できる力と協働する力を修得している。

高度で普遍性のある教養を身につけ、知識を統合する能力を有し、自らの知識や理解を適用する際の社会的、倫理的責任を考慮しつつ、また人間と命に対する尊厳についての深い理解のもと、他分野と連携し複雑な課題を解決し高度な実践を遂行できる力を修得している。

- (3) グローバルな視点を持ち、地域に根ざして行動する力を身につけている。

現代社会が直面する医療問題の解決に挑戦するために、多様な文化・制度等を理解し、学際的・国際的に通用する専門知識・技能及び自らの考えをも

ち、それらを専門家にも一般の人々にも、明確に伝えることができるコミュニケーション力及び行動力を身につけている。

- (4) 地域社会を牽引するリーダーシップ力と調整力を身につけている。

自らの知識と技能及び問題解決能力を、専門分野において、またより広い学際的な領域において発揮し、地域社会における制度設計や変革を牽引するリーダーシップ力と調整力を身につけている。

3) 博士後期課程の目的

博士後期課程では、人間と命に対する畏敬の念と高い倫理観に基づき、居宅や医療・保健、福祉機関で提供される看護ケアを開発、改善・改革し、看護学固有の知や方略開発に向けて、科学的根拠に基づき自立して研究ができる研究者を育成する。加えて、看護学基礎教育及び卒後教育に関与できる教育者を育成する。また、研究成果を国内外に発信し、さらに人々の健康問題/課題の解決に向けて、地球規模で思考し教育できる力を涵養する。

学位授与は、修了に必要な単位を修得し、博士論文の審査ならびに最終試験に合格した者で、次の能力を身につけた者に授与する（ディプロマ・ポリシー）。

- (1) 人間と命の尊厳に対する深い理解と看護現象に対する洞察力ならびに自立して研究を遂行できる研究力を修得している。

人間の健康に関わる諸現象を対象とする看護実践は、人間への深い理解と命の尊厳を遵守することを基盤にした長い歴史をもつ営みであり、それを支える看護学は、実践の質を高めるための研究の成果によって成り立っている。これらに関与できる博士後期課程修了者は、看護現象を自立して探求し続けることのできる研究力を修得している。

- (2) 健康問題/課題解決に向けて、グローバルな視点で探求し教育できる力を修得している。

多様化・複雑化している人々の健康問題・課題に対して、学際的なグローバルな視点に立って探求するとともに、人々への健康教育をはじめ現職者や看護学生への教育に関与することのできる教育力を修得している。

- (3) 看護学の発展に寄与するとともに、研究結果を国内外に向けて発信できる力を身につけている。

諸学問の中での看護学は発展途上にあることを理解し、その発展に寄与するとともに、看護学の研究成果を国内のみならず海外に発信し、国際的なコミュニケーションを拡大できる力を身につけている。

3. 教育課程編成の考え方及び特色

本学看護学研究科は、博士前期・後期課程のそれぞれのディプロマ・ポリシーを実現すべく、両課程において共通科目と専門科目から編成されている。また、専門科目においては、共通して基盤看護学分野・生涯発達看護学分野・広域看護学分野の3分野を設けている。

1) 博士前期課程の編成の考え方と特色

博士前期課程においては、基盤看護学分野・生涯発達看護学分野・広域看護学分野の3分野を設け、研究者及び専門看護師養成を目指すことから実践領域を明確にするために、9領域で編成している。

〈基盤看護学分野〉は、看護実践・教育等の諸現象を原理的に探求する【理論看護学】と、実践における対象者の精神保健・精神病理や看護職の精神衛生を探求する【精神看護学】の2領域からなっている。

〈生涯発達看護学分野〉では、ウィメンズヘルスや妊娠各期にある女性やその家族の支援を探求する【母性看護学】領域、子ども及びその家族の健康課題／問題への身体的・心理的・社会的支援を探求する【小児看護学】領域、成人期にある人々の生活と健康への支援及び疾病の急性期/回復期ならびに慢性期における支援を探求する【成人看護学】領域、及び老年の生活の質を高めるために健康問題／課題に対応して、あらゆる場における支援を探求する【老年看護学】領域の4領域から構成されている。

〈広域看護学分野〉は、人々の生活の場で、健康の維持・増進及び病気や障害と共存しながら生活している人々の健康と生活の支援を地域社会全体から探求する【公衆衛生看護学】領域と、地域で生活する人々へのケアを探求する【在宅看護学】領域、及び災害状況における人々の安全で安心な生活と、健康の維持・回復・向上に向けた支援を探求する【災害看護学】領域の3領域から構成されている。

博士前期課程においては、基礎的な研究能力を有し、看護の対象者や看護職に対する教育力を有する研究者を育成する「研究者コース」と、多様化・複雑化している人々のニーズに応えることのできる高度実践看護師を育成する「専門看護師コース」を設ける。

「研究者コース」では、専門看護師コースを持つ3領域（精神看護学、老年看護学、災害看護学）に加え、理論看護学、母性看護学、小児看護学、成人看護学、公衆衛生看護学、及び在宅看護学の全看護学9領域において、実践の拠りどころとなり、また実践の場のケアの質向上にむけたエビデンスとなりうる研究成果を導く研究の基礎的能力に加え、看護基礎教育や実践の場での継続教育に必要な基礎的な教育力を培う。

「専門看護師コース」では、精神看護学・老年看護学・災害看護学の3領域において、専門的で高度な看護を必要とする医療・保健・福祉現場で、卓越したケアを提供できる高度専門職業人を育成する。その理由は、超高齢・多死、疾病構造の変化なら

びに複雑化や介護保険制度の導入に伴い、在宅で医療・介護を受けている人々の増加、さらに、昨今の災害発生の増加を受けて、これらに対応できる看護職が求められているからである。そこで、全てのケアの受け手のところに関係している精神看護学、高齢者への対応が求められてはいるが専門看護師数は少ない老年看護学、また個人認定が始まったばかりで専門看護師数の少ない災害看護学の3領域において、専門看護師コースを開設することとした。

そのために、博士前期課程におけるカリキュラム・ポリシーを次のように定める。

<共通>

- (1) 看護実践の基盤となる理論を学ぶ科目を配置する。
- (2) 科学的根拠に基づいた質の高い実践を目指した研究のできる基礎的な能力を培うための科目を配置する。
- (3) 高い倫理性を身につけた専門職業人を育成するための科目を配置する。

<研究者コース>

- (1) 研究の一連のプロセスを確実に理解し、研究課題の焦点化ができるように科目を配置する。
- (2) 基礎教育や現任教育に関与できるための基礎的な教育力を涵養するための科目を配置する。

<専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学）>

- (1) 人々の多様なニーズに応える高度看護実践能力を培うために、高度実践力、相談力、調整力、倫理調整力、教育力、研究力、の6つの能力を修得できるように科目を3領域（精神看護学・老年看護学・災害看護学）に配置する。
- (2) 学生自身が自らの実践能力を主体的に高められるように科目を配置する。

2) 博士後期課程の編成の考え方と特色

博士後期課程では、博士前期課程で培った研究力をさらに発展させ、人々の well-being の向上のためにより包括的な視点から看護全体の問題を研究するために、基盤看護学分野・生涯発達看護学分野・広域看護学分野の3分野で編成している。また、研究成果を国内外に発信して看護学の発展に寄与し、主に教育・研究機関においてリーダーシップを発揮できる研究者・教育者を養成することを目的として、教育課程を編成している。

博士後期課程のカリキュラム・ポリシーを次のように定める。

- (1) 看護学の担い手となる研究者として、各種の研究方法を駆使できる力を培うための科目を配置する。

- (2) グローバルな視点で探求できる教育者として、専門分野の学識を深めるために各専門分野に特論と演習を配置する。
- (3) 看護学の発展に向けて、学際的・国際的視野にたって発信できる力を培う科目を配置する。

4. 教育課程の概要

1) 博士前期課程の概要

博士前期課程においては、共通及びコースごとにそれぞれのディプロマ・ポリシーに従って授業科目を設定している。

【資料 5-1】ディプロマ・ポリシーと科目との関係：博士前期課程

<共通>

共通科目においては、看護実践力の質的向上を支える「看護理論」「看護倫理」「哲学的人間論」、研究者としての基礎力を養う「看護研究Ⅰ（総論）」と「看護研究Ⅱ（統計）」、教育者としての基礎力を養う「看護教育論」、国際性を培う「国際看護論」、加えて専門看護師養成に求められる共通科目である「看護管理論」「コンサルテーション論」「看護政策論」「フィジカルアセスメント」「最新病態生理学」「臨床薬理学」を配置している。

<研究者コース>

研究者コースでは、多様な学生の研究ニーズに対応するため理論看護学・精神看護学・母性看護学・小児看護学・成人看護学・老年看護学・公衆衛生看護学・在宅看護学・災害看護学の各領域を設定し、共通科目に加え、それぞれの看護学領域の専門科目において「特論」、「演習」及び「特別研究」を含む科目で構成している。

<専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学）>

専門看護師コースでは、精神看護学・老年看護学・災害看護学の各領域の専門看護師コースにおいて、共通科目と専門科目の課題研究のほか、それぞれの領域は以下の科目で構成している。

○精神看護学領域：「精神障害者制度・法律特論」「精神科アセスメントと精神科診断学」「精神療法」「精神科薬物療法」「精神看護高度実践看護介入技法」「精神障害者ケースマネジメント支援論」「リエゾン精神看護学」「認知症治療看護援助論」「役割開発実習」「精神科診断・治療実習」「精神看護直接ケア実習」「精神看護サブスペシャリティ実

習」「相談・調整実習」

- 老年看護学領域：「老年看護学特論Ⅰ（老年看護学の基盤）」「老年看護学特論Ⅱ（健康生活評価）」「老年看護学特論Ⅲ（病態・治療論）」「老年看護学特論Ⅳ（看護実践論）」「老年看護学特論Ⅴ（サポートシステム）」「老年看護学演習Ⅰ（慢性期における老年看護）」「老年看護学演習Ⅱ（ケア施設における老年看護）」「老年看護学実習Ⅰ（慢性期における高度実践老年看護）」「老年看護学実習Ⅱ（ケア施設における高度実践老年看護）」
- 災害看護学領域：「災害看護対象論」「災害看護ケア論」「災害と制度」「災害看護援助論」「防災・減災看護論演習」「要援護者看護援助論」「災害看護連携論」「災害看護学実習Ⅰ」「災害看護学実習Ⅱ」「災害看護学実習Ⅲ」「災害看護学実習Ⅳ」

2) 博士後期課程の概要

博士後期課程における授業科目は、ディプロマ・ポリシーに従って共通科目と専門科目及び特別研究から構成されている。

【資料 5-2】ディプロマ・ポリシーと科目との関係：博士後期課程

< 共通科目 >

看護学研究者・教育者となるために必要な看護学の学問的位置づけを探求する「看護科学哲学」、高度な研究方法論を教授する「看護学研究方法論」、研究のために必要な高度統計学を教授する「高等社会統計学」、教育力を高めるための「看護教育学」を配置している。

< 専門科目 >

専門科目は、基盤看護学分野、生涯発達看護学分野、広域看護学分野の3分野に区分し、基盤看護学分野は理論看護学及び精神看護学、生涯発達看護学分野は母子看護学、成人看護学及び老年看護学、広域看護学分野は、公衆衛生看護学、在宅看護学及び災害看護学において、「特論」と「演習科目」を設けている。

< 特別研究 >

学生各自の研究課題に応じて、学術性の高い研究計画を立案し、研究活動を展開して博士論文を作成するため「看護学特別研究」を設け、研究指導体制を整えている。

オ 教員組織編成の考え方及び特色

1. 教員組織編成の考え方

博士前期・後期課程における全ての教員は、博士あるいは修士の学位を有しており、専門とする看護学分野の研究実績、指導実績や、臨床現場における豊かな経験を有している。研究指導は、主に博士号を有する教授・准教授を配置し、複数教員による指導体制をとっている。

博士前期・後期課程ともに共通科目の一部において、特定の領域における優れた教育・研究歴を持つ学内外の兼担・兼任教員を配置し、教育内容の充実を図っている。

2. 博士前期課程における教員組織

1) 編成の考え方及び特色

博士前期課程においては、研究や教育に資する基礎的な能力を養うことと、高度実践能力を養成するために、専任教員 24 名、兼任教員 2 名、兼任教員 12 名から構成している。

専任教員の科目配置については、長い教育・研究歴を有するベテラン教員と、秀でた実務経験を有する若手教員(専門看護師資格保有者を含む)によるオムニバス方式、あるいは共同によって科目を担当するように配慮している。それは、若手教員がベテラン教員から教育方法を学ぶことにより、後継者養成につなげられるよう考慮したものである。

また、研究業績を積み上げる具体的な方法として、教員の個人研究費のほかに、共同研究費を設け、研究の活性化を図る。

2) 教員の年齢構成

博士前期課程開設時の年齢構成は下表に示すように、30代 1 名(准教授)、40代 4 名(教授 1、准教授 2、講師 1)、50代 10 名(教授 5、准教授 3、講師 2)、60代以上 9 名(教授 8、准教授 1)で構成している。

本学の専任教職員就業規則(資料 6)では教育職員は、満 65 歳が定年と定められていることから、完成年度までに定年を超える教員は、9 名となる。そのため、博士前期課程の教育・研究指導に支障がないよう、教育職員の定年の特例を設け学年進行が修了するまでの間、任用することとしている(資料 7)。

この在任期間内に、若手教員の育成ができるよう前述のように科目担当を配慮し、准教授・講師の研究を促し研究実績の蓄積を進めるとともに、昇格に足る資質・能力の醸成を図る。

また、同時に退職者と同等の教育・研究水準の継続ができるように、退職と同時に若手・中堅教員を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る。

特に必要な看護分野・領域については、65 歳以上の定年後も特任教授として雇用し、教育・研究水準の強化を図る。

【資料 6】四天王寺大学大学院・四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部の専任教職員就業規則

【資料 7】四天王寺大学大学院看護学研究科の設置に伴う定年年齢の延長に関する規程(案)

【表 博士前期課程 (M) 開設時の年齢構成】

(単位:名)

分野・領域		～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～65歳	66歳～
基盤看護学分野	理論看護学領域		2 (教授1・准教授1)		1 (准教授1)	1 (教授1)
	精神看護学領域			2 (教授1・講師1)		
生涯発達看護学分野	母性看護学領域			1 (准教授1)	1 (教授1)	
	小児看護学領域		1 (講師1)			1 (教授1)
	成人看護学領域	1 (准教授1)		3 (教授2・講師1)		1 (教授1)
	老年看護学領域			1 (准教授1)		1 (教授1)
広域看護学分野	公衆衛生看護学領域		1 (准教授1)		1 (教授1)	1 (教授1)
	在宅看護学領域			2 (教授2)		
	災害看護学領域			1 (准教授1)		1 (教授1)
合計		1	4	10	3	6

3. 博士後期課程における教員組織

1) 編成の考え方及び特色

博士後期課程においては、看護学発展の次世代を担う研究力・教育力を養成するために、全て博士号を有した専任教員 18 名と、兼任教員 3 名から構成されている。博士号を有し研究・教育経験が豊富な教授が科目責任者となり、若手教授あるいは准教授が教授と共に学生の教育・研究指導が行えるように配置している。

また、研究業績を積み上げる具体的な方法として、教員の個人研究費のほかに、共同研究費を設け、研究の活性化を図る。

2) 教員の年齢構成

博士後期課程開設時の年齢構成は下表に示すように、40代 2 名(教授 1、准教授 1)、50代 8 名(教授 6、准教授 2)、60代以上 8 名(教授)である。完成年度に定年を超える教員は 7 名であり、博士前期課程同様、特段の事情がなければ学年進行が修了するまでの間は、任用することができるため、博士後期課程の教育・研究指導に支障はない。

なお、高齢層の教員を配置していることから、教育研究の継続性を踏まえ、高齢教員の在任期間内に後継者養成ができるように科目担当教員を配置し、研究推進を促し研究指導の資格が得られるように支援する。

また、同時に退職者と同等の教育・研究水準の継続ができるように、退職と同時に

若手・中堅教員を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る。

特に必要な看護分野・領域については、65 歳以上の定年後も特任教授として雇用し、教育・研究水準の強化を図る。

【表 博士後期課程（D）開設時の年齢構成】

(単位:名)

分野	～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～65歳	66歳～
基盤看護学分野		1 (教授1)	1 (教授1)		1 (教授1)
生涯発達看護学分野			3 (教授2、准教授1)	1 (教授1)	3 (教授3)
広域看護学分野		1 (准教授1)	4 (教授3、准教授1)	1 (教授1)	2 (教授2)
合計		2	8	2	6

カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法

教育方法は、その内容に応じて講義・演習・実習により、理論や技術、最新の専門的知識等を教授する。授業は、 Semester制により学期を夏学期（前期）、冬学期（後期）に分けて実施する。本研究科への入学者は社会人も含むと想定しており、大学院設置基準第 14 条特例により、昼間のみならず特定時間帯（平日 17 時 30 分から 20 時 40 分）の開講や、土曜日及び夏期・冬期休暇中の集中講義の開講、教員と学生との調整による開講日時の設定など、学生のニーズに対応する。

【博士前期課程】

博士前期課程における授業は、共通科目や特論においては科目担当教員が講義を行い、演習においては学生が各自の関心ある課題に関する文献検索・検討の内容を発表し、科目担当教員がコメントするとともに、学生と担当教員のディスカッション形式をとる。また、授業科目によっては、グループワークやフィールドワークの導入あるいは複数教員による共同講義・演習形式など、学生の学修を深めることができるように教育方法を工夫する。

専門看護師コースの実習においては、次のような教育方法とする。

< 専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学） >

(1) 実習の目的

高度実践看護師としての専門看護師に求められる高度実践能力、相談能力、調整能力、倫理調整能力、教育能力、研究能力の 6 つの能力の修得を目的とする。

○精神看護実習

精神看護実習では、専門看護師の精神科診断と治療、直接ケア能力を強化する。精神疾患患者及び再入院や行動化・自傷行為を繰り返すケア困難患者、身体疾患を有し適応障害やうつ状態の強いリエゾン精神看護領域に対し精神科診断と治療の概要を理解し、適切な看護ケア、特に患者の地域での生活をめざしたセルフケアへの看護を展開できる知識と技術を獲得できるよう指導教授や専門看護師のスーパービジョンを受けながら実習を行う。

また、精神疾患患者やケア困難患者は、患者個人だけではなく患者を取り巻く家族、治療チーム、地域におけるチームに対して働きかけることが退院促進や地域生活促進につながるため、治療スタッフに対してもコンサルテーション、退院調整や倫理的問題の調整ができるよう相談・調整実習を行う。また専門看護師が病院ならびに地域でどのように役割を開発していけるのかについては、専門看護師とともに動き役割開発実習を行う。また精神看護におけるサブスペシャリティの能力を強化するため、精神看護サブスペシャリティ実習を行う。

○老年看護実習

老年期に特有な疾患の診断、治療に至るプロセスを学び、看護の視点からそれらを統合する能力を修得する。特に、慢性期における高度実践老年看護に焦点を当て、医療機関に入院中の慢性期（急性増悪期を含む）から回復期の高齢者を担当し、高齢者が陥りやすい複雑で多様な疾病とその症状、健康障害について、専門的なアセスメントと健康レベルに応じた看護実践を提供する力を養う。さらに、高齢者ケア施設における高度実践老年看護では、地域包括ケアの要として多職種との協働・連携を図り、生活モデルの視点から、ケア施設における高度の看護実践ができる能力を養う。

○災害看護実習

災害に対する備えの時期、災害発生後の対応期、災害発生後の中・長期の各期において、災害サバイバーの身体・心理・社会ならびに生活の変化を個としても地域等の集団としても査定し、安心・安全を創りだすケアを提供する。さらに、備えの行動化に向けて市民や専門職に対する教育の提供、災害現場や関連した場における倫理調整、またパンデミック発生時における体制理解と対応力等の修得を目指す。

(2) 実習施設の確保と実習内容

実習は、精神看護学、老年看護学、災害看護学のそれぞれの領域において、良質な医療・看護・介護が提供されている医療機関・施設等で実施する（資料 8）。実習指導体制として、各領域の専門看護師や各領域において熟練した看護実践ができる看護職、また科目担当教員や専門看護師資格を有する教員、さらに医療機

関における実習指導者から、学生が指導を受けることができる体制を整える。個人情報保護、ならびに実習中の事故防止と事故対応については、倫理的配慮及び安全対策に関するマニュアル（資料9）に沿って対応する。

【資料8 専門看護師（CNS）実習先一覧】

【資料9 実習における倫理的配慮及び安全対策に関するマニュアル】

【博士後期課程】

博士後期課程においては、共通科目は講義形式、専門科目は講義形式の特論、及びプレゼンテーション・ディスカッションを主体とする演習で展開する。

2. 履修指導

博士前期・後期課程においては、次のように履修指導を行う。なお、研究科全体の時間割を資料に示している。

【資料10】看護学研究科 時間割（案）

【博士前期課程】

<研究者コース><専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学）>ともに共通して、次のように履修指導を行う。

【資料11-1】博士前期課程 履修モデル

- ①教員はすべての授業科目についてシラバスを作成し、授業概要、到達目標、授業計画、評価方法、及び使用参考書等を提示する。
- ②入学時に履修ガイダンスを実施し、看護学研究科の教育目標、カリキュラム、履修方法、時間割、研究指導方法、及び修了要件についての全体説明を行う。カリキュラムの説明に際しては、履修モデルを提示しながら、専門性に沿った科目選択ができるように支援する。また、主研究指導教員は、各学期の開始時に、各学生の学修ニーズ及び研究課題に沿って適切な科目を選択できるように個別に指導する。
- ③きめ細かな学修支援を行うために、教員はオフィスアワーを設定し、電子メールなどを活用し学修相談を行う。
- ④第14条特例が適用される学生（社会人学生）には、平日夜間・土曜開講、夏期・冬期休暇中の集中講義の開講、長期履修制度を活用して学修を継続できるように指導する。
- ⑤2年次前期には、修士論文または課題研究の提出方法及び修士論文の審査についての全体ガイダンスを実施する。全体ガイダンスに加えて、主研究指導教員は、上記について個別に学生指導を行う。

<研究者コース>

研究者コースにおいては、各分野の履修モデルに示すように、共通科目では必修科目(◎)である「看護理論」「看護倫理」「看護研究Ⅰ(総論)」の履修と、専攻領域によって履修する科目(○)を指定し、履修を薦める。特に、専門看護師コースを置く精神看護学・老年看護学・災害看護学の3領域の学生は、専門科目が多く設定されているため、履修することが望ましい科目(■)を示し、主研究指導教員と相談して履修する科目を選択する。また、専門科目においては、広い視点を養うために、学生が専攻した領域以外の専門科目1科目を必修選択科目(★)として履修するよう指導する。

<専門看護師コース(精神看護学・老年看護学・災害看護学)>

専門看護師コースにおいては、日本看護系大学協議会による教育課程基準に準じて、次のような履修指導を行う。共通科目は、必修科目の「看護理論」、「看護倫理」、「看護研究Ⅰ(総論)」、コース必修の「フィジカルアセスメント」、「最新病態生理学」、「臨床薬理学」とし、「看護教育論」、「看護管理論」、「コンサルテーション論」、「看護政策論」から1科目2単位以上を選択するよう指導する。さらに精神看護学、老年看護学、災害看護学の学生の主たる領域の履修モデルに沿って、演習、実習、課題研究を含む専門科目の必修科目の履修をするよう指導する。

【博士後期課程】

博士前期課程と同様に、入学時に履修ガイダンスを実施し、看護学研究科の教育目標、カリキュラム、履修方法、時間割、研究指導方法、及び修了要件についての全体説明を行う。

【資料 11-2】博士後期課程 履修モデル

学生が入学時に希望した主研究指導教員は、共通科目から必修科目の「看護科学哲学」と「看護学研究方法論」を履修するとともに、選択科目(「看護教育学」「高等社会統計学」)から1科目以上を選択することを指導する。なお、必要に応じて博士前期課程において、「国際看護論」を修得していない学生に対しては、国際性を涵養するために前期課程の同科目を履修するよう指導する。専門科目については、段階的に各能力が身につけられるように、各看護学特論は1年次に、演習は2年次に配置し、包括的問題発見力、多角的問題説明力、高度な問題解決力、そして研究能力の基盤を形成できるように支援する。研究科目は1～3年次の通年科目として配置し、入学早期より看護学の発展に資する研究計画の立案・実施に向けた支援を行う。2～3年次には、自身の研究を通して1年次に培った能力を強化できるように指導する。また博士後期課程を通して、学生が自立した教育・研究者となることができるよう主体的に学修を促進するよう指導する。

3. 研究指導

【博士前期課程】

主研究指導教員は、早期から学生が自身の研究課題を明確にして、問題解決に取り組めるように支援する。また、副研究指導教員は1年次前期に研究科委員会で2名を選出する。副研究指導教員は、主研究指導教員とともに全過程で学生のサポート・指導を行う。

修業年限を2年とした場合（資料12-1）、研究指導教員は、学生が1年次の定められた期間までに研究計画書が作成できるように支援する。そのために「看護研究Ⅰ・Ⅱ」が1年次の履修科目として配置されているが、主研究指導教員は、各学生の学修内容に対する理解度の確認や必要な学修資源（研究課題や研究方法に関する資料など）の提供や助言を通して、個別に学修指導を実施する。そして、1年次後期には、研究計画書に基づき倫理申請書を作成し、倫理審査手続きを経よう指導する。更に1年次末には、研究経過発表会を実施し、研究指導教員を中心とした複数の教員からのフィードバックを得られる全体指導の機会を整える。

2年次初めには、計画した研究が実施できるように学生を指導する。研究指導教員は、学生に学術的・技術的支援（研究倫理を遵守したデータ収集の確認、データベース管理とデータ分析方法に関わる指導、分析の信頼性・妥当性の確認、修士論文作成及び論文発表会に関わる支援など）を個別に提供する。また、必要時、研究スケジュールに基づいた研究進捗状況の確認・指導、研究者としての姿勢に対する教育、学生への精神的サポートなどを提供する。

また全体指導として、2年次後期初めに研究中間発表会を実施し、研究指導教員を中心とした複数の教員からフィードバックが得られる機会を設ける。

大学院設置基準第14条特例が適用される学生（社会人学生）については就業状況を考慮して、学生の希望する履修年限に沿って、その期間内に研究が終了できるように、学生が研究計画書作成から研究実施、及び学位論文作成までの研究スケジュールを計画できるように支援する。（資料12-2）

なお、専門看護師コースの「課題研究」の指導は、上記に準じることとする。

【資料12-1】論文指導・学位授与の流れ：博士前期課程 標準修業年限（2年間）の場合

【資料12-2】論文指導・学位授与の流れ：博士前期課程 長期履修（3年間）の場合

【博士後期課程】

履修年限内に研究が終了できるように、学生が研究計画書作成から研究実施、及び学位論文作成までの研究スケジュールを計画できるように支援する。（資料12-3）

主研究指導教員は、早期から学生が自身の研究課題を明確にし、課題解決に取り組めるように支援する。また、副研究指導教員は1年次前期に研究科委員会で2名を選

出し、次の役割を担う。

【資料 12-3】論文指導・学位授与の流れ：博士後期課程

- ①副研究指導教員は、主研究指導教員と協力して、学生の研究指導を行う。
- ②副研究指導教員は、主研究指導教員とは別の視点から学生の研究計画、学位論文の作成に関して研究指導教員と学生に対し独立して意見を述べ、学生の研究と論文に客観性を付与する。

博士後期課程における研究では、研究テーマを深く探究するために複数の研究ステップが必要とされる。そのため、1 年次末までに自身の研究テーマを決定できるよう、研究計画書を作成し（1 年次 9 月）、倫理審査を受けるように指導する（1 年次 11 月）。そして、研究指導教員を中心とした複数の教員からのフィードバックを得られる機会として、研究計画発表会を設ける（1 年次 3 月）。その後、研究指導教員と共に研究計画を決定し、研究計画に基づく研究活動を続ける。

研究指導教員は、学生に学術的・技術的支援（研究倫理を遵守したデータ収集の確認、データベース管理とデータ分析方法に係る指導、分析の信頼性・妥当性の確認など）を個別に提供する。また、必要時、研究スケジュールに基づいた研究進捗状況の確認・指導、研究者としての姿勢に対する教育、学生への精神的サポート、及び研究助成金獲得への助言などを提供する。全体指導としては、研究中間発表会を実施し（2 年次 6 月）、研究指導教員を中心とした複数の教員からフィードバックが得られる機会を設ける。また、研究指導教員は、論文作成を指導するとともに、国内外の学会発表や学術誌への投稿に向けた指導をし、2 年次以内に、発表・投稿を目指すよう指導する。

3 年次には、研究指導教員は引き続き、学生にデータ収集・分析に係る学術的・技術的支援を個別に提供する。また研究指導教員は学生に、博士論文作成及び公聴会（3 年次 9 月）に向けた支援に加え、投稿論文作成などの研究成果の公表に関わる支援も提供する。研究指導教員は、学生が公聴会の指導・助言を受けて、3 年次 12 月に論文の完成を目指すよう支援する。

4. 研究の倫理審査体制

博士前期課程・後期課程での倫理審査では、計画された研究は「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 研究倫理規程」に沿って審査される（資料 13）申請された研究内容について科学的観点及び専門的立場から研究実行上の課題、研究対象者への説明文書の妥当性などを検討し、倫理指針ガイダンス（平成 27 年 2 月 9 日文部科学省・厚生労働省制定。平成 27 年 3 月 31 日一部改訂。）等との適合性や社会的に配慮した適正な実施計画であるかについて審査する。そして必要に応じて、倫理申請書及び研究計画書等を学生に差し戻し、修正を求める。

研究倫理審査委員会は、①四天王寺大学各学部長から推薦された者（各 1 名）、②医学・医療の専門家等、自然科学の教員（若干名）、③倫理学・法律学の専門家等（若干名）、④その他学長が必要と認めた者（学外の学識経験者など若干名）から構成される（資料 14）。研究倫理審査委員会は、倫理的観点及び科学的観点から、研究者の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に申請書の審査を行い、必要に応じて、学生に助言を行う。そして、最終的に学長が研究倫理審査委員会の審議結果に基づいて、倫理審査申請書に関する指示、もしくは承認・不承認等の決定を行う。

【資料 13】四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部研究倫理規程

【資料 14】四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部研究倫理審査委員会規程

5. 修了要件

1) 博士前期課程

博士前期課程の標準修業年限は 2 年とする。ただし、社会人で長期履修制度を希望する学生の修業年限は 3 年とする。

<研究者コース>

博士前期課程を修了するためには、本課程に 2 年以上在学し、共通科目から必修 6 単位を含み 14 単位以上、専門科目から 9 つの領域のうち一つの領域を主たる領域として当該領域の「特論」、「演習」、「特別研究」を含み 14 単位以上及び他の領域から 2 単位以上の合計 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

<専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学）>

博士前期課程を修了するためには、本課程に 2 年以上在学し、共通科目から 14 単位以上（必修 6 単位を含み専門看護師コース必修科目のフィジカルアセスメント、最新病態生理学、臨床薬理学の 6 単位、及び看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論、看護政策論から 2 単位以上選択）を修得するとともに、専門科目から専門看護師コースが設置されている 3 つの領域（精神看護学・老年看護学・災害看護学）のうち一つの領域を主たる領域として当該領域の中から「課題研究」を含み 28 単位以上の合計 42 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

なお、特定の課題についての研究の成果の審査等は、修士論文の審査に準じることとする。

(1) 学位審査の実施

①学生の申請にもとづき、主研究指導教員は研究科長に当該審査の開始を要請する。

②研究科長は、当該学生が博士前期課程修了要件を満たしているかを確認し

た後、看護学研究科委員会の下に、論文審査委員会を設置する。

- ③研究科委員会は、「看護学特別研究」担当教員の中から主査 1 名，副査 2 名以上（外部審査委員を含むことができる）の審査委員の選出を行い、研究科長が指名する。
- ④審査委員には、看護学を専門とする教員が必ず含まれるものとする。また、審査の厳格性を保証するために、主研究指導教員は、当該学生の主査になることができないものとする。
- ⑤審査委員決定後に、主査は速やかに論文審査委員会を開催する。論文審査委員会は、審査の透明性を確保するために、原則公開審査とする。論文審査委員会の結果、論文が審査基準を満たしておらず、修正が必要と審査委員により判断された場合は、研究科委員会に報告した後、当該学生に論文を差し戻し、修正を求める。修正された論文は、再び論文審査委員会で審議するものとする。
- ⑥論文審査委員会で、提出論文が学位論文審査基準を満たしていると判断された場合は、最終試験を実施する。
- ⑦最終試験は審査委員全員による口頭試問とする。なお、研究科委員会において、論文審査委員会による学位論文審査及び最終試験の結果を審議する。
- ⑧学位論文については、看護学研究科に所蔵するとともに、四天王寺大学大学院研究論集にて、学生氏名、研究課題を掲載する。

（2）修士論文の審査基準

修士学位論文については、以下の基準により総合的に判断する。

- ①研究課題、目的及びその意義が明示されている。
- ②科学的研究手法に則って、研究が実施されている。
- ③四天王寺大学倫理審査委員会の承認を経て、研究が実施されている。
- ④研究実施の過程と研究成果が明示されている。
- ⑤学術論文体系に則って記述されている。
- ⑥研究者コース：申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められる。
専門看護師コース：専門領域の看護実践の質向上につながる研究である。

2) 博士後期課程

博士後期課程の標準修業年限は 3 年とする。

博士後期課程を修了するためには、博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の 18 単位以上（共通科目 6 単位以上、専門科目 4 単位以上、研究科目 8 単位）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学中に提出して、その審査及び最終試験に

合格しなければならない。

(1) 学位審査の要件

博士学位論文の審査を受けようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

- ①博士論文に関係した内容を、日本学術会議協力学術研究団体に所属している学会あるいは国際学会の学術集会で1回以上発表していること。
- ②博士論文に関係した内容を、査読付き学術専門誌にファーストオーサーとして1編以上、掲載または受理されていること。

(2) 学位審査の実施

学生の申請にもとづき、主研究指導教員は研究科長に当該審査の開始を要請し、研究科長は当該学生の博士後期課程修了要件を満たしているかを確認した後、看護学研究科委員会の下に論文審査委員会を設置する。

- ①研究科委員会は、「看護学特別研究」担当教員の中から主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）の審査委員の選出を行い、研究科長が指名する。
- ②審査委員には、看護学を専門とする特別研究担当教員が必ず含まれるものとする。「看護学特別研究」担当教員の中に、その学位論文の内容から適任者が十分でないとは判断した場合は、研究科委員会において選出後、学長の承認を経て、他大学の教員（本専攻博士後期課程「看護学特別研究」担当教員と同等以上の資質を有する者）に対し学外審査委員を委嘱できる。また、審査の厳格性を保証するために、主研究指導教員は、当該学生の主査になることができないこととする。
- ③審査委員決定後に、主査は速やかに論文審査委員会を開催する。
- ④論文審査委員会は、審査の透明性を確保するために、原則公開審査とする。論文審査委員会の結果、論文が審査基準を満たしておらず、修正が必要と審査委員により判断された場合は、研究科委員会に報告した後、当該学生に論文を差し戻し、修正を求める。修正された論文は、再び論文審査委員会で審議するものとする。
- ⑤論文審査委員会で、提出論文が学位論文審査基準を満たしていると判断された場合は、最終試験を実施する。最終試験は審査委員全員による口頭試問とする。論文審査委員会による学位論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会において審議される。
- ⑥学位論文の公表については、看護学研究科及び四天王寺大学図書館に所蔵し、四天王寺大学リポジトリで全文公開する。

(3) 博士論文の審査基準

博士学位論文については、以下の基準により総合的に判断する。

- ①看護学における博士としての十分な知識と研究能力を有し、看護学の発展に貢献できる。
- ②四天王寺大学倫理審査委員会の承認を経て、研究が実施されている（人を対象とした研究の場合）。
- ③研究の背景・意義について、先行研究の検討に基づいて明確に記述されている。
- ④先行研究や資料が適切に取り扱われており、当該研究分野における研究の水準に達している。
- ⑤当該研究領域の博士論文として、独自の研究結果に基づき一貫した論旨で構成されている。
- ⑥当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められる。
- ⑦論文審査委員会におけるの発表や質疑応答の内容が適切である。

なお、承認を得た博士論文は、機関リポジトリ以前、学位取得後の1～2年以内に学位審査要件にある国内外での学会発表及び国内外の学会誌に投稿することを課すこととする。

キ 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

校地及び運動場は、基礎となる看護学部及び既設学部（人文社会、教育、経営）、四天王寺大学短期大学部と共用する。総面積は 188,577.00 m²で、校舎、運動場のほか、学生用駐車場・駐輪場を整備し、学生の通学手段に便宜を図っている。

本学は聖徳太子が創設された敬田院の教えを礎とし、毎週行う礼拝や入学式、卒業式、学術講演等の行事のために1,500人が収容できる大講堂が設けられている。

また、本学のシンボリック存在の旧講堂（現在、講義室に使用）は、校舎群の中心にあり、キャンパス全体に仏教的な印象を与えるものになっている。既設の校舎は明るく、落ちついた印象を与える校舎のデザインと色彩・内装の統一感、座り心地の良い机・椅子の設置、教員との対話を意識した横長の教室の採用、採光・保温などへの配慮など、学生がキャンパスで過ごす時間を快適なものにする工夫を施している。

また、学生の自主的な学修を支援するため、図書館にはグループ学習室、コンピュータ室、ラーニングcommons、スタディーラウンジ、各学科の合同研究室などを設け、学生個々あるいはグループでコミュニケーションを図りつつ学修できる環境を整えている。時には、教員も参加し、ディスカッションを行いながら学生との距離を保ち支援も行っている。

運動施設は、グラウンド（30,611.60 m²※夜間照明設備完備）、テニスコート4面（2,953.60 m²）、総合体育館（7,530.06 m²※屋内プール・トレーニングジム完備）、武道場（1,447.43 m²）を設けている。

障がいをもつ学生に対しても施設使用上の配慮を行っており、キャンパスのバリアフリー化にも積極的に取り組んでいる。具体的にはエレベーターの設置や自動ドア、多機能トイレの増設及び段差解消のためのスロープ設置、点字ブロックの敷設、図書館には「いす式階段昇降機」も整備している。

2. 校舎等施設の整備計画

1) 既存教室等

基礎となる看護学部と同様に、既存学部、短期大学部と共用する。共用するのは、講義室 68 室、演習室 64 室、実験・実習室 31 室、情報処理施設 1 室などである。

2) 看護棟（講義室、実習室、研究室等）

平成 31（2019）年 4 月に看護学部を設置するにあたり、看護棟（総面積 4,100.96 m²）を整備した。同校舎には、講義室（2 室）、多目的講義室、カンファレンスルーム（6 室）、実習室（4 室）、シミュレーションセンター（コントロールルーム含む）、ディブリーフィングルーム、教員研究室（28 室）、教員共同研究室（3 室）、学部長室、学生用更衣室（男子・女子）、学生ラウンジなどを整備し、教育研究を進めるために十分な施設を擁する。実習室 1・2（各 162.4 m²）にはベッド（20 台）、沐浴槽や水道設備を設けている。実習室 3 にはベッド（4 台）、一般病棟 4 人部屋の場面を想定した配置にし、学内で実践に近い環境を整備。シミュレーションセンターには、高機能の患者型シミュレータを導入。看護学部と看護学研究科が共用して教育研究を行える環境があり、授業等で利用する時間が重複することがないように計画している。

また、既設学部が使用する 6 号館学舎には、実際の住宅を模した実習室があり、在宅療養を再現する演習に使用する。6 号館学舎とは、看護棟 2 階部分が渡り廊下でつながれ、実習室以外にも必要に応じて 6 号館の講義室を使用することが可能である。

大学院生の研究室としては、収容定員を超える座席数を確保した専用の院生研究室と資料室を整備し、学生一人ひとりにパソコンを用意するなど、研究活動に専念できる環境を整える。

【資料 15】看護学研究科 院生研究室配置図

3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館（平成 30 年 12 月現在の大学（短期大学部を含む））の蔵書冊数は約 30 万冊（うち外国書約 3 万 9 千冊）であり、既存の学部学科の教育上必備な資料を中心にカリキュラムに準拠した収書に努めている。平成 31 年度看護学部の設置に伴い、学年進行にあわせ、図書約 5 千冊（内 140 冊は外国書）、学術雑誌約 450 種（内 414 種は外国雑誌）を整備する。

看護学研究科の設置に伴い、専門看護師関連の図書も含め 230 冊（内 200 冊は外国

書)、学術雑誌 13 種 (内 11 種は外国雑誌) を新規に購入する。

なお、本学図書館では従来から国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービス「NACSIS-CAT」への参加に加えて、同研究所が提供する学術情報検索データベース「CiNii」、ネットアドバンスが提供している「ジャパンナレッジ Lib」等を導入し、学内ネットワークで利用可能になっている。さらに、電子ジャーナルとして株式会社メテオが提供する医療情報総合 Web サイト「メディカルオンライン」も既に導入しており教養から専門教育までを支援している。

図書館の利用環境においては、延べ床面積 4,246.44 m²に閲覧座席数 579 席のほか、パソコン室にパソコン 139 台、AV ブースを 8 箇所配置し教育研究のために相応しい環境を整えている。さらに、看護学部の設置に伴い、新たに電動式移動書架を増設しており、看護学研究科の設置に伴う図書追加分の蔵書スペースが確保されている。

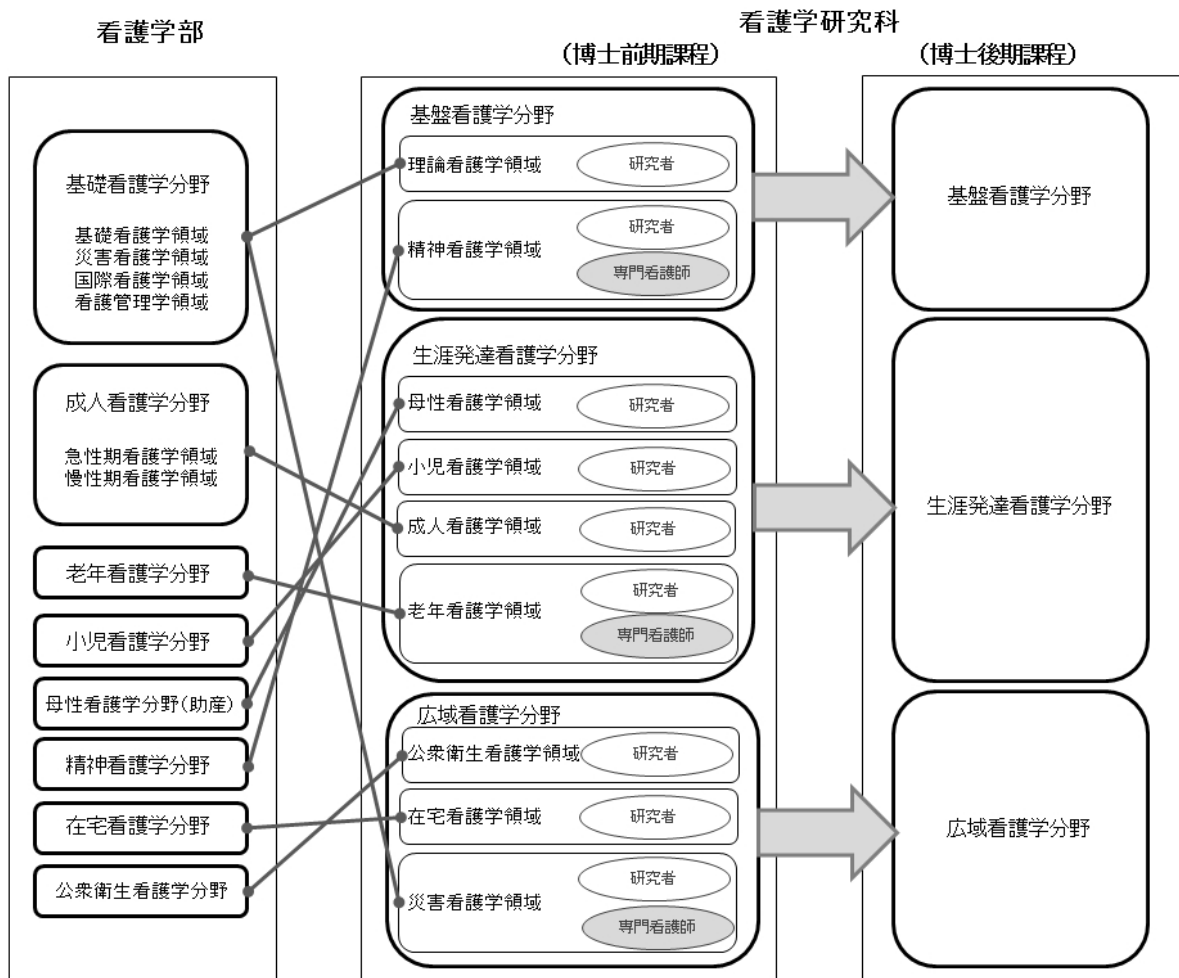
ク 基礎となる看護学部との関係

本学看護学部は、「和を以て貴しとなす」から始まる学園訓をもとに、心の「和」の教育を柱に、人と人の繋がりを大切にする健全な精神の育成を目指している。この聖徳太子が説く「和」には、人に対する和だけでなく、社会や環境に対する和の意味も込められている。さらに全ての人々が自ら宗教的情操を涵養し、理想とする未来像を描き、その実現のための強い意思を鍛えることを教育理念としている。この基礎教育において、地域におけるケアの重要性を認識し、少子・超高齢社会の健康課題に対応するべく、地元根ざして活動する、確かな専門的知識と技術を備えた、優しさをもって活動できるケアの専門職を育成することを目的としている。

看護学研究科では、この基礎教育を基盤にして培われた専門的知識・技術を持ったケア提供者を、さらに専門性を高めるために焦点化して、基盤看護学・生涯発達看護学・広域看護学の 3 分野に区分している。

博士前期課程の 3 分野においては、専門看護師養成を含めた実践領域を明確にするために 9 領域を設置し、博士後期課程においては専攻領域を広範に捉えるために 3 分野に統合した設置としている。

【図 看護学部と看護学研究科の関係】



ケ 入学者選抜の概要

1. 学生受け入れの方針

本研究科における育成する人材、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、受け入れる入学者に求める能力を、アドミッション・ポリシーとして次のように定める。

【博士前期課程】

- ①看護学の基礎的能力を有し、深い洞察力を持ち、自らの看護観を表現できる人
- ②看護専門職としての自覚と誇りを持ち、看護の質向上を目指せる人
- ③看護学の教育者・研究者への強い動機を有し、論理的思考のできる人
- ④看護専門職者として、生涯学習への強い動機を有し、それを実現できる人

【博士後期課程】

- ①実践・教育などの多様な場においてリーダーシップを発揮できる人
- ②看護学の発展に寄与できる研究力及び教育力を身につけるための強い意志を有する人
- ③学際的・国際的な視野を持ち、看護実践・看護学の発展・変革を目指せる人
- ④自らが専門とする看護実践・看護学を深め、次世代の育成を目指せる人

2. 出願資格

【博士前期課程】

本学看護学研究科の前期課程に入学することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。なお、入学を希望する者は、あらかじめ出願資格の確認及び希望する研究指導教員と事前相談を行うものとする。

(1) 研究者コース入学志願者

- ①大学を卒業した者及び卒業見込みの者
- ②大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び学位を授与される見込みの者
- ③外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- ④外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- ⑤文部科学大臣が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者及び修了見込みの者
- ⑥外国の大学等において、修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び学位授与される見込みの者
- ⑦文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者及び修了見込みの者
- ⑧本学看護学研究科において個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で入学までに 22 歳に達する者

(2) 専門看護師コース（精神看護学・老年看護学・災害看護学）入学志願者

上記（1）の①～⑧のいずれかに該当する者で、原則として入学時点で看護実務経験を 3 年以上有する者。

【博士後期課程】

本学看護学研究科の後期課程に入学することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。なお、入学を希望する者は、あらかじめ希望する研究指導教員と事前相談を行うものとする。

- ①修士の学位や専門職学位を有する者及び取得見込みの者
- ②外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者
- ③外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者
- ④文部科学大臣が外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者
- ⑤本学看護学研究科において個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で入学までに24歳に達する者

3. 選抜の方法及び募集定員

【博士前期課程】

博士前期課程の入学選抜は、筆記試験、面接試験及び出願書類審査により、アドミッション・ポリシーに基づいて総合的に評価する。

一般選抜の筆記試験は、外国語（英語）と専門科目（看護師国家試験レベルの看護に関する総合問題）、小論文とし、面接試験及び出願書類で学修意欲、適性及び研究計画等について確認して合否を判断する。なお、社会人選抜の筆記試験は、小論文のみとする。小論文は、専攻する看護領域の看護に関する1～2問の設問に対する論述を求める。

募集定員は、6人とし領域・コース毎の定員は設けない。

【博士後期課程】

博士後期課程の入学選抜は、筆記試験、面接試験及び出願書類審査により、アドミッション・ポリシーに基づいて総合的に評価する。

筆記試験は、外国語（英語）と小論文とし、面接試験及び出願書類で学修意欲、適性及び研究計画等について確認して合否を判断する。

募集定員は、3人とし分野毎の定員は設けない。

コ 大学院設置基準第14条による教育方法の実施

本学看護学研究科は、医療現場等で働く社会人の受け入れを視野においていることから、これらの学生が安心して修学できる教育的環境を整えるため、大学院設置基準

第 14 条及び四天王寺大学大学院学則第 16 条の規定を適用するとともに、長期履修制度の活用、さらには夜間・土曜開講制等の教育方法を取り入れることとした。

1. 修業年限

【博士前期課程】

博士前期課程の標準修業年限は 2 年であり、最大在籍可能年限を 4 年とする。ただし、職業を有している等の事由から履修や研究の時間が限られる学生については、長期履修制度を活用することにより修業年限を 3 年とし、計画的に教育課程を修め、研究ができるように指導する。

【博士後期課程】

博士後期課程の標準修業年限は 3 年であり、最大在籍可能年限を 6 年とする。なお、長期履修制度は適用しない。

2. 履修指導及び研究指導の方法

教員が履修指導や研究活動について、学生との面談結果に基づき、個人ごとに適した指導を行う。社会人学生に対しては、個々の実情により配慮した指導を行う体制として、学生向けのポータルサイトである IBU.net を利用したり、メールで連絡を行うなど、手厚い支援を実施する。

3. 授業の実施方法

昼間開講時間帯に出席できない学生のために、夜間帯の開講も実施する。社会人学生のそれぞれの事情を考慮して、平日の夜間（5～6 時限）及び土曜日（1～4 時限）において授業又は研究指導を行う。また、必要に応じて夏期・冬期休暇中の集中講義を開講するなど、学修しやすいように配慮した時間割とする。

4. 教員の負担の程度

本学の専任教員は、特定の時間又は時期に授業を行う場合でも、教員の負担が過度に増加しないように配慮する。特に、夜間開講や土曜開講をする場合には、時差出勤や休暇時間確保を促し、過度の負担とならないように留意する。また、専任教員は、週 1 日の研究日設定を原則としている。

本研究科を担当する教員の多くは学部教育にも携わるが、教員自身の研究時間を確保するため、授業科目の配置等にも配慮する。なお、最も担当する授業科目数が多くなると予測される教員を例に、当該教員の担当する大学院と学部授業の一週間の時間割を示す。

【資料 16】教員の時間割

5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館は、授業時間等を考慮して平日は 20 時 30 分まで、土曜は 17 時 30 分まで開館する。コンピュータ室については、パソコンを約 130 台設置し、平日は 20 時 30 分まで、土曜は 17 時まで開放している。

大学院研究室において、パソコンを学生に一人 1 台貸与し、電子ジャーナルの閲覧や統計解析ソフト S P S S 等を使用できるように研究環境を整える。また、看護学研究科資料室には、学生が研究するために必要な図書を配架し、図書館閉館後も閲覧できる環境を整える。

さらに、大学施設内においては無線 LAN を整備し、学生がノートパソコンなどを持参し学修を行う場合、ネット環境にスムーズに接続して情報収集等が行えるように配慮する。

学生への福利厚生は、研究指導担当教員が教育研究のみならず、相談支援を行う。また、心身の健康管理として、健康診断や保健室等での相談など、様々な体制を整えている。

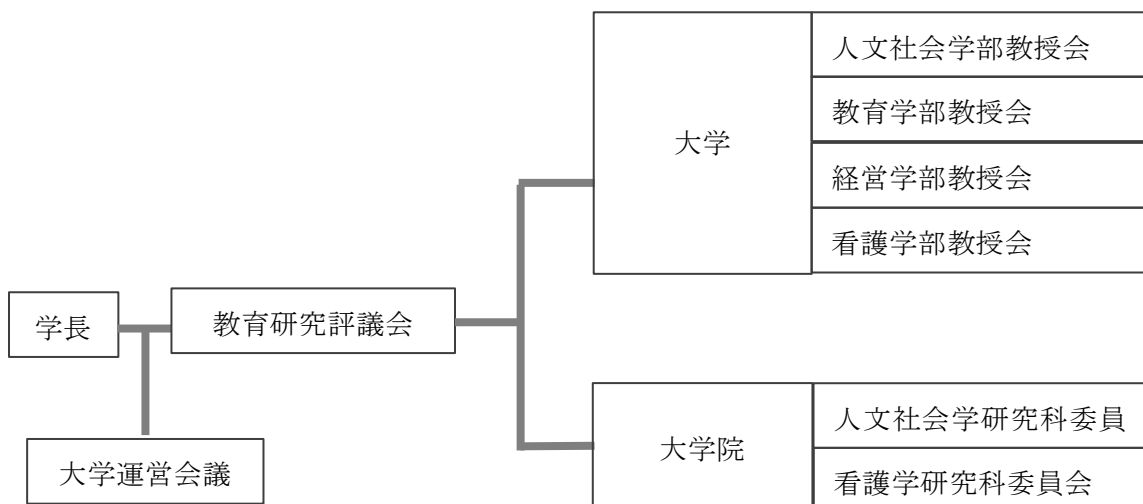
職員の配置については、学生に支障や不便をかけない体制を整えている。事務職員の時差出勤や土曜勤務、特別な行事等がある場合は、時間外勤務や休日勤務により対応する。

6. 入学者選抜の概要

社会人等で特例の適用を受けようとする者に対しては、事前資格審査の上、受験させる。アドミッション・ポリシー、出願資格、及び選抜方法については「ケ. 入学者選抜の概要 (p. 29)」に記したとおりである。

サ 管理運営

教育・研究・運営等に関する大学の意思決定の組織体系について次の図に示す。



本学大学院には、教育研究に関する重要な事項で学長が決定を行うにあたり、意見を述べる組織体として研究科ごとに研究科委員会を設置する。

また、全学的な教育研究等に関する事項については、各研究科長や学部長などで構成する教育研究評議会がその任にあたるように仕組みを構築している。看護学研究科の設置に伴い既設の研究科と同様の仕組みによって、学部と連携しつつ運営する。

1) 研究科委員会の役割等

各研究科には、研究科委員会を設置し、研究科の授業科目を担当する各専攻の本学大学院専任教員をもって組織し、研究科長がその委員会の運営にあたる。

研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べることとしている。

- ア 学生の入学および課程の修了に関する事項
- イ 学位論文の審査に関する事項
- ウ 学位の授与に関する事項
- エ 教育課程に関する事項
- オ 専任教員等の資格審査等に関する事項
- カ 学生の厚生補導ならびに学生の賞罰に関する事項

※研究科委員会の開催頻度は原則として1ヶ月に一回の開催としている。

【資料 17】 四天王寺大学大学院研究科委員会規程（案）

2) 教育研究評議会の役割等

教育研究評議会の構成員は、常務理事、学長、副学長及び学長補佐、学部長、研究科長、短期大学部長、各学部の学科長のうち1名、各部の部長・副部長、各センターのセンター長・副センター長及び図書館の館長・副館長、事務局長、事務局次長および課長とする。なお、審議事項は次のとおりである。

- ア 本学の教育研究の目的を達成するための中長期計画に関する事項
- イ 学則の改正および全学規則等の制定改廃に関する事項
- ウ 学部、学科、研究科、短期大学部、その他重要な組織の設置廃止に関する事項
- エ 学部、研究科、短期大学部、学内諸組織の連絡・調整に関する事項
- オ 教員人事に関する事項
- カ 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針および入学者受入れの方針に関する事項

- キ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に係る方針に関する事項
- ク 入試判定、卒業判定に係る方針に関する事項
- ケ 自己点検・自己評価および教員活動評価に係る方針に関する事項
- コ その他教育研究に関する重要事項

【資料 18】四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部教育研究評議会規程

3) 大学運営会議の役割等

大学運営会議は、学長の諮問機関として、本学の運営に関する企画立案、教育研究評議会に付する議案及び内容の検討、学内の意見調整を行う機関であり、その構成員は、教育評議会の主要なメンバーとする。

【資料 19】四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部大学運営会議規程

シ 自己点検・評価

本学では、四天王寺大学大学院学則第 3 条「自己点検・評価」に則り、教育研究上の目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら不断に点検及び評価を行い、その教育研究水準の向上を図っている。

実施体制としては、自己点検・自己評価委員会を設置している。自己点検・自己評価委員会は、常務理事を委員長とし、学長、事務局長、副学長、各学部長、研究科長、各部長・センター長、各課長等が委員として、点検・評価等を実施している。点検・評価事項については、以下の通りである。

- ア 建学の精神、目的および理念に関する事項
- イ 内部質保証に関する事項
- ウ 教育組織、教育制度に関する事項
- オ 教育課程、教育方法に関する事項
- カ 学生支援に関する事項
- キ 職員に関する事項
- ク 教育、学修環境に関する事項
- ケ 国際交流に関する事項
- コ 社会貢献に関する事項
- サ 管理、運営に関する事項
- シ 財務に関する事項
- ス 改革、改善に関する事項

セ その他、委員会が必要と認める事項

その結果を本学ホームページの「情報公開」に集約し、教育理念、教育研究上の目的、教育研究情報、財務情報などわかりやすく公表している。また、平成 27 年度には、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する」との評価を受けた。看護学研究科についても、既存の大学院研究科と同様の実施方法により、自己点検・評価を行う。

ス 情報の公表

本学では、私立大学という高い公共性を自覚し、社会への説明責任を果たすため、ホームページや大学案内等を通じて、本学の諸活動に関する情報（建学の精神、教育目的・教育内容、大学の運営状況等）を発信し、情報を公表している。

- ア 教育理念・教育目的
- イ 教育研究上の目的・3つのポリシー等
- ウ 教育研究情報
- エ 基本情報（理事長、学長、所在地、関連法人、関連学校など）
- オ 評価報告書（自己点検・評価報告書、認証評価機関の評価報告書）
- カ 学生に関する情報（入学者数・定員充足率の推移、在籍者数、卒業・修了者数、学位取得状況、卒業・修了者数、就職率・進学率など）
- キ 財務状況（決算関係書類一式、財務状況の推移ほか）
- ク 設置計画履行状況報告書（届出によるもの）
- ケ FSD 活動報告書
- コ 労働者に占める女性労働者の割合
- サ 教職課程（免許取得状況、教員就職状況など）

(<http://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/disclosure.html>)

今後、平成 30 年 11 月の中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」における提言等を踏まえ、公表することが望ましい情報として「学修成果・教育成果」と、すでに公表されている上記ア～サなどを含めてファクトブックを制作し、情報を公表する予定である。

さらに、大学が生み出す知的成果を広く社会と共有するため、機関リポジトリを運用し、審査に合格した博士論文や紀要をホームページ（四天王寺大学リポジトリ）に掲載する。

セ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

1) 実施体制

本学では、組織的な教育の改善に向けFD委員会を設置し、FD活動の推進を行っている。主な内容は、授業評価アンケートの実施、ルーブリック評価の導入、学内授業相互参観などの企画である。看護学研究科も同様に、FD活動の推進を図る。

また、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るためSD委員会を設置し、SD委員会を中心として大学職員の資質向上を図っている。主な内容は、事務職員階層別研修、課題解決に向けたワークショップ、新人職員向け研修、人事考課の評価者向け訓練などである。

なお、大学全体としては、大学の現状や課題などを共通認識とすることや意識改革を図るため、教員と職員が同時に参加する研修会やワークショップ、人権研修会などを開催している。

主な近年の取り組みは、以下のとおりである。

区分	年度	活動内容	備考
FD	28	学修成果の評価や設定、学修ポートフォリオに関する研修会など 授業研究に関する研修会の実施	
		学生アンケートの実施とリフレクションペーパーの作成及び集計 とフィードバック並びに教育内容・方法の改善	
		教員の教授力をお互いに研鑽するための授業相互参観の実施	
	29	教育改革に関する研修会など授業研究に関する研修会の実施	
		授業法の提案についてのFDフォーラム開催	
		学生アンケートの実施とリフレクションペーパーの作成及び集計 とフィードバック並びに教育内容・方法の改善	
		教員の教授力をお互いに研鑽するための授業相互参観の実施	
	30	授業方法、性的マイノリティ、障がい者支援のFDに関する研修 会の実施	
		学生アンケートの実施とリフレクションペーパーの作成及び集計 とフィードバック並びに教育内容・方法の改善	
		教員の教授力をお互いに研鑽するための授業相互参観の実施	

区分	年度	活動内容	備考
SD	28	年1回の事務職員階層別SD研修の実施	
		特定の課題に対して検討を行うワークショップの開催	
	29	年1回の事務職員階層別SD研修の実施	
		特定の課題に対して検討を行うワークショップの開催	
	30	年1回の事務職員階層別SD研修の実施	
		特定の課題に対して検討を行うワークショップの開催	
全体	28	年2回の人権研修・ハラスメント防止・障がい学生支援などに関する研修会の実施	
		年1回の教職員研修会の実施	
	29	年2回の人権研修・ハラスメント防止・障がい学生支援などに関する研修会の実施	
		年1回の教職員研修会の実施	
	30	年2回の人権研修・ハラスメント防止・障がい学生支援などに関する研修会の実施	
		年1回の教職員研修会の実施	
		建学の精神を具現化するために教職員合同ワークショップの開催	

2) 教員の資質向上に向けた方策

教育内容の改善を図るには、教員の教育能力の涵養が必要であるが、それには研究能力の一層の向上が求められている。教員が当該分野及び関連諸分野の学術研究の動向に精通している必要があり、教員が自らの研究力を高める必要があるため、本学では、研究活動の活性化を目的とした科学研究費補助金への申請を奨励する制度や教員個人の教育・研究・学術水準の向上を図ることを目的としたサバティカル制度を導入している。さらに、看護学研究科の設置を機に、領域や分野を超えた共同研究を進めるため、共同研究費を導入する。

以上

目次

(設置の趣旨等を記載した書類)

- 資料 1 社会福祉法人四天王寺福祉事業団 概要
- 資料 2 近隣の看護系大学院の設置状況
- 資料 3 四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程・博士後期課程（仮称・設置構想中）」設置に係るニーズアセスメント調査 最終報告書
- 資料 4 都道府県別専門看護師登録者数
- 資料 5 ディプロマ・ポリシーと科目との関係
- 資料 6 四天王寺大学大学院・四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部の専任教職員就業規則
- 資料 7 四天王寺大学大学院看護学研究科の設置に伴う定年年齢の延長に関する規程（案）
- 資料 8 専門看護師（CNS）実習先一覧
- 資料 9 実習における倫理的配慮及び安全対策に関するマニュアル
- 資料 10 看護学研究科 時間割（案）
- 資料 11 博士前期課程 履修モデル
- 資料 12 論文指導・学位授与の流れ
- 資料 13 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 研究倫理規程
- 資料 14 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 研究倫理審査委員会規程
- 資料 15 看護学研究科 院生研究室配置図
- 資料 16 教員の時間割
- 資料 17 四天王寺大学大学院研究科委員会規程（案）
- 資料 18 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部教育研究評議会規程
- 資料 19 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部大学運営会議規程

私たちは

四天王寺開祖聖徳太子が帰依(きえ)された仏教の精神(こころ)に基づき
人の幸せをよきところとして福祉社会の実現を目指します。

良質で信頼されるサービスを誠実に提供し

安心して暮らせる地域(まち)づくりに貢献します。

人の尊厳と主体的な生活を守るとともに

常に安全なサービス提供に努めます。

— —



高齢者福祉
事業



P05

保育・母子・
女性福祉事業



P06

安心をサポートする5つの柱

Five enterprises

高齢者に安心・安全な暮らしを提供するために

母子を守り、健やかな成長を促すために

これからも続く、未来のために。

For the future which continues from now on.

四天王寺福祉事業団は、四天王寺開祖聖徳太子のご偉業である四箇院の制の中、悲田院、施薬院、療病院を継承し、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行います。

障害福祉 事業



P07

成長と発達そして生活支援まで、共に歩むために

医療福祉 事業



P08

生きる活力、健康を支えるために

社会福祉 研修センター



P09

地域に質の高いケアサービス提供者をふやすために



高齢者に安心・安全な暮らしを提供するために。

「安心して暮らせる地域づくり」を使命に、
高齢者の方々が生活する上で抱える
多様なニーズにお応えできるよう、
介護・医療の専門職が連携しサポートいたします。

- ◎特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)
- ◎ショートステイ(短期入所生活介護)
- ◎通所介護(デイサービス)
- ◎軽費老人ホーム(ケアハウス)
- ◎訪問介護
- ◎居宅介護支援(ケアプランセンター)
- ◎在宅介護支援センター(総合相談窓口)
- ◎養護老人ホーム
- ◎訪問看護
- ◎訪問リハビリテーション
- ◎通所リハビリテーション
- ◎配食サービス



高齢者福祉対応施設一覧

- 四天王寺たまつくり苑
- 四天王寺きたやま苑
- 四天王寺紅生園
- 四天王寺大畑山苑
- 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター(ラポールひらかた)
- 四天王寺松風荘
- 四天王寺悲田院特別養護老人ホーム
- 四天王寺悲田院在宅
- 四天王寺悲田院養護老人ホーム

※左記サービスに対応していない事業所・施設もございますので、詳しくはお問い合わせください。



母子を守り、 健やかな成長を促すために。

四天王寺福祉事業団では社会環境やご家庭の事情等でお子様の養護・教育を実施することにお困りの方を支援する様々な事業がございます。お子様、保護者の方に安心してご利用していただける支援を行います。



保育・母子・女性福祉対応施設一覧

- 四天王寺夕陽丘保育園
- 四天王寺悲田院保育園
- 四天王寺悲田院児童センター研徳田

- ◎ 保育園
- ◎ 一時保育
- ◎ 子育て支援センター
- ◎ 児童センター
- ◎ 学童保育
- ◎ 母子生活支援
- ◎ 母子一時保護
- ◎ 子育て短期支援
- ◎ 婦人保護
- ◎ 婦人一時保護



※上記サービスに対応していない事業所・施設もございますので、詳しくはお問い合わせください。



成長と発達そして生活支援まで、 共に歩むために。

障害をお持ちのお子様から成人の方までの各種の施設が、役割と機能をもって様々なサービスを提供しています。保育士や介護福祉士などの福祉職員と、医師や看護師、リハビリテーションの専門家などのチームワークにより自立支援を目指しています。

- ◎相談支援
- ◎生活介護
- ◎居宅介護
- ◎重度訪問介護
- ◎移動支援
- ◎施設入所支援
- ◎短期入所
- ◎共同生活介護
- ◎療養介護
- ◎放課後等デイサービス
- ◎保育所等訪問支援
- ◎日中一時支援
- ◎就労継続支援B型
- ◎児童発達支援センター
- ◎地域活動支援センター
- ◎福祉型障害児入所施設
- ◎医療型障害児入所施設



障害福祉対応施設一覧

- 四天王寺さんめい苑
- 四天王寺和らぎ苑
- 四天王寺太子学園
- 島本町立やまぶき園
- 四天王寺悲田富田林苑
- 四天王寺悲田院
- 児童発達支援センター



※左記サービスに対応していない事業所・施設もございますので、詳しくはお問い合わせください。

生きる活力、 健康を支えるために。

当院は患者様視点での診療を追究し、「顔の見える病院、顔の見える医療」を病院理念としています。地域の中で特色のある医療サービス提供の一翼を担うことを目的とし、皆様や医療機関に関わられた病院を目指しています。



基本方針

1. 確かな医療技術を目指します。
2. 安全で安心できる患者本意の医療を目指します。
3. 社会に貢献できる人材の育成を目指します。
4. 地域に根ざした医療連携を目指します。

診療科目

- 内科
- 血液内科
- 神経内科
- 消化器内科
- 循環器内科
- 外科
- 消化器外科
- 乳腺外科
- 整形外科
- 眼科
- 耳鼻咽喉科
- 放射線科
- 人間ドック
- 集団健診
- リハビリテーション科
- がん検診
- 在宅酸素
- 医療相談
- 在宅ケア
- その他一般健診

■ 外来日程表

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	平成25年1月11日現在
内科	●	●	●	●	●	●	
午後	●	●	●	●	●	—	
外科	●	—	●	●	●	—	※1 乳腺外科のみ
午後	—	—	—	—	—	—	
整形外科	—	●	●	●	●	—	※2 予約診療のみ
午後	—	—	●	●	●	—	※3 予約診療のみ
眼科	●	●	●	●	●	—	
午後	●	—	—	—	—	—	
耳鼻咽喉科	●	●	●	●	●	—	
午後	—	●	●	—	●	—	※4 予約診療のみ
放射線科	—	—	●	—	—	—	

受付時間

	診察開始時間
月曜日～金曜日	8:30～12:00 13:00～15:00
土曜日(午前のみ)	8:30～11:30



地域に質の高いケアサービス 提供者をふやすために。

四天王寺社会福祉研修センターでは、地域における良質なケアサービス提供者をさらに充実させるために、さまざまな研修を行っています。知識、技術の向上を目指すとともに、福祉社会の実現のために貢献できる人材の育成に取り組んでいます。

開講講座

◎介護職員初任者研修

介護保険法施行令に基づき、介護に携わる者が業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができることを目的としています。介護福祉士へキャリアアップするための最初の研修となります。

◎実務者研修（平成28年10月開講予定）

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、医療的ケアを含めたより質の高い介護技術の習得を目的とした、働きながらでも学べる実践的な研修です。また、介護福祉士の資格を取得するためにも必須の研修であり（実務経験3年以上必要）、訪問介護事業所に配置されるサービス提供責任者の資格としても認められており、介護分野での幅広い活躍が期待できる研修です。

◎重度訪問介護従業者養成研修

障害者自立支援法に基づき、常時介護を必要とする身体に重度の障害をお持ちの方の居宅、並びに移動中の介護に従事しようとする方が資格を取得することを目的とします。障害者福祉サービスの質の向上を目指すし、重度訪問介護の業務に関する知識・技術を学ぶ研修です。



四天王寺社会福祉研修センターから 受講生への3つのお約束

1. 皆様が高い志をもって資格取得に望まれていると見え、私達も高い志をもって皆様に接します。
2. 皆様が充実した講義を受けていただけるよう学習環境を整えます。
3. 皆様の夢の実現の為、お手伝いさせていただきます。





1 島本町立やまぶさ園
〒618-0015 大阪府三島郡島本町青葉2-12-14
電話番号 075-961-8100

4 四天王寺たまつくり苑
〒543-0014 大阪府大阪市天王寺区玉造元町1-29
電話番号 06-6763-4115

7 四天王寺病院
〒543-0052 大阪府大阪市天王寺区大道1-4-41
電話番号 06-6779-1401

10 四天王寺大畑山苑
〒581-0000 大阪府八尾市大字恩智1092-2
電話番号 072-941-0252

13 四天王寺悲田院養護老人ホーム
〒583-0868 大阪府羽曳野市学園前6-1-1
電話番号 072-957-7511

10 四天王寺悲田院児童発達支援センター
〒583-0868 大阪府羽曳野市学園前6-1-1
電話番号 072-957-7516

19 四天王寺悲田富田林苑
〒584-0082 大阪府富田林市向陽台1-3-20
電話番号 0721-29-0320

3 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター
〒573-1191 大阪府枚方市新町2-1-35
電話番号 072-845-1701

5 四天王寺夕陽丘保育園
〒543-0002 大阪府大阪市天王寺区上汐5-2-24
電話番号 06-6772-4497

8 四天王寺さんめい苑
〒545-0005 大阪府大阪市阿倍野区三明町1-2-29
電話番号 06-6625-0471

11 四天王寺悲田院特別養護老人ホーム
〒583-0868 大阪府羽曳野市学園前6-1-1
電話番号 072-957-7512

14 四天王寺悲田院保育園
〒583-0868 大阪府羽曳野市学園前6-1-1
電話番号 072-957-7517

17 四天王寺社会福祉研修センター
〒583-0868 大阪府羽曳野市学園前6-1-1
電話番号 072-956-2985

20 四天王寺和らぎ苑
〒584-0082 大阪府富田林市向陽台1-3-21
電話番号 0721-29-0836

3 四天王寺松風荘
〒573-0013 大阪府枚方市星丘3-17-1
電話番号 072-848-2441

6 四天王寺きたやま苑
〒543-0035 大阪府大阪市天王寺区北山町9-6
電話番号 06-6773-1811

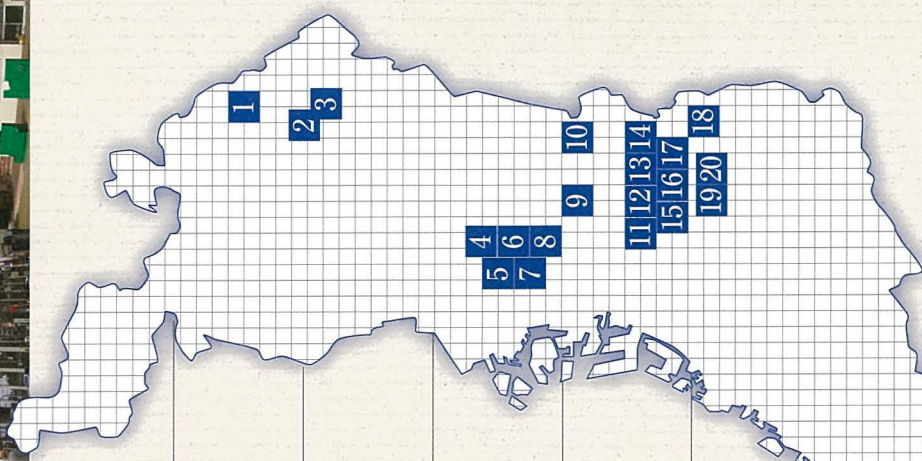
9 四天王寺紅生園
〒547-0021 大阪府大阪市平野区喜連東5-13-30
電話番号 06-6760-7611

12 四天王寺悲田院在宅
〒583-0868 大阪府羽曳野市学園前6-1-1
電話番号 072-957-3731

15 四天王寺悲田院児童センター研徳田
〒583-0868 大阪府羽曳野市学園前6-1-1
電話番号 072-957-7518

18 四天王寺太子学園
〒583-0992 大阪府南河内郡太子町山田3552
電話番号 0721-98-2030

★ お問い合わせ先／法人本部
〒543-0051 大阪府大阪市天王寺区四天王寺
1-11-18 電話番号 06-6771-7971



近隣の看護系大学院の設置状況



※ の大学は前期課程と後期課程を設置

四天王寺大学大学院
「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程・博士後期課程
(仮称・設置構想中)」
設置に係るニーズアセスメント調査
最終報告書

目 次

1章 学生確保の見通し調査（入学意向についてのアンケート調査）結果

- | | |
|---|----|
| 1. 「入学意向についてのアンケート調査」実施概要 | 3 |
| 2. 「入学意向についてのアンケート調査」集計結果 | 4 |
| 3. 学生確保の見通しについて（「入学意向についてのアンケート調査」結果ポイント） | 17 |

2章 人材需要の見通し調査（採用意向についてのアンケート調査）結果

- | | |
|---|----|
| 1. 「採用意向についてのアンケート調査」実施概要 | 21 |
| 2. 「採用意向についてのアンケート調査」集計結果 | 22 |
| 3. 人材需要の見通しについて（「採用意向についてのアンケート調査」結果ポイント） | 28 |

1. 「入学意向についてのアンケート調査」実施概要

四天王寺大学が 2020 年度に設置予定の四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程・博士後期課程（仮称・設置構想中）」における学生確保の見通しを測定するために、「入学意向についてのアンケート調査」（無記名式）を看護職者、看護系教員、看護系学生を対象に実施した。2,524 件配布し、計 822 件の有効回答（アンケート調査用紙）を回収の上で集計を行った結果、**博士前期課程については予定する入学定員 6 名を大きく上回る 86 人が「受験したい」とし、うち 38 人が「入学したい」、ほか 47 人が「状況によって入学を検討する」と回答**した。また、**博士後期課程についても予定する入学定員 3 名を上回る 7 人が「受験したい」とし、うち 5 人が「入学したい」、ほか 2 人が「状況によって入学を検討する」と回答**した。

<p>調査対象 (依頼先)</p>	<p>大阪府南部を中心に、隣接する奈良県・和歌山県を所在地とする、以下の機関・施設、計 354 箇所※の看護職者・看護系教員・看護系学生を対象とした。【 】内はアンケート用紙の配布件数である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 病院 218 箇所【2,019 件】 2. 介護老人保健施設 20 箇所【60 件】 3. 特別養護老人ホーム 36 箇所【108 件】 4. 訪問看護ステーション 21 箇所【63 件】 5. 看護学部を設置する他大学 14 箇所【42 件】 6. 地方自治体 44 箇所【132 件】 7. 社会福祉法人四天王寺福祉事業団（病院、複数の高齢者福祉施設を運営）【100 件】 <p>※社会福祉法人四天王寺福祉事業団は 1 箇所カウントとした。</p>
<p>調査内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 回答者の基本情報（居住地、勤務・所属先、保有または取得予定資格、社会人の場合は勤務年数、学歴） ● 学歴が大学卒までの場合、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程（仮称）」の受験・入学意向 ● 学歴が大学院修了の場合、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程（仮称）」の受験・入学意向 ● 受験を希望しない場合の理由など <p>以上、全 15 問で主に選択肢式。一部記述を含む。</p>
<p>調査時期</p>	<p>2018 年 11 月～12 月</p>
<p>調査方法</p>	<p>対象先（依頼先）の人事・採用担当者、看護部長等宛てにアンケート調査用紙を郵送し、看護職者・看護系教員・看護系学生へのアンケート調査用紙・返送用封筒の配布を依頼。個別に回答の上、直接返送を得る形とした。</p>
<p>回収件数</p>	<p>822 件（配布 2,524 件に対し、回収率 32.6%）</p>

2. 「入学意向についてのアンケート調査」集計結果

※「構成比」(%) はいずれも、小数点第二位を四捨五入。

問1 あなたの性別をお答えください。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 女性	749	91.1%
2. 男性	66	8.0%
(無回答)	7	0.9%
合計	822	100.0%

問2 あなたが現在、お住まいの府県をお答えください。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 大阪府	716	87.1%
2. 奈良県	81	9.9%
3. 和歌山県	10	1.2%
4. 兵庫県	9	1.1%
5. 京都府	4	0.5%
6. 滋賀県	0	0.0%
7. その他	0	0.0%
(無回答)	2	0.2%
合計	822	100.0%

問3 あなたの現在の所属先（勤務先・通学先）・状況についてお答えください。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 病院	786	95.6%
2. 介護保険関連施設	11	1.3%
3. 訪問看護ステーション	7	0.9%
4. 行政（保健センター・保健所）	4	0.5%
5. 大学教員（看護系）	6	0.7%
6. 大学院生	0	0.0%
7. 大学生（学部生）	0	0.0%
8. その他	4	0.5%
(無回答)	4	0.5%
合計	822	100.0%

問4 あなたが保有している免許・資格をお答えください。現在学生の方は取得予定のものをお答えください。
（あてはまるものすべてにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 看護師	815	99.1%
2. 保健師	73	8.9%
3. 助産師	48	5.8%
4. その他	47	5.7%

※ 問4は複数回答項目のため、回答数は延べ。

※ 各構成比 = 回答数 ÷ 822人（全回答者数）

問5 あなたの看護職者としての累計勤務年数、加えて看護教員の方は教員としての累計勤務年数をお答えください。
（それぞれ、あてはまるもの1つにチェックしてください）

【看護職者としての累計勤務年数】

選択項目	回答数	構成比
1. 2年未満	48	5.8%
2. 2～4年	71	8.6%
3. 5～9年	145	17.6%
4. 10～14年	110	13.4%
5. 15～19年	121	14.7%
6. 20年以上	323	39.3%
7. 経験なし	2	0.2%
（無回答）	2	0.2%
合計	822	100.0%

【看護教員としての累計勤務年数】

選択項目	回答数	構成比
1. 2年未満	26	3.2%
2. 2～4年	6	0.7%
3. 5～9年	18	2.2%
4. 10～14年	9	1.1%
5. 15～19年	7	0.9%
6. 20年以上	8	1.0%
7. 経験なし	485	59.0%
（無回答）	263	32.0%
合計	822	100.0%

問6 あなたの最終学歴をお答えください。現在学生の方は予定のものをお答えください。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 専門学校卒	551	67.0%
2. 短期大学卒	91	11.1%
3. 高校看護科卒	27	3.3%
4. 大学卒	125	15.2%
5. 大学院修士課程修了以上	21	2.6%
(無回答)	7	0.9%
合計	822	100.0%

※ 学生の場合は見込みとなる最終学歴を回答した。

次の問7～10は、問6で最終学歴が「1. 専門学校卒」「2. 短期大学卒」「3. 高校看護科卒」「4. 大学」とした計794人に対し、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」概要を見た上で回答を求めた。

問7 あなたは四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」を受験したいと思いますか。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 受験したい	86	10.8%
2. 受験しない	696	87.7%
(無回答)	12	1.5%
合計	794	100.0%

次の問8～10は、問7で「1. 受験したい」とした86人に回答を求めた。

問8 あなたは四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」を受験し合格した場合、入学したいと思いますか。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 入学したい	38	44.2%
2. 状況によって入学を検討する	47	54.7%
(無回答)	1	1.2%
合計	86	100.0%

問9 四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程（仮称）」において、あなたが希望するコースをお答えください。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	全体		問8「入学したい」		問8「状況に～」	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1. 高度実践看護師コース	62	72.9%	25	65.8%	37	78.7%
2. 研究者コース	17	20.0%	9	23.7%	8	17.0%
（無回答）	6	7.1%	4	10.5%	2	4.3%
合計	85	100.0%	38	100.0%	47	100.0%

（問9で）「高度実践看護師コース」をお選びの場合、あなたが希望する領域をお答えください。（あてはまるもの1つにチェック）

選択項目	全体		問8「入学したい」		問8「状況に～」	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1. 精神看護	8	12.9%	1	4.0%	7	18.9%
2. 成人看護	25	40.3%	13	52.0%	12	32.4%
3. 災害看護	11	17.7%	3	12.0%	8	21.6%
4. 老人看護	17	27.4%	8	32.0%	9	24.3%
（無回答）	1	1.6%	0	0.0%	1	2.7%
合計	62	100.0%	25	100.0%	37	100.0%

問10 あなたが四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」に「入学したい」または「状況によって入学を検討する」とされた理由をお答えください。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	全体		問8「入学したい」		問8「状況に～」	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1. 臨床の現場で活かせる高度な専門知識の修得と研究力を高めたいので	39	45.9%	19	50.0%	20	42.6%
2. 修士の学位を取得し、キャリアアップを図りたいので	29	34.1%	13	34.2%	16	34.0%
3. 将来、臨床の現場の指導者、指導的役割を担いたいので	8	9.4%	1	2.6%	7	14.9%
4. 将来、教育者、研究者になりたいので	3	3.5%	3	7.9%	0	0.0%
5. その他	2	2.4%	0	0.0%	2	4.3%
（無回答）	4	1.6%	2	5.3%	2	4.3%
合計	85	100.0%	38	100.0%	47	100.0%

【問10にて「5.その他」を選択した回答者の記述内容】

※4人から回答を得た。原文通り。順不同。（ ）内は居住地および現在の勤務先または所属先。

1.	定年退職者の自己啓発または現職職員の援助ができればと思っています。（大阪府 / 病院）
2.	仕事が忙しいので調整できるようになれば入学したいと思う。（大阪府 / 病院）
3.	金銭的に全額負担となると難しい。奨学金などがあれば検討したいと思う。仕事をやめるのは無理だし、家庭もあるので仕事をしつつ通えるのかにもよる。母性看護専門看護師の資格はとりたいと考えている。（大阪府 / 病院）
4.	夜勤をやめたい。（大阪府 / 病院）

次の問 11～13 は、問 6 で最終学歴が「5. 大学院修士課程修了以上」とした計 21 人に対し、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程（仮称）」概要を見た上で回答を求めた。

問 11 あなたは四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程(仮称)」を受験したいと思いますか。
(あてはまるもの 1 つにチェックしてください)

選択項目	回答数	構成比
1. 受験したい	7	33.3%
2. 受験しない	12	57.1%
(無回答)	2	9.5%
合計	21	100.0%

次の問 12～13 は、問 11 で「1. 受験したい」とした 7 人に回答を求めた。

問 12 あなたは四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程（仮称）」を受験し合格した場合、入学したいと思いますか。（あてはまるもの 1 つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 入学したい	5	71.4%
2. 状況によって入学を検討する	2	28.6%
(無回答)	0	0.0%
合計	7	100.0%

問 13 あなたが四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程(仮称)」に「入学したい」または「状況によって入学を検討する」とされた理由をお答えください。（あてはまるもの 1 つにチェックしてください）

選択項目	全体		問 8「入学したい」		問 8「状況に～」	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1. 臨床の現場で活かせる高度な専門知識の修得と研究力を高めたいので	1	14.3%	0	0.0%	1	50.0%
2. 博士の学位を取得し、キャリアアップを図りたいので	4	57.1%	3	60.0%	1	50.0%
3. 将来、臨床の現場の指導者、指導的役割を担いたいので	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 将来、教育者、研究者になりたいので	2	28.6%	2	40.0%	0	0.0%
5. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
(無回答)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	7	100.0%	5	100.0%	2	100.0%

次の問14・15は、問7で博士前期課程を「2. 受験しない」とした696人および問11で博士後期課程「受験しない」とした12人、合計708人に対しに回答を求めた。

問14 あなたが四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」あるいは「同 博士後期課程(仮称)」を「受験しない」とされた理由をお答えください。（あてはまるもの全てにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 大学院に進学する必要性を感じないため	340	48.0%
2. 四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」あるいは「同 博士後期課程(仮称)」に魅力を感じないため	83	11.7%
3. 経済的、金銭的理由	283	40.0%
4. 仕事が忙しいため	306	43.2%
5. 子育て中のため	133	18.8%
6. 家庭の事情	75	10.6%
7. その他	97	13.7%

※ 上記は複数回答項目のため、回答数は延べ。

※ 各構成比 = 回答数 ÷ 708人（問7で「2. 受験しない」とした696人、問11で「2. 受験しない」とした12人の合計）

【問14にて「7.その他」を選択した回答者の記述内容】

※108人から回答を得た。原文通り。順不同。（ ）内は居住地および現在の勤務先または所属先。

1.	55歳という年齢（大阪府 / 病院）
2.	通信に進学中のため（大阪府 / 病院）
3.	府大が母校のため、もし行くのであればそちらに行くため。（大阪府 / 病院）
4.	時間が足りない。（大阪府 / 病院）
5.	年齢的に。（大阪府 / 病院）
6.	高齢であるため。（大阪府 / 病院）
7.	募集人数が少ないので合格がむずかしいと思うので。（大阪府 / 病院）
8.	修士をとりたいと思わないため。研究などより、患者と関わる内容の仕事をつづけたいため（大阪府 / 病院）
9.	医療センター付属校卒業のため、内容は充実していたと思うため（大阪府 / 病院）
10.	専門卒なので、年齢と。（大阪府 / 病院）
11.	進学する場合、自身の出身大学を受験しようと思うため。（大阪府 / 病院）
12.	先に大学進学が必要がある。（大阪府 / 病院）
13.	進学は考えているが、行く大学までは考えていません。（大阪府 / 病院）
14.	高齢の為（大阪府 / 病院）
15.	50歳であり、これ以上望みません。（大阪府 / 病院）
16.	修士課程卒だから。博士へ行くなら医大が良い（大阪府 / 病院）
17.	年齢的に学習が難しいのではないかと考える（大阪府 / 病院）
18.	特に興味がないため。（大阪府 / 病院）
19.	年齢的にキャリアアップには遅いかなど。（大阪府 / 病院）
20.	四天王寺高等学校出身ですが四天王寺高校および四天王寺の理念が死ぬほど嫌いなので行きたくはない。ただのうらみごとです。（大阪府 / 病院）
21.	50歳代で、現状の勤務と学習、役割で手一杯。（大阪府 / 病院）
22.	今年他の大学院を受験予定のため、前期課程は受験しませんが、後期課程なら検討したいです。（大阪府 / 病院）
23.	興味がない（大阪府 / 病院）
24.	現在勉強を進めており、将来性の決定にはまだ早いと感じるため（大阪府 / 病院）
25.	希望する領域（母性看護）がないため（大阪府 / 病院）

26.	年齢が高くて、卒業後～定年まで短いから。(大阪府 / 病院)
27.	まずは、短大（進学コース）卒なので、大卒を考える。(大阪府 / 病院)
28.	興味がない (大阪府 / 病院)
29.	大学を卒業していないため (大阪府 / 病院)
30.	府立で修学中 (大阪府 / 病院)
31.	年齢的に無理 (大阪府 / 病院)
32.	もう年なので頭がおいつかない (大阪府 / 病院)
33.	仕事が退職扱いとなる為 (大阪府 / 病院)
34.	他大学院を卒業しているため (大阪府 / 病院)
35.	年齢 (大阪府 / 病院)
36.	大学院修士課程に在学中のため (大阪府 / 病院)
37.	大学院への進学は興味あるが、受講したいと希望するコースが現時点では開設予定のないため。自身が卒業した大学に大学院があるため。(大阪府 / 病院)
38.	年齢 (大阪府 / 病院)
39.	遠いため (大阪府 / 病院)
40.	将来的にはわからないが、現時点で大学院検討することが現実的でないため (大阪府 / 病院)
41.	年齢を考えると体力的にも能力的にも負担が大きい (大阪府 / 病院)
42.	専門学校卒のため、受験資格がない (大阪府 / 病院)
43.	通学に時間を要するため (大阪府 / 病院)
44.	他校を考えている (大阪府 / 病院)
45.	どちらともいえないという感じです。(大阪府 / 病院)
46.	年齢的なこと (大阪府 / 病院)
47.	通学するのに遠方すぎる (大阪府 / 病院)
48.	学びたい気持ちはあるが学力についていけるか不安 (大阪府 / 病院)
49.	まだ勤務年数も短く、研究できるとは思えないため (大阪府 / 病院)
50.	進学するなら府大の大学院がある為 (大阪府 / 病院)
51.	これ以上は望まないため (大阪府 / 病院)
52.	通いにくい (立地条件) (大阪府 / 病院)
53.	余暇をゆっくりすごしたい (大阪府 / 病院)
54.	看護師としてのスキルアップ不足。看護師の経験年数が10年未満であり、自信がない。(大阪府 / 病院)
55.	年齢 (大阪府 / 病院)
56.	年齢的にきびしいかなと思う (大阪府 / 病院)
57.	あと、年齢的に理解力や記憶力の低下があります。(大阪府 / 病院)
58.	大学卒でないため受験できない (大阪府 / 病院)
59.	自身の年齢 (大阪府 / 病院)
60.	興味がないから (大阪府 / 病院)
61.	アクセスがあまり良くないところ (大阪府 / 病院)
62.	研究指導の実績や修了者の質を確認させていただいた上で、研究指導して頂きたい教授がいらっしゃれば検討したいと思います。(大阪府 / 病院)
63.	四天王寺に必要性を感じない (大阪府 / 病院)
64.	仕事を休んで行かなければならない＝金銭的理由 (大阪府 / 病院)
65.	現段階では受験を考えていない (大阪府 / 病院)
66.	今のままで良い (大阪府 / 病院)
67.	もう若くない。看護は仕事だけでたくさんという思い。目が疲れるので勉強がきびしい。(大阪府 / 病院)
68.	年齢 (大阪府 / 病院)
69.	年齢的 (大阪府 / 病院)
70.	准看護師だから (大阪府 / 病院)
71.	高齢なため (大阪府 / 病院)

72.	年齢と病気（大阪府 / 病院）
73.	定年が近い（大阪府 / 病院）
74.	認定看護師の方に興味がある（大阪府 / 病院）
75.	修士を目的としており、博士に予定なし（大阪府 / 病院）
76.	家から通いにくい（大阪府 / 病院）
77.	進学する意志がないため（大阪府 / 病院）
78.	大阪府立大学（旧 府立看護大学）卒業のため、博士課程を受講する際には系列へ通います。（大阪府 / 病院）
79.	他に進学が決まっている。（修士）（大阪府 / 病院）
80.	専攻内容がわからない（大阪府 / 病院）
81.	年齢的に大学に行くことは学力的、体力的に困難（大阪府 / 病院）
82.	他のキャリアアップの予定があるため（大阪府 / 病院）
83.	まだ不明（大阪府 / 病院）
84.	年齢（大阪府 / 病院）
85.	学ぶ体力、気力の低下（大阪府 / 病院）
86.	介護（大阪府 / 病院）
87.	学位を持たないため（大阪府 / 病院）
88.	持ち帰りの仕事もあるため、精一杯で学びたい気持ちもあるが現状無理である。（大阪府 / 病院）
89.	看護2部卒業のため受験資格がない（大阪府 / 病院）
90.	アクセスは少し不便に感じた。（大阪府 / 病院）
91.	別の博士後期課程 在学中のため（大阪府 / 病院）
92.	年齢（大阪府 / 病院）
93.	看護師免許をすでに取得しているため（大阪府 / 病院）
94.	他学の大学院生のため。（大阪府 / 病院）
95.	年齢的に難しいと思う。（大阪府 / 病院）
96.	まず大学資格が必要であるため（大阪府 / 病院）
97.	助産師資格をとったため（大阪府 / 病院）
98.	研究科以外で考える（大阪府 / 病院）
99.	修了後の進路の具体的なイメージがわからない為（大阪府 / 病院）
100.	年齢的に限界を感じる（大阪府 / 病院）
101.	年齢的な問題もある（大阪府 / 病院）
102.	看護とは異なる勉強をしたい（大阪府 / 病院）
103.	居住が変更になるため（大阪府 / 病院）
104.	他大学で同じようなことを修学中のため（大阪府 / 病院）
105.	地元に戻る予定があり関西を離れるため（大阪府 / 病院）
106.	遠い、がん看護がない。（大阪府 / 病院）
107.	大学に受験する学力がない。（大阪府 / 病院）
108.	遠いです。（大阪府 / 病院）

問15 よろしければ、どのような条件が整えば看護系大学院への進学を検討されるかご記入ください。

※94人から回答を得た。原文通り。順不同。（ ）内は、居住地および現在の勤務先または所属先。

1.	仕事場の勤務、金銭的援助（大阪府 / 病院）
2.	病院経営や管理分野があれば考えたい（大阪府 / 病院）
3.	60歳以上も現役で役職を活かしてフルタイムで働ける職場があれば勉強したい気持ちもあります。（大阪府 / 病院）
4.	奨学金制度、就職支援（大阪府 / 病院）
5.	通信、社会人対応枠があればうれしいです。（子育て）。金銭面。（大阪府 / 病院）
6.	受講で得られる資格が病院に必ず必要とされるものになれば進学する。（診療報酬が得られる、自身の給料があがるなど）（大阪府 / 病院）

7.	現場では専門看護師等の需要も少なく、給料面での反映も少ない為専門看護師の免許に見合うだけのメリットもなく自己満足に終わってしまうと感じる。また、現場で仕事することで人間的に成長できると考えているので研究職にも興味がもてないため。(大阪府 / 病院)
8.	子育てしているので考えられないです (大阪府 / 病院)
9.	時間、金銭的余裕 (大阪府 / 病院)
10.	十分な時間と能力があれば検討する。(大阪府 / 病院)
11.	進学した時にどれくらいの時間を必要とするのかイメージができない。ベースの学力があっているのか判断できない。(大阪府 / 病院)
12.	時間的余裕 (大阪府 / 病院)
13.	進学への意志は全くありません。(大阪府 / 病院)
14.	結婚していれば家族の協力が得られ、経済的に余裕があり年齢がわかれば進学を検討する。大学院に行って勉強したいと思う意欲があれば進学を検討する。(大阪府 / 病院)
15.	入学金がもう少し安く、職場の支援が充実したら。大学院への進学は興味あるが金銭面がやはり困難。(大阪府 / 病院)
16.	現実的に難しいと思いますが、学費が安く仕事を辞めずに臨床のことは見ながら勉強できるのであれば検討したいと思います。年齢的にも不問であれば尚いいと思います。(大阪府 / 病院)
17.	仕事を一度休んでまでどうしても、勉強したいことが見つければ、進学を検討をしたいと思います。(大阪府 / 病院)
18.	時間に余裕ができれば (大阪府 / 病院)
19.	子供がいるし、自分の時間にゆとりが持てるようになったとき。(大阪府 / 病院)
20.	助産、産科の専門 NS 課目があれば。(大阪府 / 病院)
21.	大学も卒業していないので、そこからスタートするのは年齢的に厳しいのと、卒後需要があるかもわからないので。又、大学院生中の生活も気になります。(収入がなくなるので) (大阪府 / 病院)
22.	卒業生で第一線で活躍している方がいることが一番魅力を感じます。(大阪府 / 病院)
23.	育児が少し落ち着けば、キャリアアップのために入学したいと考えています。(大阪府 / 病院)
24.	子育てが一段落すれば再考したい。(大阪府 / 病院)
25.	看護師にとって本当に必要であれば。現在医師も看護師も学歴重視になってきており、人間性に欠けている人が多い気がします。もっと人間性を重視して、本当の意味での患者さん中心の医療になってくれればと思います。(大阪府 / 病院)
26.	大学院に通うことで、その後の給与面等の待遇が保障されたら検討する責任ばかり増えて何も反映されないのでは学ぶ価値がない。または学ぶことで今後どのように活用できるのか納得できれば検討する。(大阪府 / 病院)
27.	職場のサポート (大阪府 / 病院)
28.	看護研究や資格取得に魅力価値があると感じたら。(大阪府 / 病院)
29.	進学後の働き方が不安。キャリアをどのように活かしていけるかが安定して見れば検討もある。40代なので生活の維持を考えると収入が必要。(大阪府 / 病院)
30.	必要性にかられれば進学を検討するかもしれない。(大阪府 / 病院)
31.	学費が安いこと。社会人をしながら通学できるよう、授業のプログラムが組まれること (夜間や土日)。羽曳野に通学しにくい (交通網) (大阪府 / 病院)
32.	病院からの支援制度 (学費、休職中の待遇など) (大阪府 / 病院)
33.	奨学金制度 (大阪府 / 病院)
34.	年齢的にも体力に自信がなく仕事と家庭と勉強する余裕もないです。(大阪府 / 病院)
35.	金銭的に安価であれば考える (30万円前後)。子育て中であり通信などの制度があれば魅力的である。研究したいと思う分野がなく、そこまで臨床経験をつんでいない。新しく学ぶのであれば研究ではなく臨床で学びたいと思う。研究したことをどのように臨床に活かせるのかイメージがつかない。(大阪府 / 病院)
36.	金銭面、経済面のカバーが充実している。子供が自立すれば、大学、大学院進学は検討したい。働きながら進学できること。(大阪府 / 病院)
37.	休職中の経済的支援 (大阪府 / 病院)
38.	学費が高いとなかなか進学しにくいかと思います。実習病院への就職など奨学金制度を充実させ、負担を軽減させるのも良いかと思います。(大阪府 / 病院)
39.	進学する必要性や興味がないため検討しない。(大阪府 / 病院)
40.	経済的ゆとりがあり、職場でも休職が認められるなら検討する。年齢的に40代までなら検討する。(大阪府 / 病院)
41.	管理職でなかなか休めない (大阪府 / 病院)
42.	NP 特定行為研修機関にすれば良いと考える。(大阪府 / 病院)
43.	全日通学するのは無理なので仕事をしながら通えるのであれば学びたい (大阪府 / 病院)
44.	職場の制度 通常人不足で休職など不可能 (大阪府 / 病院)
45.	キャリアアップも考えた上であれば進学を検討します。(大阪府 / 病院)
46.	自分は看護学修士ではなく、人間学修士である。今後のキャリアアップを考える時に、看護学博士に進学する意味を感じない。(大阪府 / 病院)

47.	大学院卒業後に、看護師としてどのように活躍していくのかイメージがつく。臨床でキャリアを頼むことと、大学院進学との違いがわかる。認定や専門看護師を目指す以外に、大学院に進学するスタッフが身近にいない。大学院卒の看護師の役割や地位が確立される。休職、復職ができる。(大阪府 / 病院)
48.	在学中、後に職場の支援が得られたら（進学に伴い、一旦退職になると思うが再就職できるとか）卒業新しい職場でとなると負担が多すぎると思うため。(大阪府 / 病院)
49.	専門看護師にはなりたいが、グリーフケアに特化したコースができれば進学したい。すでにグリーフケアを実践しているが、それを中断してまで行く気にならない。(大阪府 / 病院)
50.	職場の推薦等で一定の賃金や卒業分の役割が保障される（意欲と責任が生まれる）(大阪府 / 病院)
51.	働きながら進学できる。どの程度進学するのか、スケジュールがホームページでわかるようになっている。子供をみてもらえる。教授の研究指導内容が web 上に書かれてあるなど、web が充実している (大阪府 / 病院)
52.	自分の興味のあることに対する専攻、専門看護師が取得できるのであれば行きたいと思う。(大阪府 / 病院)
53.	看護学研究科には興味がある。今自身の勉強を深めた上で進学するまでの自身のスキルアップを感じた際には次のステップとして検討したいと考えています。(大阪府 / 病院)
54.	経営に関することに関心があるため (大阪府 / 病院)
55.	経済的理由が整えば。共働き、かつ配偶者が管理職になりつつあるのでそのフォローをしながら勉強できるのであれば。(大阪府 / 病院)
56.	専門的な看護を学ぶことは、患者に対して質の良い看護を提供することには良いと思うが、患者の思いや心理面生活背景など、患者の思いをくみとれるような関わりや技術を習得するには、勉強も大事だが、実際に患者に対応して、経験も大切だと思うから。(大阪府 / 病院)
57.	卒後に就職先が確定し、給料保障があれば考える。(大阪府 / 病院)
58.	まずは大卒を考えるが、何を学びたいか目的がはっきりしていないので何とも。(大阪府 / 病院)
59.	プライベートが充実すれば検討したいです。(大阪府 / 病院)
60.	仕事が定時に終わり、通信または web 上の講義など、自分の時間を有効に使えたら検討したい。(大阪府 / 病院)
61.	合格率の高い学校 環境 (大阪府 / 病院)
62.	教員教育体制 (大阪府 / 病院)
63.	お金と時間にゆとりがあれば。(大阪府 / 病院)
64.	もっと実践的な現場で役立つような学びを修得できないと魅力に欠けると思う。(大阪府 / 病院)
65.	経済的余裕 (大阪府 / 病院)
66.	職場環境、及び職場の立地により通学可能な状況になれば検討したい。(大阪府 / 病院)
67.	進学しようと思っていない (大阪府 / 病院)
68.	概要と記載されている内容だけでは選びようがないため、大学院に進むかどうかを考えるためには教員の質とどのようなコースがあるのかわからないと選択できない。(大阪府 / 病院)
69.	関心があるときのタイミングがあれば職場のサポートがあれば。(大阪府 / 病院)
70.	毎日、2年間は難しいかと思いますが講義は週末にすると働き方に合わせておこなう (大阪府 / 病院)
71.	もう少し若くて、頭がよければ受験して勉強したい。(大阪府 / 病院)
72.	通信制 (大阪府 / 病院)
73.	博士課程に進学するか否かは未定。但し、看護管理か母性看護分野を希望している。(大阪府 / 病院)
74.	小児や救急分野のコースがあれば受験したい。特に、現在は関西に小児救急を学ぶコースや施設がないためそれがあれば進学希望がある。(大阪府 / 病院)
75.	特にありません。興味のある資格や技術（ユマニチュード、NICD）(大阪府 / 病院)
76.	仕事をやめずに続けられるのであれば高度実践コースの災害看護、老人看護に興味がある授業を通信、通いどちらも可能であれば良いと思う。(大阪府 / 病院)
77.	現在子供の学費が必要であり、金銭的に難しい。年齢的にも今からでは受験しようとは思えないので10年以上前なら検討したかもしれない。(大阪府 / 病院)
78.	今の職場で一人欠員になるととてもまわらなくなる為難しいです。(大阪府 / 病院)
79.	WLBの充実。(大阪府 / 病院)
80.	特に興味がないのでわかりません。大学院に行くことで、どんなメリットがあるのか具体的にわかれば検討することはあるかもしれませんが。(大阪府 / 病院)
81.	高齢ですので行けません。(大阪府 / 病院)
82.	自分の意欲向上（進学に向けての）。魅力的なカリキュラムと指導者の存在。経済的な支援。時間への配慮（遠方だと毎回通うのは現実的ではない）(大阪府 / 病院)
83.	学費負担が軽減するような制度 (大阪府 / 病院)
84.	現在の仕事が落ちつき、休んでも良い状況になった場合。(大阪府 / 病院)
85.	受験資格があれば受験したいです。(大阪府 / 病院)
86.	金銭面の負担の軽減、カリキュラム的にアルバイトが可能であるか、自宅から近いか、交通の利便性等。また、進学することで得られるメリットを明確になれば行きたくなるかもしれません。(大阪府 / 病院)

87.	仕事と両立できるならば。(大阪府 / 病院)
88.	看護師として30年目であり、認定看護師として専門領域の役割もあるため進学は考えていません。新たに学習意欲の目的目標となるものがあれば検討するかもしれません。(大阪府 / 病院)
89.	あと10年若ければ受験も考えたと思います。(大阪府 / 病院)
90.	入学金、授業料全額免除であれば検討するかもしれない。(大阪府 / 病院)
91.	専門学校卒では進学できますか？ルート方法がよくわかれば受験したいです。(大阪府 / 病院)
92.	すべてオンラインなら、行けるかもしれません。(大阪府 / 病院)
93.	年齢が若ければ、20-30歳代であれば考える(大阪府 / 病院)
94.	育児が落ち着き、自分の時間に余裕がある。経済的余裕がある。進学することのメリット(大阪府 / 病院)
95.	職場や住居より近く、通学しやすい。(大阪府 / 病院)
96.	大学院に進学する必要性を感じたら(大阪府 / 病院)
97.	お金がかからない(生活がかかっているため)。職場でのマンパワー不足をスタッフが不満に思わない。レポートや論文で子育てしながら負担にならない。(大阪府 / 病院)
98.	子育てがおちつけば資格取得も考えられますが大学院への進学は選択肢にありません。(大阪府 / 病院)
99.	今現在は大学進学必要性がなく、受験は視野にはないですが以前から私自身の学歴やキャリアを積むために大学進学を考えたこともありました。金銭面での優遇や資格取得が大学で可能であれば進学も検討したいと思います。(大阪府 / 病院)
100.	時間的余裕と金銭的準備が整えば検討したい。(大阪府 / 病院)
101.	経済的支援がないと進学はできと思えない。(大阪府 / 病院)
102.	職場の調整(勤務時間、夜勤など)がつけば興味はあります。(大阪府 / 病院)
103.	進学は考えていません(大阪府 / 病院)
104.	看護師一年目で経験年数をつんでから考えたい(大阪府 / 病院)
105.	仕事に余裕があれば(大阪府 / 病院)
106.	金銭的援助と長期の休みがとれたら。(大阪府 / 病院)
107.	経済的負担をしてくれる。働きながら通える。(大阪府 / 病院)
108.	E-ラーニング等を活用し、授業のために通う日を少なくしてほしい。(大阪府 / 病院)
109.	仕事上で必要になったとき(大阪府 / 病院)
110.	大卒で給料がはねあがる等、明らかに変化がなければ。あと、大卒の若いNSを何人かみているが、あまり大卒をとっても能力に差を感じないので。(大阪府 / 病院)
111.	自分の技術が不十分のため臨床で経験をつむため。(大阪府 / 病院)
112.	子供が大学進学中であり、奨学金制度などがあれば検討したい。(大阪府 / 病院)
113.	仕事の余裕(時間の余裕)。経済、事故で支払うのに負担にならない金額であれば考慮していけると考える。(大阪府 / 病院)
114.	子育てが一段落ついたら(子供が小学校高学年くらい)。重症、集中ケアの専門看護師の資格をとれるコースがあるのなら進学を検討してみたい。(大阪府 / 病院)
115.	お金、時間があれば検討するかも(大阪府 / 病院)
116.	自分の仕事での経験値がある程度再就職できるくらいにまで積み重ねれば。極めたい分野が見つければ(大阪府 / 病院)
117.	卒業後の進路が明確になる。就職やキャリアアップにつながる資格等が得られる(大阪府 / 病院)
118.	仕事をやめれば勉強したい気持ちがある。介護が終われば行ける。(大阪府 / 病院)
119.	通信教育などで大学を考えております。次年度から2年間です。そこで卒業できれば考えます。(大阪府 / 病院)
120.	看護系のノウハウが院にあること(大阪府 / 病院)
121.	アクセスがよく通いやすい。大学から近くの病院 or 施設で実習できるのかどうかの記載がほしい。(大阪府 / 病院)
122.	研究だけではなく教育者としての実績のある教員がいること。研究、教育の質に責任をもっていただける体制がシステム化していること。(教員が短期で退職しないことも重要だと思います)地域社会貢献を推進できること。(大阪府 / 病院)
123.	仕事と両立できれば考えると思います。もう少し学費が安ければもっと考えると思います。(大阪府 / 病院)
124.	自分の現場実践がもっと増えれば(大阪府 / 病院)
125.	進学の目的がなければ検討してないと思う。(大阪府 / 病院)
126.	仕事を辞めずに進学したいが、時間的余裕がない。仕事をしながら大学院進学できれば考える。(大阪府 / 病院)
127.	現在、子育て中のため、自分にお金がかけれない。自分に時間的にも余裕ができたなら考えてみたい。(大阪府 / 病院)
128.	子供が成人するまでは自分自身の時間を作るのは難しいと思うのでこの条件が整えば検討するかもしれないです。(大阪府 / 病院)
129.	大学院へ進学することによって、給与に反映されること(支払った学費に見合う昇給があること)が現在ほととのっておらず必要性を感じない。(大阪府 / 病院)
130.	大学院で学んだ事、人が、教育現場に還元されるのではなく、実際に看護を提供している現場に還元されているという実感が持てれば、大学院への興味が出てくるかもしれない。現状では、看護の現場を知らない人たちが、私たちと違う道歩ん

	で行っているようにしか感じられず、教員にならないのならば働いていく上で大学院に行く必要性に全く感じない。(大阪府 / 病院)
131.	通学時以外でも自分の時間が作れるような子供を保育してくれる環境。入学後も今と変わらない給料が入る制度。(大阪府 / 病院)
132.	若さが戻れば第二の人生を歩むため、違う仕事をしてみたい (大阪府 / 病院)
133.	修学支援システムなど。(大阪府 / 病院)
134.	自分が勉強したいと思うものがある時。経済的に余裕がある。時間に余裕がある。(大阪府 / 病院)
135.	臨床に限界を感じ、どうしてももっと看護学を学びたいと思ったら検討するかもしれません。(大阪府 / 病院)
136.	若ければ挑戦したかったです。(大阪府 / 病院)
137.	子供の学費がかからなくなったらとも思うが、早くても5年先。年齢を考えると卒業してもその後の役にたつのか不明 (大阪府 / 病院)
138.	働いている中で、専門的知識を身につけたいと感じた領域があれば、検討を考えるとと思います。(大阪府 / 病院)
139.	子育てが落ち着いて、経済的に余裕があれば (大阪府 / 病院)
140.	年齢が20-30代前半なら。子育て終了(20or18歳以上)していた場合 (大阪府 / 病院)
141.	時間、金銭的余裕ができれば、進学を検討します。(大阪府 / 病院)
142.	年齢が40歳代。体力も。(大阪府 / 病院)
143.	両親が元気で居てくれて、学費があれば進学を考える (大阪府 / 病院)
144.	金銭的余裕、時間の余裕があれば (大阪府 / 病院)
145.	研究や人材育成の実績 (大阪府 / 病院)
146.	授業料免除制度があれば考慮する。職場休業しても再び職につけるなら (大阪府 / 病院)
147.	私は30代で看護師資格を得ました。現在40代です。10歳若く、経済的余裕があれば進学を考えたいかもしれません。(大阪府 / 病院)
148.	働きながら通うことができる環境。(大阪府 / 病院)
149.	現在の仕事、職場と少しでも関わりを続けながら学ぶことができる。病院内スタッフ不足であり、進学したくても上司に伝えづらい。(大阪府 / 病院)
150.	大学卒ではないので大学院は無理だと考える。経験のみで興味ある分野への進学が可能であるならば受験することも考えるかもしれない。(大阪府 / 病院)
151.	40歳までなら検討した。(大阪府 / 病院)
152.	経済的に安定(仕事をしなくとも) (大阪府 / 病院)
153.	仕事をいづらか続けながら可能なら (大阪府 / 病院)
154.	学費が高い。大学院に進学する必要を感じない(今の職場では) (大阪府 / 病院)
155.	現在の仕事を継続しながら無理なく学習できる環境があれば。経済的基盤 (大阪府 / 病院)
156.	子育て中のため、時間もお金も余裕ができれば自分のスキルを向上したいと思う。(大阪府 / 病院)
157.	希望する領域があり、通学できる範囲内へ学校があれば検討するかもしれません。(今の通勤よりも長時間は無理です) (大阪府 / 病院)
158.	学んだことがどのような場面で活かされるのか、具体的に想像ができれば考えてみたいです。(大阪府 / 病院)
159.	仕事と両立可能であればぜひ検討したい。(大阪府 / 病院)
160.	家庭の協力 (大阪府 / 病院)
161.	子供への資金にめどがつき、精神的に落ち着いたら進学を考えられる。大学卒業していないため。入学は可能なのですか? (大阪府 / 病院)
162.	興味がある分野があれば (大阪府 / 病院)
163.	研究実績。教員の質 (大阪府 / 病院)
164.	子育てが落ち着き、キャリアアップを望みたいと思ったら考えます。(大阪府 / 病院)
165.	学費が安ければ検討するかもしれない (大阪府 / 病院)
166.	授業料。コースの充実。(大阪府 / 病院)
167.	専攻教育は必要だと思うが、年齢的、経済的に難しい。学びはどの年齢でもできるが、継続し後輩たちに何かを伝えることが出来ればいつも思っている。(大阪府 / 病院)
168.	臨床実践能力も教育者としての能力も長けた教授陣が揃うこと。(看護系大学が林立しているが教授する側も、学生もレベルがとも低い大学が多く、看護実践能力が低下している原因になっていると感じる。専門職としての将来に危機感を持っている。看護学を学ぶ基礎も整っていないのに、大学院を設置する意図を理解できない。)(大阪府 / 病院)
169.	時間帯など、夜間などの利用もできるのや仕事をしながらの利用 (大阪府 / 病院)
170.	現在の職場を退職でなく休職できるなら検討したい。(大阪府 / 病院)
171.	若ければ。高校からのエスカレーター式なら受験するかも。(大阪府 / 病院)
172.	他大学や他分野とのコラボ企画。助産学の内容ができる。(大阪府 / 病院)

173.	助産を深められるコースがない（大阪府 / 病院）
174.	育児協力できる人を確保でき、金銭面でも少しでも余裕できれば検討したい（大阪府 / 病院）
175.	大学院に行くとするれば、母校の大学院へ行きたいと思っている。（大阪府 / 病院）
176.	看護研修を積極的に行っているところに進学したいと思います。（大阪府 / 病院）
177.	専門職の資格をとるときや、看護の職の学びを深めたいとき。（大阪府 / 病院）
178.	大学院へ通学していても、家計に支障がまったくでない（大阪府 / 病院）
179.	夜間授業（大阪府 / 病院）
180.	金銭的、経済的の面で援助があれば、又、進学時の給与支給があれば検討する。（大阪府 / 病院）
181.	経済面、時間的余裕（大阪府 / 病院）
182.	年齢がもっと若ければ。（大阪府 / 病院）
183.	経済面（生活できなくなる）。時間がない。小児看護はないのですか？（大阪府 / 病院）
184.	経済的に余裕があり、通える様な環境が整う事と自分自身のやる気興味があるものがあるかどうか。（大阪府 / 病院）
185.	自分の研究テーマが明確になること。英語力が向上すること。自分の環境が進学を許せる状況になること。（大阪府 / 病院）
186.	必要性を感じた時（大阪府 / 病院）
187.	通学時間、時間割など家庭と仕事の両立（大阪府 / 病院）
188.	修了後の進路に魅力を感じれば検討するかもしれない。（大阪府 / 病院）
189.	仕事の状況やお金の件が条件にあえば検討したい（大阪府 / 病院）
190.	学費が安い。また働いている病院から援助があれば検討したい。（大阪府 / 病院）
191.	学費の免除。家庭と両立出来るカリキュラムである事。（大阪府 / 病院）
192.	学ぶ意欲はあるのですが、仕事、子育ての両立が精一杯の状況です。大学院での授業を通信制などで受講できると進学検討しやすいのではないかと思います。（大阪府 / 病院）
193.	専門学校卒業で大学院へはハードルが高すぎる気がする。大学よりの大学院は認識的にもありえると思う。専門学校より大学院受験は何か不足しているような気がする。（大阪府 / 病院）
194.	今以上にキャリアアップは望んでいません。（大阪府 / 病院）
195.	ワークライフバランス。専門性およびブランド。（大阪府 / 病院）
196.	学びたいことができたとき（大阪府 / 病院）
197.	金銭的援助（大阪府 / 病院）
198.	がん看護専門コースがあれば検討する（大阪府 / 病院）
199.	四天王寺大学に進むなら母校の大学院にすすみます。（大阪府 / 病院）
200.	勉強がきらい（大阪府 / 病院）
201.	仕事をしながら、子育てしながらでも学習可能な環境、カリキュラムであれば興味がある。（大阪府 / 病院）
202.	学費が安い。実績がよくわかる。（大阪府 / 病院）
203.	大学院を卒業することで給与や勤務体制の面で魅力的な就職につながるのであれば自分にとってプラスになるので進学を検討する。（大阪府 / 病院）

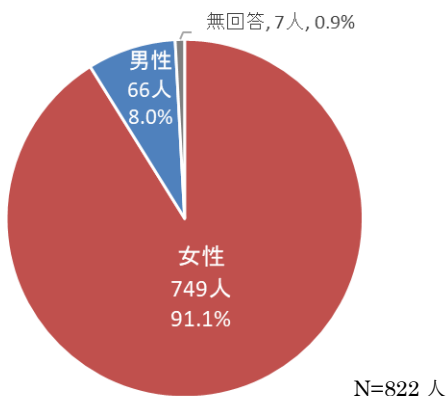
3. 学生確保の見通しについて（「入学意向についてのアンケート調査」結果ポイント）

Point	回答者 822 人のうち 87.1%が大阪府内在住者、現在の勤務・所属先は「病院」が 95.6%、
1	最終学歴は専門学校・短大・高校看護科・大学が 794 人、大学院が 21 人。

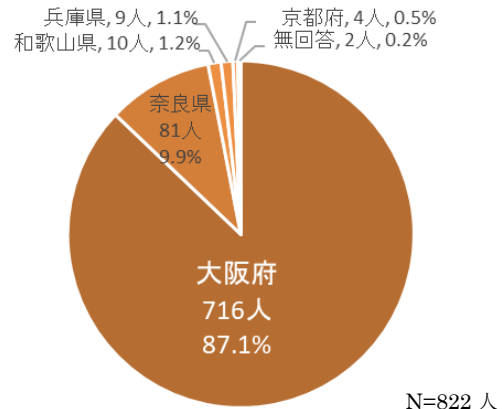
看護職者、看護系教員、看護系学生を対象に実施した「入学意向についてのアンケート調査」において、有効回答 822 件の集計を行った。その結果、回答者を居住地別にみると、約 9 割の 716 人（全体の 87.1%）が「大阪府」で、以下「奈良県」が 81 人（同 9.9%）、「和歌山県」が 10 人（同 1.2%）と続いた。現在の勤務先・通学先として最も多かったのは「病院」が 786 人（同 95.6%）で、全体の 9 割以上を占めた。看護職者としての累計勤務年数別は年数を示した 818 人（全体 822 人のうち 2 人は「経験なし」、2 人は無回答のため、集計対象から除外）のうち、「20 年以上」が 323 人（集計対象 818 人の 39.5%）で最も多く、10 年以上の合計は 554 人（同 67.7%）、一方 10 年以下の合計は 264 人（同 32.3%）であった。看護教員としての累計勤務年数別は年数を示した 74 人（全体 822 人のうち 485 人は「経験なし」、263 人は無回答のため、集計対象から除外）のうち、「2 年未満」が 26 人（集計対象 74 人の 35.1%）で最も多く、10 年未満の合計は 50 人（同 67.6%）、一方 10 年以上の合計は 24 人（同 32.4%）であった。学歴別（見込みを含む）では「専門学校卒」が 551 人（全体の 67.0%）で最も多く、次いで「大学卒」が 125 人（同 15.2%）であった。この他、「短期大学」が 91 人（同 11.1%）、「高校看護科卒」が 27 人（同 3.3%）で、以上の合計は 794 人（同 96.6%）であった。一方、最終学歴が「大学院」の者は 21 人（2.6%）であった。

【グラフ】回答者の属性

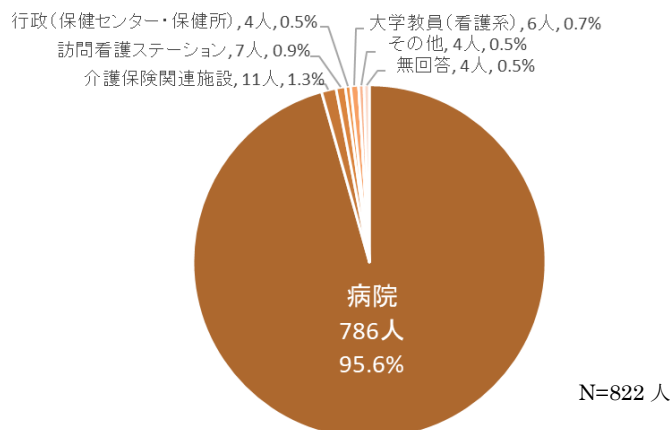
性別 <問 1 結果より>



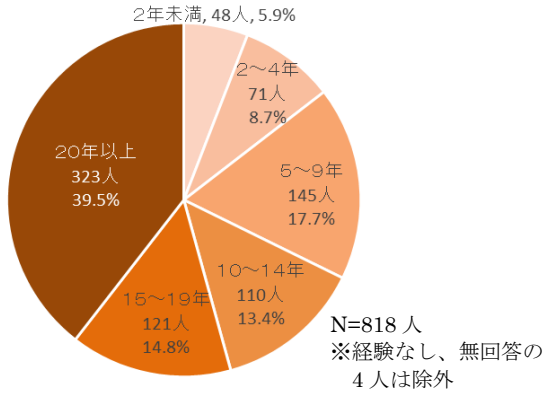
居住地 <問 2 結果より>



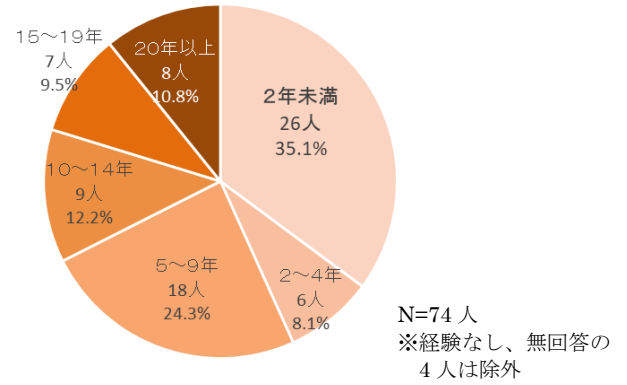
勤務先・所属先 <問 3 結果より>



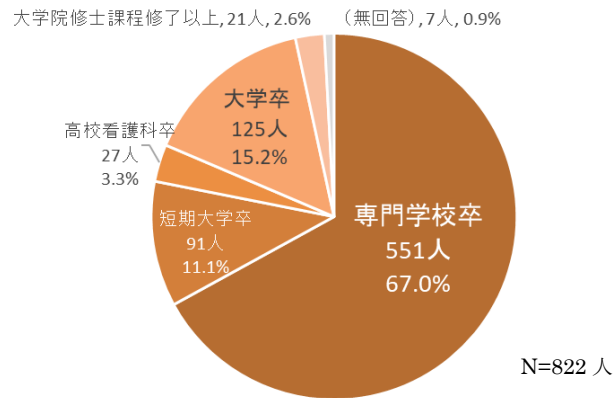
看護職者としての累計勤務年数 <問5結果より>



看護教員としての累計勤務年数 <問5結果より>



最終学歴(見込み含む) <問6結果より>



Point 2 「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」に対し、86人が受験意欲、さらに入学定員6名を大きく上回る38人が強い入学意欲を示す。

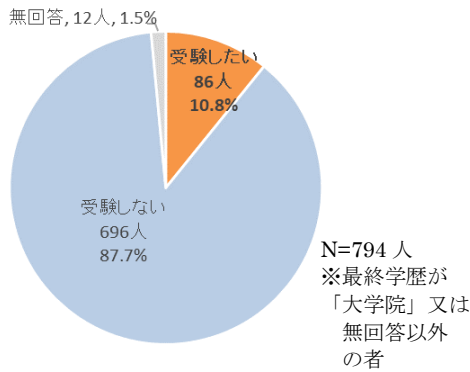
最終学歴(見込みを含む)が「大学」「専門学校」「短期大学」「高校看護科」とした計794人(全体の96.6%)に対し、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」への受験意欲について回答を求めた。その結果、「受験したい」としたのは86人(回答対象者794人の10.8%)であった。このうち、「入学したい」としたのは38人(「受験したい」とした86人の44.2%)、「状況によって入学を検討する」としたのは47人(同54.7%)であった。

また、具体的な入学意欲を示した計85人のうち、「高度実践看護師コース」を希望する者は62人、「研究者コース」を希望する者は17人であった。このうち「合格した場合、入学したい」とした者のみでは「高度実践看護師コース」で25人、「研究者コース」で9人おり、コース別にみた場合も十分な入学ニーズがあると判断できる。

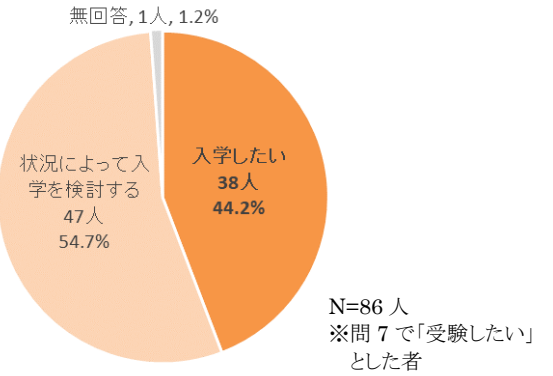
さらに、「高度実践看護師コース」を希望した62人に対し、希望する領域について回答を求めた。その結果、最も多かったのは「成人看護」25人(「入学したい」13人、「状況によって～」12人)、以下「老人看護」が17人(「入学したい」8人、「状況によって～」9人)、「災害看護」が11人(「入学したい」3人、「状況によって～」8人)、「精神看護」が8人(「入学したい」1人、「状況によって～」7人)であった。

【グラフ】四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程（仮称）」への受験・入学意欲等

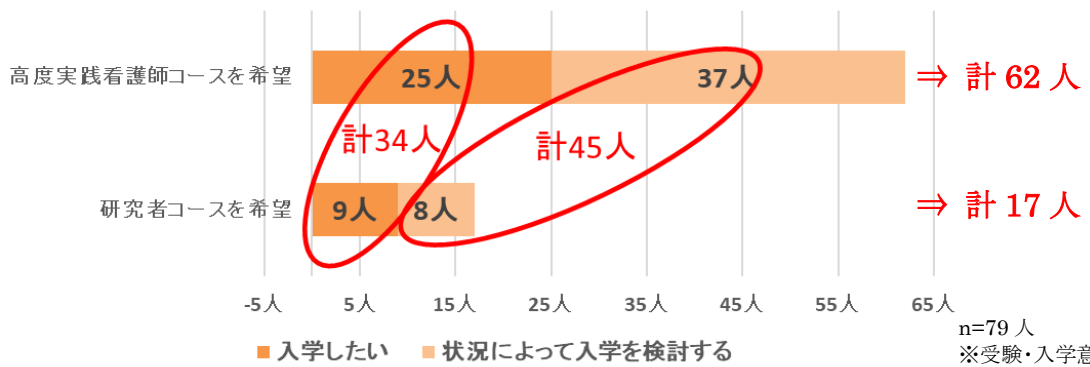
受験意欲 <問 7 結果より>



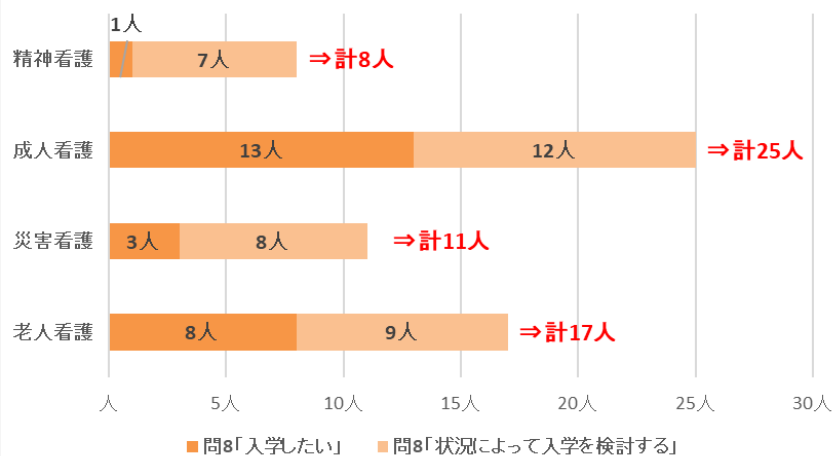
入学意欲 <問 8 結果より>



入学意欲別にみた希望するコース <問 8・問 9 結果より>



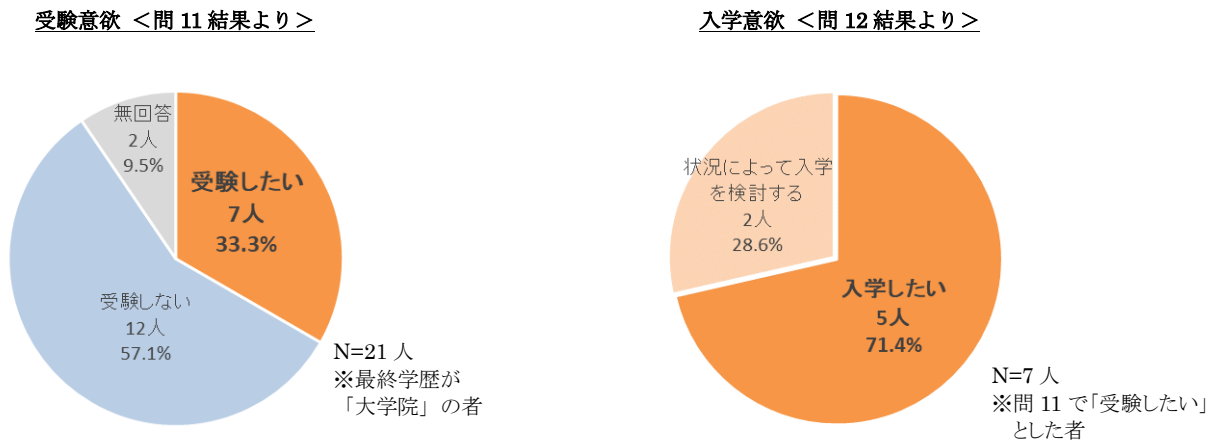
高度実践看護師コースにおいて希望する領域 <問 8・問 9 結果より>



Point 3 「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程(仮称)」に対し、7人が受験意欲、さらに入学定員3名を上回る5人が強い入学意欲を示す。

最終学歴が「大学院修士課程修了以上」とした21人（全体の2.6%）に対し、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程（仮称）」への受験意欲について回答を求めた。その結果、「受験したい」としたのは7人（回答対象者21人の33.3%）であった。このうち、「入学したい」としたのは5人（「受験したい」とした7人の71.4%）、「状況によって入学を検討する」としたのは2人（同28.6%）であった。

【グラフ】四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻博士後期課程（仮称）」への受験・入学意欲等



1. 「採用意向についてのアンケート調査」実施概要

四天王寺大学が 2020 年度に設置予定の四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程・博士後期課程（仮称・設置構想中）」における人材需要の見通しを測定するために、「採用意向についてのアンケート調査」（無記名式）を実施した。354 件配布し、計 90 件の有効回答（アンケート調査用紙）を回収の上で集計を行った結果、**博士前期課程（入学定員 6 名）の修了生に対しては 29 箇所が採用意向を示し、その上で示された採用可能人数の合計は 57 人**であった。また、**博士後期課程（入学定員 3 名）の修了生に対しては 20 箇所が採用意向を示し、その上で示された採用可能人数の合計は 34 人**であった。

調査対象	<p>大阪府南部を中心に、隣接する奈良県・和歌山県を所在地とする、以下の機関・施設、計 354 箇所※の人事採用担当者、看護部長を対象とした。【 】内はアンケート用紙の配布件数である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 病院 218 箇所【218 件】 2. 介護老人保健施設 20 箇所【20 件】 3. 特別養護老人ホーム 36 箇所【36 件】 4. 訪問看護ステーション 21 箇所【21 件】 5. 看護学部を設置する他大学 14 箇所【14 件】 6. 地方自治体 44 箇所【44 件】 7. 社会福祉法人四天王寺福祉事業団（病院、複数の高齢者福祉施設を運営）【1 件】 <p>※社会福祉法人四天王寺福祉事業団は 1 箇所カウントとした。</p>
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 回答機関・施設の基本情報（所在地、種類、勤務する看護職者・看護系教員の人数） ● 大学院修士課程（博士前期課程）・博士課程（博士後期課程）修了の看護職者・看護系教員の勤務状況（勤務の有無、勤務人数など） ● 四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程（仮称）」を修了した人材の必要性、採用意向、進学推奨の有無 ● 四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程（仮称）」を修了した人材の必要性、採用意向、進学推奨の有無 <p>以上、全 11 問で主に選択肢式。一部記述を含む。</p>
調査時期	2018 年 11 月～12 月
調査方法	対象先の人事採用担当者、看護部長宛てにアンケート調査用紙を郵送し、回答ならびに返送を求めた。
回収件数	90 件（配布 354 件に対し、回収率 25.4%）

2. 「採用意向についてのアンケート調査」集計結果

※「構成比」(%) はいずれも、小数点第二位を四捨五入。

問1 貴機関・貴施設の所在地をお答えください。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 大阪府	62	68.9%
2. 奈良県	17	18.9%
3. 和歌山県	10	11.1%
4. 兵庫県	0	0.0%
5. 京都府	0	0.0%
6. 滋賀県	0	0.0%
7. その他	0	0.0%
(無回答)	1	1.1%
合計	90	100.0%

問2 貴機関・貴施設の種別をお答えください。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 病院・診療所	61	67.8%
2. 介護保険関連施設	10	11.1%
3. 訪問看護ステーション	4	4.4%
4. 地方自治体	12	13.3%
5. 大学	2	2.2%
6. その他	1	1.1%
(無回答)	0	0.0%
合計	90	100.0%

問3 貴機関・貴施設に勤務されている看護職者および看護教員の人数をお答えください。（あてはまる数字をご記入ください）

※下記的人数区分別に分類集計を行った。

【看護師】

回答内容により以下に分類	回答数	構成比
0人	3	3.3%
1～20人	18	20.0%
21～100人	18	20.0%
101～200人	19	21.1%
201～500人	21	23.3%
501人～	9	10.0%
(無回答)	2	2.2%
合計	90	100.0%

(問3集計は次ページにつづく)

【保健師】

回答内容により以下に分類	回答数	構成比
0人	33	36.7%
1～5人	11	12.2%
6～10人	5	5.6%
11～99人	13	14.4%
156人～	1	1.1%
(無回答)	27	30.0%
合計	90	100.0%

【助産師】

回答内容により以下に分類	回答数	構成比
0人	37	41.1%
1～10人	9	10.0%
11～30人	9	10.0%
31～90人	10	11.1%
(無回答)	25	27.8%
合計	90	100.0%

【看護系教員】

回答内容により以下に分類	回答数	構成比
0人	51	56.7%
12人	1	1.1%
15人	1	1.1%
25人	1	1.1%
(無回答)	36	40.0%
合計	90	100.0%

問4 貴機関・貴施設における、大学院博士前期課程(修士)および博士後期課程(博士)修了の看護職者・看護教員の勤務の有無についてお答えください。（それぞれ、あてはまるもの1つにチェックしてください）

【大学院博士前期課程(修士)修了の看護職者・看護教員】

選択項目	回答数	構成比
1. 勤務している	32	35.6%
2. 勤務していない	50	55.6%
3. わからない	6	6.7%
(無回答)	2	2.2%
合計	90	100.0%

(問4集計は次ページにつづく)

（大学院博士前期課程（修士）修了の人材が「勤務している」場合）ご支障なければ、現時点で勤務されている人数

回答人数	回答数	構成比
1人	9	28.1%
2人	3	9.4%
3人	4	12.5%
4人	3	9.4%
5人	4	12.5%
6人	1	3.1%
23人	1	3.1%
25人	1	3.1%
（無回答）	6	18.8%
合計	32	100.0%

【大学院博士後期課程(博士)修了の看護職者・看護教員】

選択項目	回答数	構成比
1. 勤務している	5	5.6%
2. 勤務していない	68	75.6%
3. わからない	9	10.0%
（無回答）	8	8.9%
合計	90	100.0%

（大学院博士後期課程（博士）修了の人材が「勤務している」場合）ご支障なければ、現時点で勤務されている人数

回答人数	回答数	構成比
6人	1	20.0%
7人	1	20.0%
（無回答）	3	60.0%
合計	5	100.0%

問5～7は、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程（仮称）」概要を見た上で回答を求めた。

問5 四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」が養成する人材は、これからの社会にとって必要であると思われますか。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. とても必要である	15	16.7%
2. ある程度必要である	59	65.6%
3. あまり必要でない	13	14.4%
4. 必要でない	0	0.0%
（無回答）	3	3.3%
合計	90	100.0%

問6 貴機関・貴施設において今後、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」が養成する人材（修了生）を採用したいと思われますか。（あてはまるもの1つにチェックをしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 採用したい	29	32.2%
2. 採用しない	10	11.1%
3. どちらともいえない	50	55.6%
(無回答)	1	1.1%
合計	90	100.0%

（問6で）「採用したい」の場合、以下にもお答えください。

よろしければ採用が可能と思われる人数をご記入ください。

回答人数	回答数	人数合計
1人	9	9
2人	11	22
3人	4	12
4人	1	4
5人	2	10
(無回答)	2	-
合計	29	57

採用対象として考慮するコース・領域（あてはまるものすべてにチェックをしてください）

回答人数		回答数	人数合計
高度実践看護師コース	精神看護	16	55.2%
	成人看護	14	48.3%
	災害看護	11	37.9%
	老人看護	24	82.8%
研究者コース		4	13.8%

※ 上記は複数回答項目のため、回答数は延べ。

※ 各構成比 = 回答数 ÷ 29 箇所（問6で「採用したい」と回答した機関・施設数）

問7 貴機関・貴施設で勤務されている看護職者・看護教員を、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」で学ばせるために、進学・入学させるご意向についてお答えください。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 研修制度（就学助成金）・休職制度などを利用させ、進学・入学させたい	3	3.3%
2. 現職のまま（社会人として）進学・入学させたい	7	7.8%
3. 進学・入学を推奨するが、本人の意思に任せる	33	36.7%
4. 進学・入学を推奨する予定はない	27	30.0%
5. わからない	19	21.1%
(無回答)	1	1.1%
合計	90	100.0%

問8～10は、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程（仮称）」概要を見た上で回答を求めた。

問8 四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程(仮称)」が養成する人材は、これからの社会にとって必要であると思われますか。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. とても必要である	16	17.8%
2. ある程度必要である	63	70.0%
3. あまり必要でない	9	10.0%
4. 必要でない	0	0.0%
(無回答)	2	2.2%
合計	90	100.0%

問9 貴機関・貴施設において今後、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程(仮称)」が養成する人材（修了生）を採用したいと思われますか。（あてはまるもの1つにチェックをしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 採用したい	20	22.2%
2. 採用しない	11	12.2%
3. どちらともいえない	58	64.4%
(無回答)	1	1.1%
合計	90	100.0%

（問9で）「採用したい」の場合、以下にもお答えください。

よろしければ採用が可能と思われる人数をご記入ください。

回答人数	回答数	人数合計
1人	9	9
2人	5	10
3人	2	6
4人	1	4
5人	1	5
(無回答)	2	-
合計	20	34

問10 貴機関・貴施設で勤務されている看護職者・看護教員を、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程(仮称)」で学ばせるために、進学・入学させるご意向についてお答えください。（あてはまるもの1つにチェックしてください）

選択項目	回答数	構成比
1. 研修制度（就学助成金）・休職制度などを利用させ、進学・入学させたい	2	2.2%
2. 現職のまま（社会人として）進学・入学させたい	5	5.6%
3. 進学・入学を推奨するが、本人の意思に任せる	30	33.3%
4. 進学・入学を推奨する予定はない	30	33.3%
5. わからない	20	22.2%
(無回答)	3	3.3%
合計	90	100.0%

問11 四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程・博士後期課程(いずれも仮称)」に対して、期待される点やご要望がありましたらご自由にお書きください。

※9箇所から回答を得た。原文通り。順不同。（ ）内は、所在地 / 機関・施設等の種類。

1.	社会人でも無理なく業務と両立できる配慮をお願いします。(奈良県 / 病院)
2.	当法人の介護施設においては必要としないが、看護師の学ぼうとする気持ちや姿勢は強いといつも感じている。しかし学ぶ(大学院)には高いハードルがある。もっと情報を発信して相談も出来る体制も整えてもらえたらと思う。(奈良県 / 介護保健関連施設)
3.	当院の臨床を学生のフィールドワークに利用していただきたい。(奈良県 / 病院)
4.	大学が設置されている市町村、医療等々の範囲からでも良いが、地域の病院、地域住民のニーズにどうこたえていけるか、看護を展開していけるかを大切に考えてもらいたい。グローバルな視点も必要であるが、常に実践者と大学が近い距離で教育、看護実践も行っているよう期待する。(大阪府 / 病院)
5.	進学意欲のあるものは確かに必要であり、その知識やスキルが必要とされる現場がある。が、看護管理の視点が欠けている点が今になり、理想だけでは現場の看護は成り立たず、病院経営における看護管理能力が立場的に必要となってくる。是非、理想とする看護を実現する為にも、「病院経営」「看護管理」の学びとして考えていただきたい。(大阪府 / 病院)
6.	実習を充実させて現場に出て早めに一人立ちできる人材に育ててほしい。(奈良県 / 病院)
7.	民間病院において、長期間の研修はむずかしい。認定でようやくという感じである。(大阪府 / 病院)
8.	旧高知女子大学出身の看護師(博士課程修了者も修士修了者も)複数と働く機会がありました。CASEとして雑誌等で活躍している人もその中のひとりでした。しかし残念なことに実践能力は驚くほど低かったです。(看護部長クラスがほとんどでしたが)。学問だけで役立つ職種ではないので最も重要な実践力につながっていないところが最近の看護師の大学教育機関を卒業しても身につかないのかと思うと、看護大学の意義に疑問を感じています。是非とも実践力のある看護学博士の養成をお願いします。当方のような中小規模の私立病院で大病院の現代の若手看護師が何を学ぶのか?それは実践能力を身につけること以外ないと思います。仕事が天井から降ってきます。そういう職場で我が身を磨きたいという人しか当社ではやっていけない、そういう施設です。(大阪府 / 病院)
9.	技術だけでなく、マインドを養成できる大学院にしていただければ幸いです。(奈良県 / 介護保健関連施設)

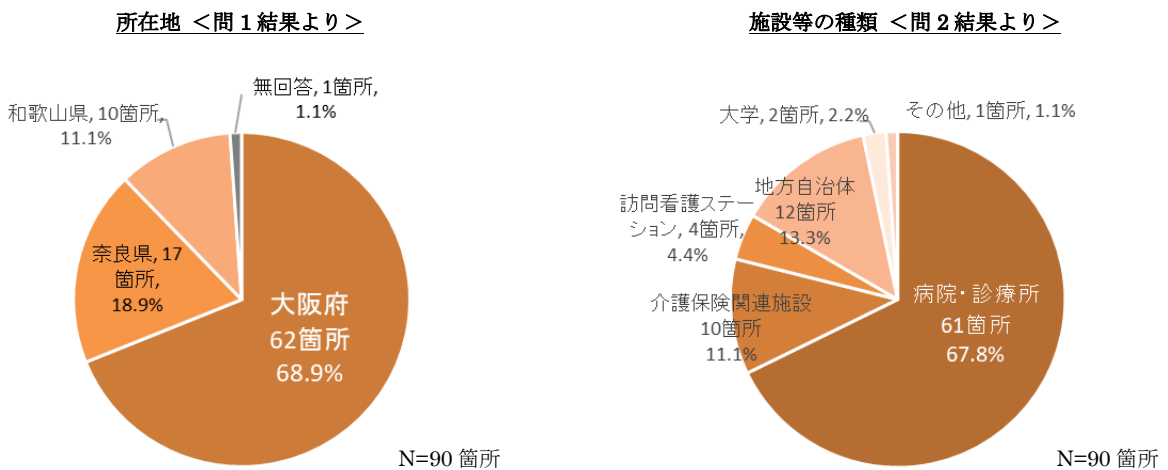
3. 人材需要の見通しについて(「採用意向についてのアンケート調査」結果ポイント)

Point 1 大阪府を中心に看護職者・看護系教員が活躍する保健・医療機関、保健・福祉施設、大学など、90箇所が回答。修士課程修了者は32箇所、博士課程修了者は5箇所が勤務。

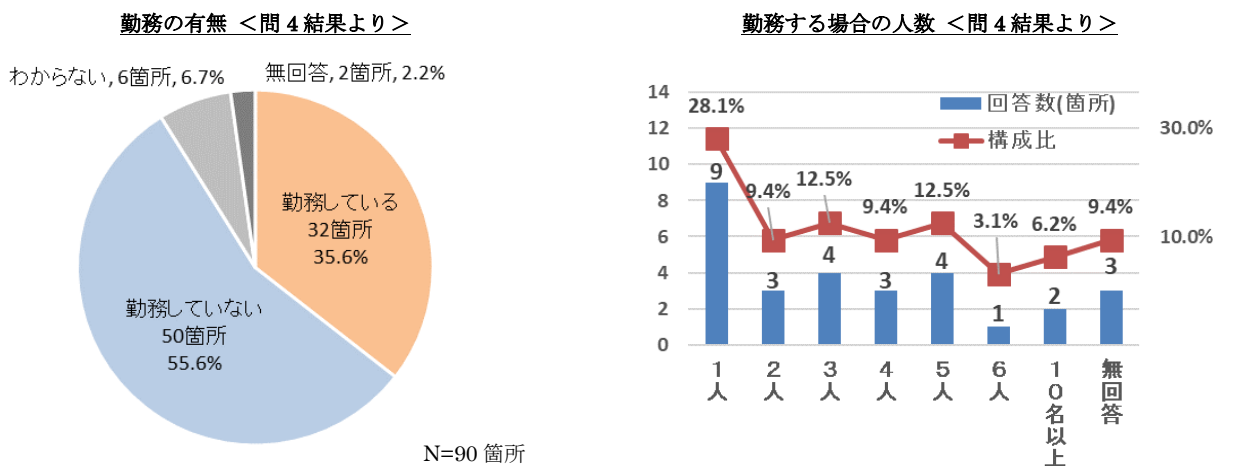
大阪府を中心とした近畿地方の保健・医療・福祉関連施設、看護系大学の人事・採用担当者、看護学部長を対象に実施した「採用意向についてのアンケート調査」において、有効回答90件の集計を行った。その結果、施設等の所在地では「大阪府」が62箇所（全体の68.9%）で最も多かった。他に隣接する「奈良県」が17箇所（同18.9%）、「和歌山県」が10箇所（同11.1%）であった。施設等の種類別では「病院」が61箇所（同67.8%）で、他にも「地方自治体」12箇所（同13.3%）、「介護保険関連施設」10箇所（同11.1%）、「訪問看護ステーション」4箇所（同4.4%）、「大学」2箇所（同2.2%）などから回答があった。

また、大学院修士課程修了の看護職者、看護系教員が勤務する施設等は32箇所（全体の35.6%）あり、このうち10名未満が勤務するのは24箇所、10名以上が勤務するのは2箇所であった。大学院博士課程の看護職者、看護系教員が勤務する施設等は5箇所（同5.6%）あり、このうち6名勤務・7名勤務が各1箇所、人数未回答が3箇所であった。

【グラフ】回答施設等について

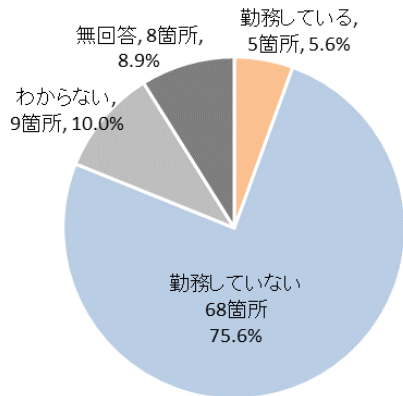


【グラフ】大学院博士前期課程(修士)修了の看護職者・看護系教員の勤務状況



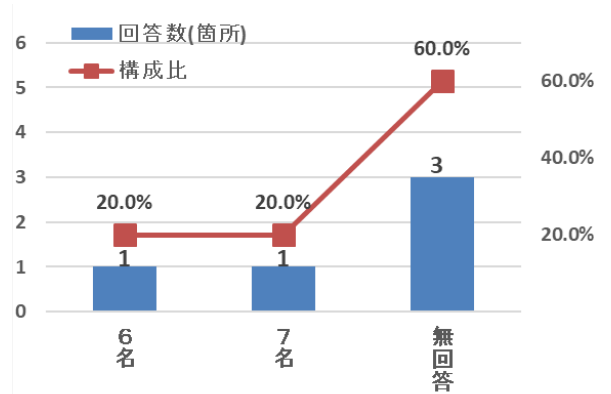
【グラフ】大学院博士後期課程(博士)修了の看護職者・看護系教員の勤務状況

勤務の有無 <問4結果より>



N=90 箇所

勤務する場合の人数 <問4結果より>



N=5 箇所 ※「勤務している」とした施設等の数

Point 2 「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」の修了生に 29 箇所が採用意向を示し、少なくとも 57 人の採用見込み。また、約半数の 43 箇所が当該課程への進学・入学を推奨意向。

四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」が養成する人材について、これからの社会における必要性及び採用意向について回答を求めた。その結果、これからの社会における必要性については「とても必要である」が 15 箇所(全体の 16.7%)、「ある程度必要である」が 59 箇所(同 65.6%)であり、合計すると 74 箇所(同 82.2%)が必要性を認める結果となった。

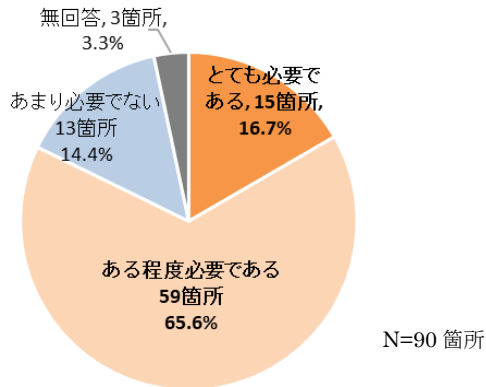
さらに、「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」を修了した人材の採用意向については、「採用したい」が 29 箇所(全体の 32.2%)であった。採用意向を示した 29 箇所(同 32.2%)のうち 27 箇所が採用したいとする人数を具体的に示し、その合計は入学定員 6 名を大きく上回る 57 人であった。また、採用意向を示しながら人数提示がなかった 2 箇所において少なくとも 1 人ずつの採用が見込まれると想定すると、合計 59 人の採用が見込まれる結果となる。加えて、採用意向を示した 29 箇所(同 32.2%)に、採用対象として考慮するコースについて回答を求めたところ、「老人看護」が 24 箇所(「採用したい」とした 29 箇所の 82.8%)、「精神看護」が 16 箇所(同 55.2%)、「成人看護」が 14 箇所(同 48.3%)、「災害看護」が 11 箇所(同 37.9%)において採用対象と見なされている結果となった。

さらに、勤務する人材に対し、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」への進学・入学推奨の意向については次の通りの結果であった。「研修制度(就学助成金)・休職制度などを利用させ、進学・入学させたい」としたのが 3 箇所(全体の 3.3%)、「現職のまま(社会人として)進学・入学させたい」としたのが 7 箇所(同 7.8%)、「進学・入学を推奨するが、本人の意思に任せる」としたのが 33 箇所(同 36.7%)であった。以上を合計すると、約半数の 43 箇所(同 47.8%)が勤務する人材に対し、何らかの形で「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程(仮称)」へ進学・入学することを推奨したいと回答した。

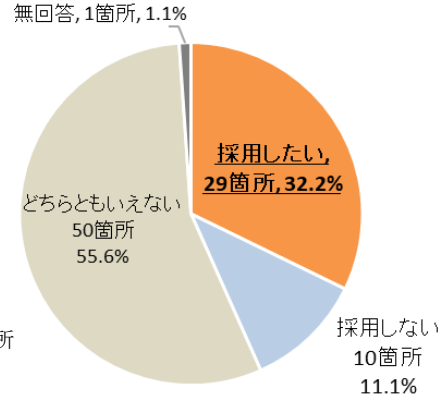
以上を踏まえると、当該課程は採用ニーズ、入学ニーズともに極めて高いことが明らかである。加えて、看護職者・看護系教員が勤務する現場との連携を高め、また当該課程の特色を継続的かつ積極的にアピールししていくことで、中長期的に安定的した学生確保・人材需要が確保できると推察される。

【グラフ】四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程（仮称）」を修了した人材の必要性・採用意向

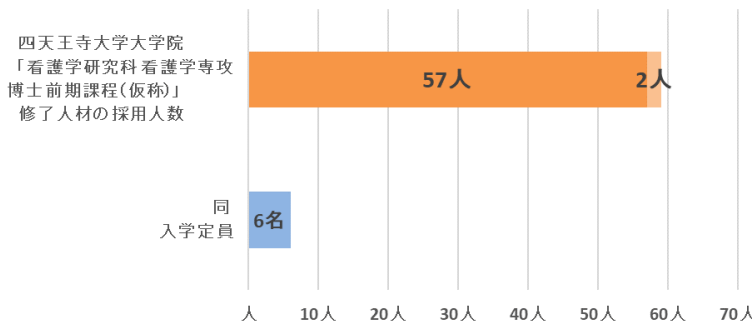
養成する人材の社会にとっての必要性 <問5結果より>



修了生の採用意向 <問6結果より>



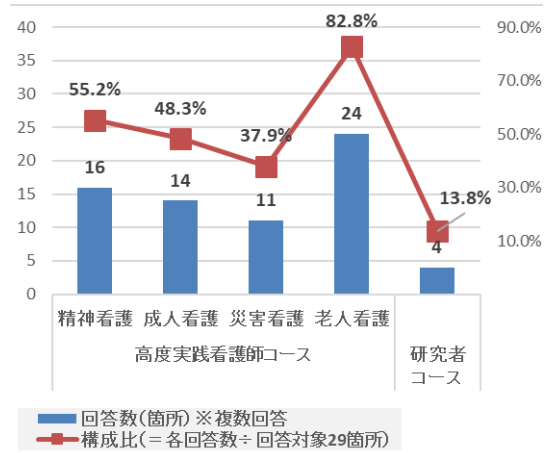
採用意向人数 <問6結果より>



- 採用意志を示し、かつ採用人数の提示があった場合の人数合計
- 採用意志を示しながら、人数提示がない施設等で各1名の採用が見込まれた場合の合計

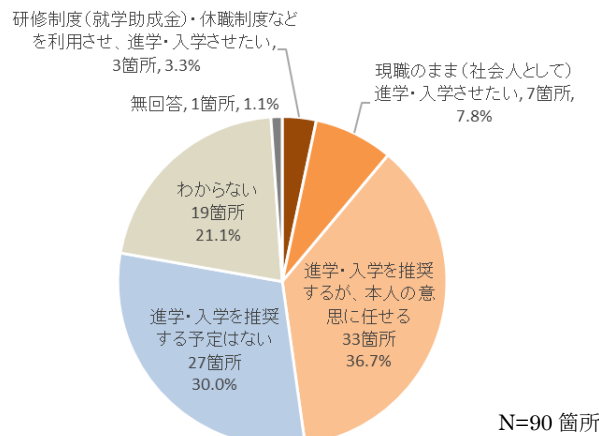
N=29 箇所箇所 ※採用意向を示した施設等の合計

採用対象として考慮するコース・領域<問6結果より>



【グラフ】四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程（仮称）」への進学・入学推奨の意向

<問7結果より>



Point 3 「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程（仮称）」の修了生に10箇所が採用意向を示し、少なくとも11人の採用見込み。また、21箇所が当該課程への進学・入学を推奨意向。

四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程（仮称）」が養成する人材について、これからの社会における必要性及び採用意向について回答を求めた。その結果、これからの社会における必要性については「とても必要である」が16箇所（全体の17.8%）、「ある程度必要である」が63箇所（同70.0%）であり、合計すると79箇所（同87.8%）が必要性を認める結果となった。

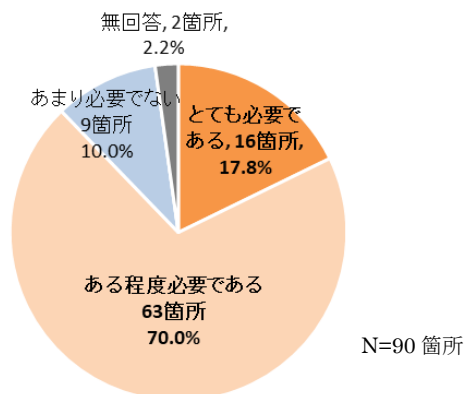
さらに、「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程（仮称）」を修了した人材の採用意向については、「採用したい」が20箇所（全体の22.2%）であった。採用意向を示した20箇所（同22.2%）のうち18箇所が採用したいとする人数を具体的に示し、その合計は入学定員3名を大きく上回る34人であった。また、採用意向を示しながら人数提示がなかった2箇所において少なくとも1人ずつの採用が見込まれると想定すると、合計36人の採用が見込まれる結果となる。

さらに、勤務する人材に対し、四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程（仮称）」への進学・入学推奨の意向については次の通りの結果であった。「研修制度（就学助成金）・休職制度などを利用させ、進学・入学させたい」としたのが2箇所（全体の2.2%）、「現職のまま（社会人として）進学・入学させたい」としたのが5箇所（同5.6%）、「進学・入学を推奨するが、本人の意思に任せる」としたのが30箇所（同33.3%）であった。以上を合計すると、4割強の37箇所（同41.1%）が勤務する人材に対し、何らかの形で「看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程（仮称）」へ進学・入学することを推奨したいと回答した。

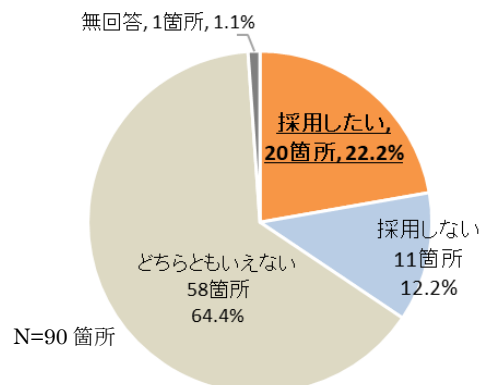
以上を踏まえると、当該課程は採用ニーズ、入学ニーズともに極めて高いことが明らかである。加えて、看護職者・看護系教員が勤務する現場との連携を高め、また当該課程の特色を継続的かつ積極的にアピールししていくことで、中長期的に安定的した学生確保・人材需要が確保できると推察される。

【グラフ】四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程（仮称）」を修了した人材の必要性・採用意向

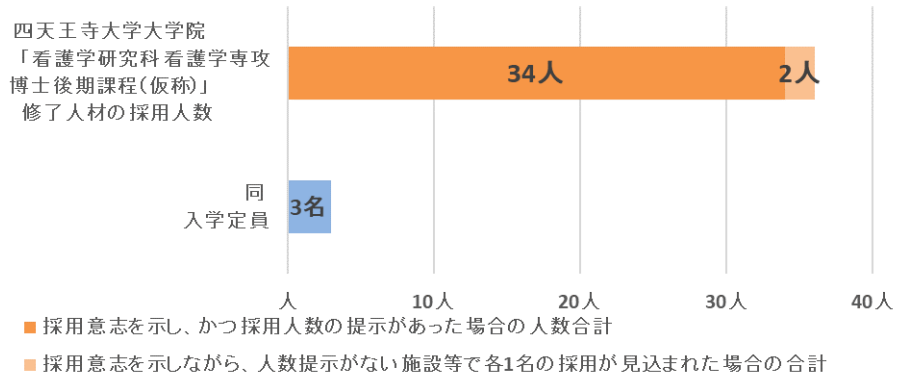
養成する人材の社会にとっての必要性 <問8結果より>



修了生の採用意向 <問9結果より>



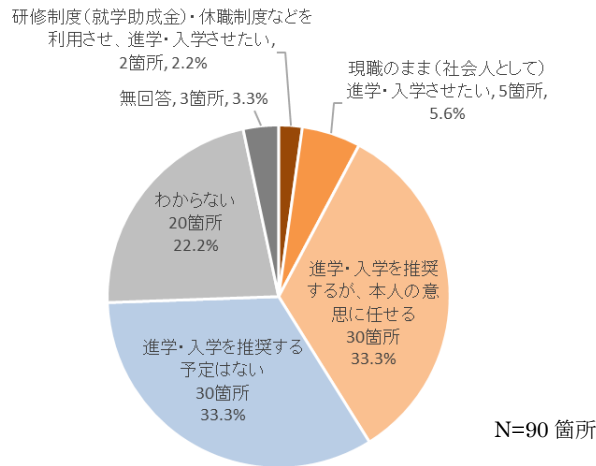
採用意向人数 <問9結果より>



N=20 箇所箇所 ※採用意向を示した施設等の合計

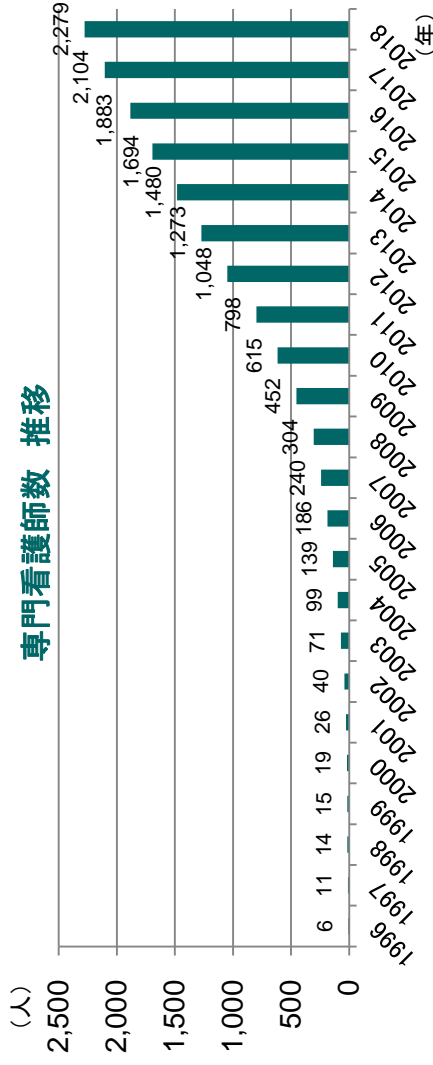
【グラフ】四天王寺大学大学院「看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程（仮称）」への進学・入学推奨の意向

<問10結果より>

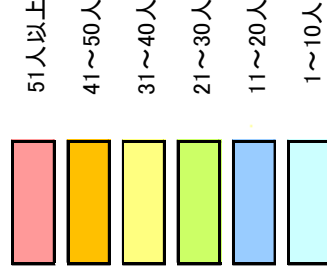


都道府県別専門看護師登録者数 2,279名

北海道東北 231人



※各年12月末日の登録者数



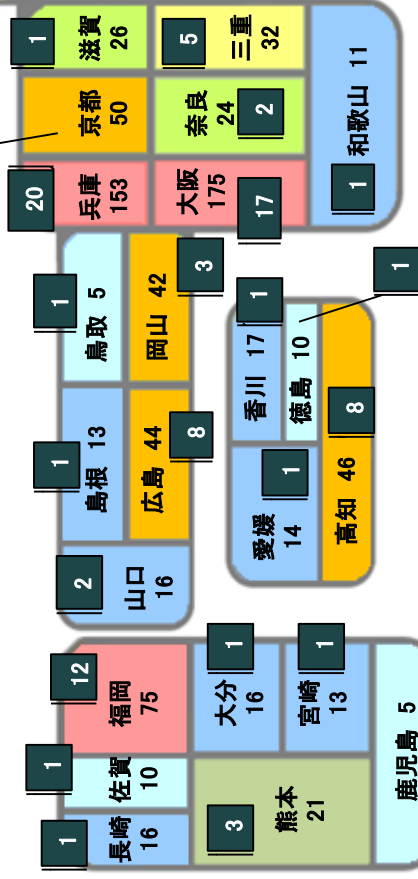
専門看護師
教育課程数*



分野	人数
がん看護	833
精神看護	316
地域看護	27
老人看護	144
小児看護	231
母性看護	73
慢性疾患看護	188
急性・重症患者看護	270
感染症看護	64
家族支援	60
在宅看護	53
遺伝看護	6
災害看護	14
総合計	2,279

九州沖縄 175人

海外 1



沖縄 19

中国四国 207人

近畿 439人

東海北陸 282人

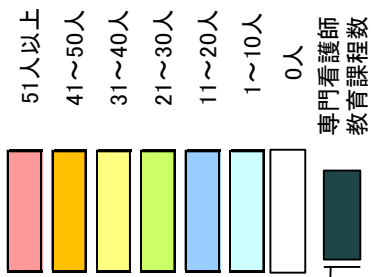
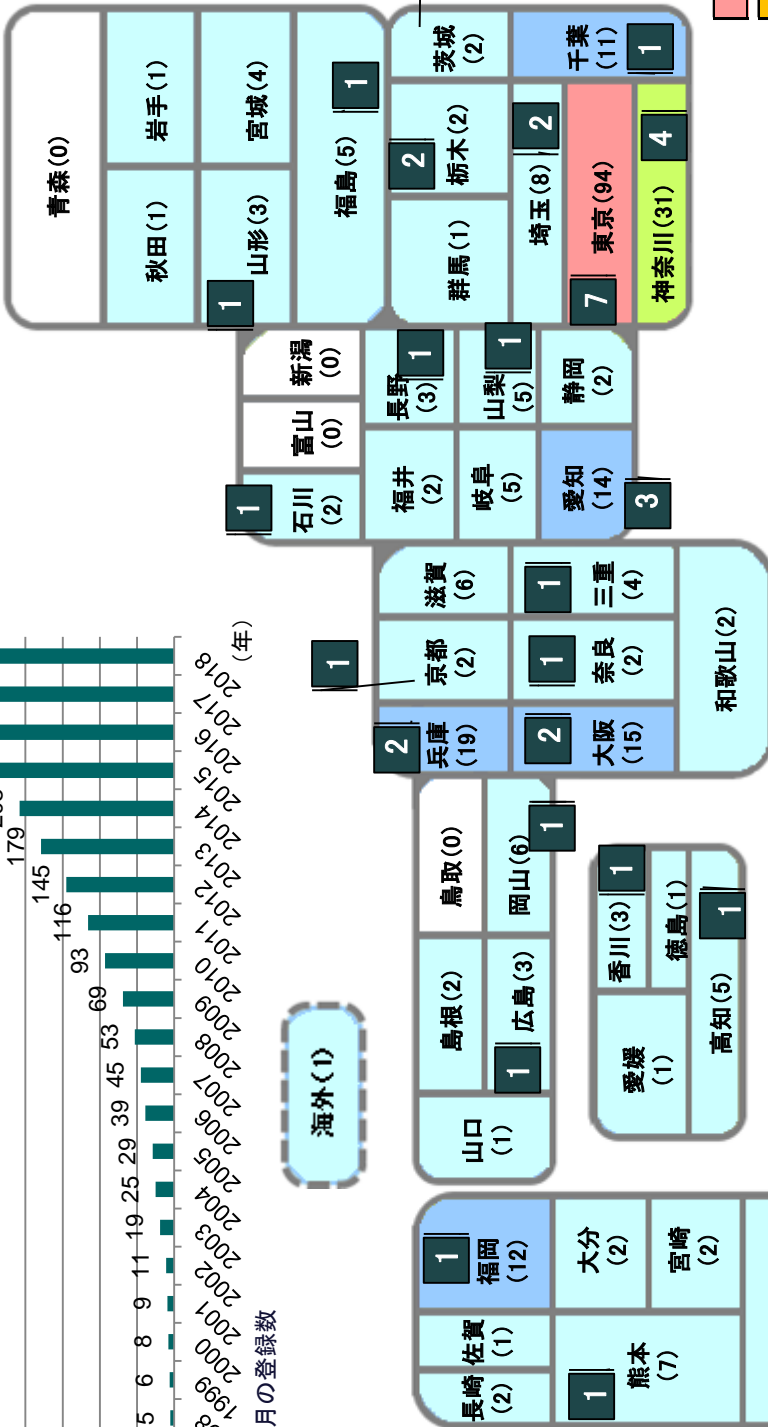
関東甲信越 944人

精神看護専門看護師数 316名

精神看護専門看護師数推移

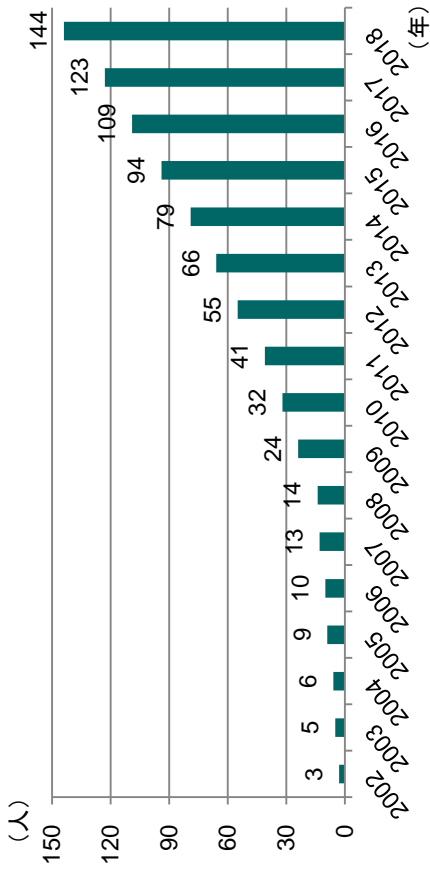


北海道(18) 4



老人看護専門看護師数 144名

老人看護専門看護師数推移



※各年12月の登録数

北海道(11) **2**

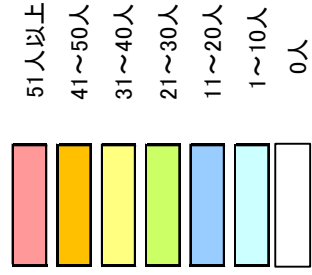
青森(1) 岩手(0) 秋田(0) 山形(1) 宮城(2) 福島(1) 茨城(3) 千葉(6) 群馬(11) 栃木(0) 埼玉(3) 東京(18) 神奈川(13) **5**

石川(5) 富山(3) 新潟(1) 福井(0) 長野(2) 山梨(3) 静岡(3) 愛知(6) 岐阜(0) 滋賀(2) 京都(6) 兵庫(12) 大阪(7) 和歌山(0)

山口(0) 鳥根(5) 鳥取(0) 岡山(0) 香川(0) 徳島(0) 高知(3) **1**

長崎(1) 佐賀(0) 福岡(3) 大分(0) 宮崎(0) 熊本(1) 鹿儿岛(0) 愛媛(1) 徳島(0) 高知(3) **1**

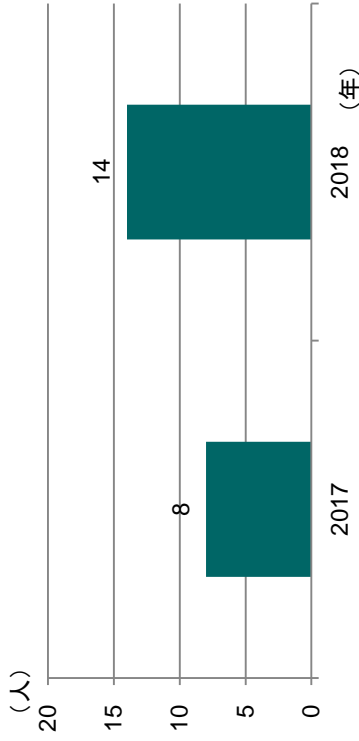
沖縄(3) **1**



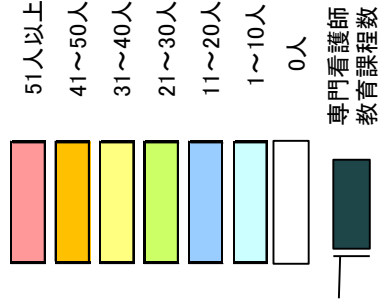
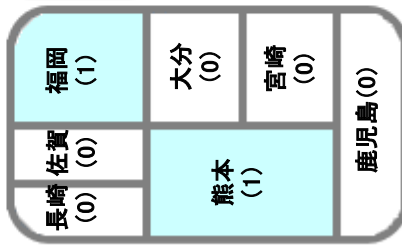
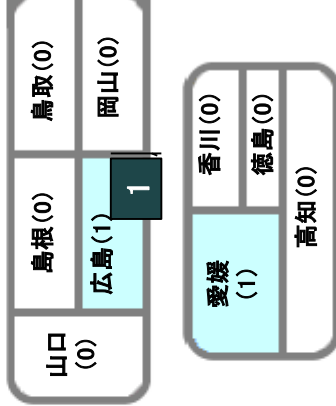
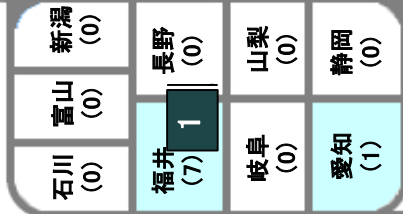
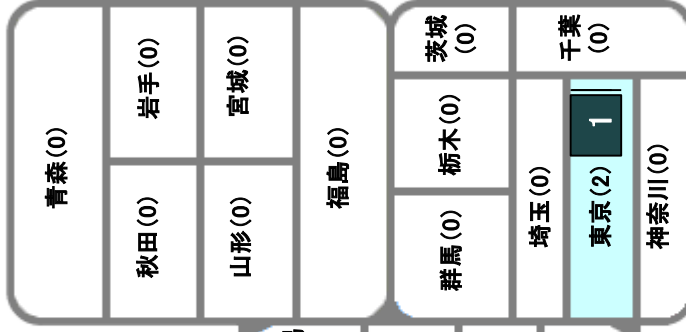
— 専門看護師
教育課程数

災害看護専門看護師数 14名

災害看護専門看護師数推移



※各年12月の登録数



都道府県別専門看護師登録者数

2019年3月11日現在

分野名	がん看護	精神看護	地域看護	老人看護	小児看護	母性看護	慢性疾患看護	急性・重症患者看護	感染症看護	家族支援	在宅看護	遠伝看護	災害看護	都道府県別合計
北海道	44	17	2	11	8	2	17	16	3	1	1	0	0	122
青森県	2	0	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	7
岩手県	9	1	0	0	4	0	3	1	0	0	0	0	0	18
宮城県	12	4	0	2	10	1	2	3	3	0	0	0	0	37
秋田県	10	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	14
山形県	4	3	0	1	2	0	0	1	0	0	1	0	0	12
福島県	6	5	0	1	1	0	0	2	1	0	2	0	0	18
茨城県	9	2	0	3	6	1	3	4	0	0	0	0	0	28
栃木県	13	2	0	0	4	2	3	5	1	0	2	0	0	32
群馬県	24	1	1	11	0	4	5	1	0	0	0	0	0	47
埼玉県	19	7	0	3	5	1	3	5	3	0	0	0	0	46
千葉県	31	11	0	6	13	1	9	11	2	2	1	0	0	87
東京都	126	92	7	18	51	6	27	55	13	10	10	4	2	421
神奈川県	64	31	2	13	20	4	9	28	8	13	1	2	0	195
新潟県	18	0	4	3	0	1	5	2	0	0	0	0	0	33
富山県	9	0	0	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	15
石川県	9	2	0	5	1	0	0	4	0	0	0	0	0	21
福井県	8	2	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	7	21
山梨県	4	5	0	3	0	3	4	4	2	0	2	0	0	27
長野県	4	3	0	2	5	0	1	2	1	1	0	0	0	19
岐阜県	16	5	0	0	3	0	5	2	0	3	0	0	0	34
静岡県	24	2	0	3	7	1	8	6	3	2	0	0	0	56
愛知県	38	14	0	6	8	5	4	7	7	6	1	0	1	97
三重県	18	5	0	2	2	2	0	4	0	0	0	0	0	33
滋賀県	8	6	0	2	1	3	1	1	0	2	2	0	0	26
京都府	22	2	0	6	4	3	3	8	0	0	2	0	0	50
大阪府	49	14	6	7	17	13	22	25	5	5	9	0	0	172
兵庫県	47	19	0	12	13	10	17	21	1	4	6	0	0	150
奈良県	10	2	1	3	1	0	2	1	0	0	3	0	0	23
和歌山県	4	2	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	9
鳥取県	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
島根県	4	2	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	12
岡山県	18	6	0	0	4	2	2	9	0	0	0	0	0	41
広島県	19	3	1	0	6	1	8	2	0	1	0	0	1	42
山口県	6	1	0	0	0	0	3	6	0	0	0	0	0	16
徳島県	8	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10
香川県	6	3	0	0	4	1	1	1	0	0	0	0	0	16
愛媛県	7	1	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	14
高知県	14	4	0	3	6	0	2	3	0	4	6	0	0	42
福岡県	28	12	0	3	9	0	8	5	8	1	0	0	1	75
佐賀県	5	1	0	0	0	1	3	0	1	0	0	0	0	11
長崎県	6	2	0	1	0	1	3	0	2	0	1	0	0	16
熊本県	6	7	0	1	2	0	0	3	0	0	1	0	1	21
大分県	9	2	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	15
宮崎県	9	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	13
鹿児島県	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
沖縄県	8	2	0	3	3	0	0	2	0	0	0	0	0	18
(海外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	821	310	26	144	228	72	184	263	64	58	52	6	14	2242

人材育成の目標

博士前期課程では、研究者コースと専門看護師コースの2コースを設置する。
 <研究者コース>
 多様化・複雑化している人々のニーズに対応して理想の看護を描きつつ、研究者や教育者としての基礎的能力を有した人材を育成する。
 (1) 変化する社会のニーズに対応した看護の提供を目指した研究ができる基礎的な能力を有する人材の育成
 (2) 看護職の教育的機能を理解し教育力を発揮できる人材の育成
 <専門看護師コース>
 多様化・複雑化している人々のニーズに対応して理想の看護を描きつつ、高度な実践力を有した人材を育成する。
 (1) 人々の生活や健康を守るために、グローバルな視点を持ち、高い専門知識・技術を身につけた人材の育成
 (2) 実践の場における看護職者や学生の教育、及び多職種との協働ができる人材の育成

ディプロマ・ポリシー(DP)

<共通>
 (1) 看護実践を科学的・論理的に探求できる。
 (2) 高い倫理性を身につけ、看護の質向上に関与できる。
 <研究者コース>
 (1) 実践に即した研究課題を明確にし、適切な方法を選択して研究に取り組むことができる。
 (2) 看護職の教育的機能を理解し、現任教育や基礎教育に関わることができる。
 <専門看護師コース>
 (1) 高度な専門知識と技能を有し、基本的な研究力を修得している。
 (2) 高度な実践を遂行できる力と協働する力を修得している。
 (3) グローバルな視点を持ち、地域に根ざして行動する力を身につけている。
 (4) 地域社会を牽引するリーダーシップ力と調整力を身につけている。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		DP									
			必修	選択	共通		研究者コース		専門看護師コース					
					(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(4)		
共通科目	看護理論	1前	2		◎	○	○		○					
	看護研究Ⅰ(総論)	1前	2		○		◎		◎					
	看護研究Ⅱ(統計)	1後	2		○		◎		◎					
	看護倫理	1後	2				◎	○			○			
	国際看護論	1後	2				○	○				○		
	哲学的人間論	1前	2		○	○					○			
	看護教育論	1前	2		○	○		◎		○				
	看護管理論	1前	2		○	○		○		○			◎	
	コンサルテーション論	1前	2		○	○				◎			○	
	看護政策論	1後	2		○						○	◎	○	
	フィジカルアセスメント	1前	2		○					○				
	最新病態生理学	1前	2		○					○				
	臨床薬理学	1後	2		○					○				
専門科目	理論看護学領域	理論看護学特論	1前	2		◎	○	◎	○	○				
		理論看護学演習Ⅰ	1後	2		○	◎	○	○					
		理論看護学演習Ⅱ	2前	2		○	◎	○						
		理論看護学特別研究	1~2通	8		◎		◎		○				
	基盤看護学分野	精神看護学領域	精神障害者制度・法律特論	1前	2			○				○	◎	
			精神科アセスメントと精神科診断学	1前	2		○					○		
			精神療法	1前	2		○					○		
			精神科薬物療法	1後	2		○					○		
			精神看護高度実践看護介入技法	1前	2		○				○	○		
			精神障害者ケースマネジメント支援論	1後	2		○	◎	◎	○		○		◎
			リエゾン精神看護学	2前	2		◎	○	○	○	○	◎	○	
			認知症治療看護援助論	1後	2		○	○	○	○	○	○		
			役割開発実習	2前	2		○	○				○	◎	○
			精神科診断・治療実習	1後	2		○				○			
			精神看護直接ケア実習	1前	2				◎		○	○	○	
			精神看護サブスペシャリティ実習	2前	2		○	◎				○		
			相談・調整実習	2後	2		○	○		○		○		◎
精神看護学課題研究	2通	4		○	○			◎						
精神看護学特別研究	1~2通	8		○	○	◎								

◎:授業科目がDPに直結しており関連が強い ○:DPに関する能力形成に関与

科目区分	授業科目の名称	配当年度	単位数		DP								
			必修	選択	共通		研究者コース		専門看護師コース				
					(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	
専 門 科 目	生涯発達看護学分野	母性看護学特論	1前	2	◎	○	◎	○	○				
		母性看護学演習Ⅰ	1後	2		◎	○	○		○			
		母性看護学演習Ⅱ	2前	2		◎	○			○			
		母性看護学特別研究	1～2通	8	◎	○	◎		○				
		小児看護学特論	1前	2	◎	○	◎	○	○				
		小児看護学演習Ⅰ	1後	2		◎	○	○		○			
		小児看護学演習Ⅱ	2前	2		◎	○			○			
		小児看護学特別研究	1～2通	8	◎	○	◎		○				
		成人看護学特論	1前	2	◎	○	◎	○	○				
		成人看護学演習Ⅰ	1後	2		◎	○	○		○			
		成人看護学演習Ⅱ	2前	2		◎	○			○			
		成人看護学特別研究	1～2通	8	◎	○	◎		○				
	老年看護学領域	老年看護学特論Ⅰ(老年看護学の基盤)	1前	2	◎	○	◎	○	◎				
		老年看護学特論Ⅱ(健康生活評価)	1前	2	○	○		◎			○		
		老年看護学特論Ⅲ(病態・治療論)	1前	2	○				○				
		老年看護学特論Ⅳ(看護実践論)	1後	2		◎			○	○			
		老年看護学特論Ⅴ(サポートシステム)	2前	2	○			○		◎	◎	◎	
		老年看護学演習Ⅰ(慢性期における老年看護)	1後	2	○	◎			○				
		老年看護学演習Ⅱ(ケア施設における老年看護)	1後	2		○		◎		○	○		
		老年看護学実習Ⅰ(慢性期における高度実践老年看護)	2前	4	○	◎			○	○			
		老年看護学実習Ⅱ(ケア施設における高度実践老年看護)	2通	6		◎						○	○
		老年看護学課題研究	2通	4	○	○				◎			
	老年看護学特別研究	1～2通	8	◎	○	◎							
	広域看護学分野	公衆衛生看護学領域	公衆衛生看護学特論	1前	2	◎	○	◎	○	○		○	○
			公衆衛生看護学演習Ⅰ	1後	2		◎	○	○			○	○
			公衆衛生看護学演習Ⅱ	2前	2		◎	○				○	○
			公衆衛生看護学特別研究	1～2通	8	◎	○	◎		○			
		在宅看護学領域	在宅看護学特論	1前	2	◎	○	◎	○	○		○	○
			在宅看護学演習Ⅰ	1後	2		◎	○	○			○	○
			在宅看護学演習Ⅱ	2前	2		◎	○				○	○
			在宅看護学特別研究	1～2通	8	◎	○	◎		○			
		災害看護学領域	災害看護対象論	1前	2	◎	○	◎	○	◎	○	○	○
			災害看護ケア論	1前	2		◎	○	○		◎	○	○
			災害と制度	1前	2	○						◎	○
			災害看護援助論	1後	2		○	○	○		○	○	○
			防災・減災看護論演習	2前	2		○				○	◎	○
			要援護者看護援助論	2前	2		○			○	◎	○	
			災害看護連携論	2前	2	○			◎		◎	◎	◎
			災害看護学実習Ⅰ	1後	3	○				○	○		
			災害看護学実習Ⅱ	2前	2	○	○				○		
災害看護学実習Ⅲ			2前	3	○	○				○	◎	○	
災害看護学実習Ⅳ	2後	2	○	○				○	◎	◎			
災害看護学課題研究	2通	4	◎	○			◎						
災害看護学特別研究	1～2通	8	◎	○	◎								

◎:授業科目がDPに直結しており関連が強い ○:DPに関する能力形成に関与

人材育成の目標

博士後期課程においては、看護実践・看護学の発展に寄与できる次のような研究者・教育者を育成する。
 (1) 人々と社会のニーズに応じた看護実践や社会システムの構築・変革に寄与できる高い研究能力を有した人材の育成
 (2) 国際的視野に立って、研究・教育に寄与できる人材の育成

ディプロマ・ポリシー(DP)

(1) 人間と命の尊厳に対する深い理解と看護現象に対する洞察力ならびに自立して研究を遂行できる研究力を修得している。
 (2) 健康問題／課題解決に向けて、グローバルな視点で探求し教育できる教育力を修得している。
 (3) 看護学の発展に寄与するとともに、研究結果を国内外に向けて発信できる力を身につけている。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		DP			
			必修	選択	(1)	(2)	(3)	
共通科目	看護科学哲学	1前	2		◎	○	○	
	看護学研究方法論	1前	2		○		◎	
	高等社会統計学	1後		2	○		◎	
	看護教育学	1後		2		◎		
専門科目	基盤看護学分野	理論看護学特論	1通		2	◎	○	
		理論看護学演習	2通		2	○		◎
		精神看護学特論	1通		2	◎	○	
		精神看護学演習	2通		2	○		◎
	生涯発達看護学分野	母子看護学特論	1通		2	◎	○	
		母子看護学演習	2通		2	○		◎
		成人看護学特論	1通		2	◎	○	
		成人看護学演習	2通		2	○		◎
		老年看護学特論	1通		2	◎	○	
		老年看護学演習	2通		2	○		◎
	広域看護学分野	公衆衛生看護学特論	1通		2	◎	○	
		公衆衛生看護学演習	2通		2	○		◎
		在宅看護学特論	1通		2	◎	○	
		在宅看護学演習	2通		2	○		◎
災害看護学特論		1通		2	◎	○		
災害看護学演習		2通		2	○		◎	
特別研究	看護学特別研究	1～3通	8			◎	◎	

◎: 授業科目がDPに直結しており関連が強い ○: DPに関する能力形成に関与

四天王寺大学大学院
四天王寺大学
四天王寺大学短期大学部
専任教職員就業規則

目 次

1	前 文			1 頁
2	就業規則	第 1 章	総 則	1 頁
3		第 2 章	採 用	2 頁
4		第 3 章	勤 務	2 頁
5		第 4 章	異 動	7 頁
6		第 5 章	休 職	7 頁
7		第 6 章	退職および解雇	8 頁
8		第 7 章	定 年 制	9 頁
9		第 8 章	給 与	9 頁
1 0		第 9 章	旅 費	9 頁
1 1		第 1 0 章	賞 与	9 頁
1 2		第 1 1 章	退 職 金	9 頁
1 3		第 1 2 章	研 修	9 頁
1 4		第 1 3 章	厚 生	9 頁
1 5		第 1 4 章	安 全 管 理	1 0 頁
1 6		第 1 5 章	災 害 補 償	1 0 頁
1 7		第 1 6 章	表彰および懲戒等	1 0 頁
1 8		附 則		1 2 頁

[就 業 規 則] 前 文

四天王寺大学大学院、四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部は、聖徳太子の四天王寺御創建の仏教精神を体して建立せられた学園である。

従って本学園に勤務するものは、常に聖徳太子の精神を仰いで、これを実践するところがなくてはならない。

特に太子の御聖訓は十七条憲法として万世に照らし今日に至っている。

我等は、この十七条憲法をよりどころとして、これを現実にも活用せんとするものであり本規則も、この精神の具体化たらんことを期するものである。

就 業 規 則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、四天王寺大学大学院、四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部（以下あわせて「本学」という）の職員が、建学の理念に立脚して職務を遂行するために必要な、就業に関する具体的な事項を定めたものである。

2 この規則に定めのない事項に関しては、本学が定める諸規程または労働基準法その他の関係諸法令の定めるところによる。

(職員の定義)

第 2 条 この規則において、職員とは、次の者をいう。

(1) 教育職員（教授・准教授・講師・助教）のうち、この規則の定める手続きに従い、本学との間で、常時勤務する教員として、期間の定めのない労働契約を締結した者（以下「専任教員」という）

(2) 教育職員（教授・准教授・講師・助教）のうち、任期付教員任用規程（以下「任用規程」という）およびこの規則の定める手続きに従い、本学との間で任期付（有期）の常時勤務する教員として労働契約を締結した者（以下「任期付教員」という）

(3) 事務職員（技術職員を含む）のうち、この規則の定める手続きに従い、本学との間で、常時勤務する職員として、期間の定めのない労働契約を締結した者（以下「専任職員」という）

2 前項以外の教職員の就業規則については、別に定める。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、専任教員および専任職員に適用する。また、任期付教員については、任用規程を適用し、任用規程にさだめのない就業条件については、この規則を適用する。

2 教育職員の採用・就業に関しては、その職務と責任の特殊性に鑑み、別にこれを定める。

(優先順位)

第 4 条 職員の就業に関する従前の規則・規程・基準・内規の規定が、この規則に抵触する場合には、この規則の規定が優先する。

(サービスの基本)

第 5 条 職員はこの規則のほか、学校法人四天王寺学園の定める諸規程を遵守し、所属長及び上長の指示、命令に従い、本学の秩序保持に努めるとともに協働してその職務を忠実に遂行しなければならない。

(所属長及び上長)

第 6 条 この規則で所属長とは職制組織の上で管理監督の位置にある課長職以上の者をいう。

上長とは職制組織の上で直近の部下職員を監督する位置にある係長職以上の者をいう。

(発令の方法)

第 7 条 職員の就業及び業務の遂行に関しては、職制を通じて指示、命令を行うものとする。

2 採用・昇格・降格・異動・昇給・降給・休職・退職及び解雇等の人事については、所定の様式による辞令をもって行う。

(就業規則の周知方法)

第 8 条 この就業規則を常時事務局内に備え付け、その要旨を周知させるものとする。改正のあった場合は、改正事項について又同じ。

第2章 採用

(採用)

第 9 条 業務の必要に応じ、就職を希望する者の中から所定の選考に合格した者を試用職員として採用する。

ただし、業務上特に必要とする者及び招致した者の採用手続きはこの限りでない。

(新採用者の届出)

第 10 条 新たに採用された者は、7 日間以内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 自筆履歴書
- (2) 住民票
- (3) 誓約書
- (4) 健康診断書
- (5) 免許を必要とする職に採用された者は免許状の写し
- (6) その他必要とする書類

(試用期間)

第 11 条 新たに採用された職員には、6 カ月以内の試用期間を設ける。

2 試用期間は、採否決定を目的とするものであり、この期間中に職員として不適格と認めたときは採用を取り消すものとする。

3 本採用された職員の試用期間中の勤務日数は、在職年数に算入する。

(勤務条件の明示)

第 12 条 新たに採用された職員に対しては、従事すべき職務、給与、その他、この規則に定められた勤務の条件を明示する。

第3章 勤務

第1節 就業時間

(就業時間)

第 13 条 一日の所定就業時間は8 時間 5 0 分とし、うち実労働時間を8 時間 0 0 分、休憩時間を5 0 分とする。

2 所定労働時間は、1 カ月単位の変形労働時間制によるものとし、1 週間の労働時間は1 カ月平均して4 0 時間を超えないものとする。

(時間外勤務、休日出勤)

第14条 業務上やむを得ない場合は、時間外に早出、残業、もしくは休日に就業させることがある。

(始業、終業時間)

第15条 勤務時間は、始業9時00分、終業17時50分とする。

ただし、その他業務の都合、季節および交通事情等により始業、終業時間、休憩時間を変更することができる。

2 所定の手続きによる本人の申出により、本学が特に必要と認める職員は、終業時間を1時間短縮することができる。

(特殊勤務者の勤務)

第16条

業務の特質上第9条(採用)、第11条(試用期間)第13条(就業時間)から第15条(始業、終業時間)および、第28条(遅刻)から第30条(遅刻、早退の時間の算定)の規定によることができない業務に従事する職員については、特殊勤務者として勤務時間を別に定める。

(裁量労働者の勤務)

第16条の2 専門業務型裁量労働制は、業務の特質上第9条(採用)、第11条(試用期間)第13条(就業時間)から第15条(始業、終業時間)および、第28条(遅刻)から第30条(遅刻、早退の時間の算定)の規定によることができない労使協定で定める職員に適用する。

2 前項で定める職員(以下「裁量労働適用者」という。)が、所定労働日に勤務した場合には、第13条に定める就業時間に関わらず、労使協定で定める時間労働したものとみなす。

3 裁量労働適用者の始業・終業時間は、業務遂行の必要に応じ、裁量労働適用者の裁量により決定するものとする。

4 裁量労働適用者の休憩時間は、裁量労働適用者の裁量により具体的な時間配分を決定するものとする。

5 裁量労働適用者の休日は、4月1日を起算日とする52週の範囲内で、裁量労働適用者の裁量により、法定休日(毎週1回または4週4回の休日)を決定するものとする。

6 裁量労働適用者が、休日勤務または深夜に労働する場合についての取扱いおよび休日勤務手当または時間外勤務手当の支払いについては、労使協定で定めるところによる。

(勤務時間の利用)

第17条 職員は、あらかじめ所属長に申し出て許可を受けた場合、勤務時間中、選挙権、その他公民としての権利を行使するために必要時間を利用することができる。

(育児時間)

第18条 女性職員で生後1カ年に達しない幼児を育てる者については、所属長はあらかじめその申し出により所定の休憩時間のほか1日の就業時間中に2回(1回について30分以内)の育児時間を与えることができる。

第2節 休日

(休日)

第19条 職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日・休日
- (3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- (4) 学園創立記念日(2月22日)
- (5) 土曜日は、入学式、卒業式、入試日の該当日を除き休日とする。ただし、業

務都合等により土曜日の休日によることができない場合は、あらかじめ所属長の申出により、月曜日を休日とすることができる

- 2 業務の都合等により必要な場合には、前各号の休日を3週間以内の業務に支障のない日に振替えることができる。

(特殊勤務者の休日)

第20条 業務の性質上、前条各号の規定によることができない特殊勤務者の休日は別に定める。

ただし、平均1週間に1日、1年を通じて52日以上の日を与える。

(休務及び振替休日)

第21条 職員が業務の都合上、所定勤務時間を終了した後引き続いて8時間を越えて実労働した場合には、原則として翌日を休務とする。

- 2 職員が所属長の承認を得て休日勤務をした場合には、その翌日から業務に支障のない日を選んで振替休日を受けることができる。

(日直および宿直)

第22条 職員は別に定める規程に基づき、日直および宿直勤務に服さなければならない。

第3節 年次有給休暇

(年次有給休暇)

第23条 職員に対し、毎年4月1日から3月31日までの間に、次のとおり年次有給休暇を与える。

- (1) 年次有給休暇は、職員の願い出によりこれを与える。

ただし、業務に支障のあるときは、他の日に変更させることができる。

- (2) 新規採用者に対するその年度の年次有給休暇は10日間とする。

ただし、5月以降の採用者に対するその年度の年次有給休暇は次の表によるものとし、次年度の有給休暇日数の算定に当たっては1年勤務者として取り扱うものとする。

採用月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
休暇日数	10	10	10	10	10	10	6	5	4	3	2	1

- (3) 翌年度からの有給休暇日数は、前年度の有給休暇日数に2日を加算する。

ただし、有給休暇日数は、20日を限度とし以後の年次には加算されない。

- (4) 前年度の残余有給休暇は、1年に限り繰り越すことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学が労働者の過半数を代表する職員との協定により年次有給休暇を計画的に付与することとした場合においては、その協定の定めるところにより同休暇を付与するものとする。

- 3 事務職員は、その保有する年次有給休暇のうち前項の労使協定に係わる部分については、その協定により取得しなければならない。

第4節 特別休暇及び休業

(特別休暇)

第24条 職員が次の各号に該当するときは継続してそれぞれ記載の日数以内の特別有給休暇を与える。

ただし、特別有給休暇の日数には往復の旅行日程及び職員の休日を含むものとする。

- (1) 職員の結婚 7 日

- (2) 子女の結婚 2 日

- (3) 親族の死亡

配偶者 10 日

父 母 7 日 (姻族を含む)

子 女	5 日	
祖父母	3 日	(姻族の場合 1 日)
兄弟・姉妹	3 日	(姻族の場合 1 日)
伯(叔)父・伯(叔)母	3 日	(姻族の場合 1 日)

なお、養父母及び養子の場合については、血族に準ずるものとする。

- (4) 父母・配偶者及び子女の年忌 該当ごとに 1 日
- (5) 妻の出産 3 日
- (6) 女性職員の産前産後 出産当日及び産前 6 週間、産後 8 週間
- (7) 証人、鑑定人として裁判所等への出頭 必要な日数
- (8) 法令による選挙権、その他公民権の行使、又は公の職務の執行
必要な日数又は時間
- (9) 伝染病予防法により、又は交通遮断、その他不可抗力により就業できないとき
必要な日数又は時間
- (10) 風水害、震災その他災害により出勤できないとき
復旧のため必要と認められる日数又は時間(11)
- 業務上の負傷、病気による療養期間 療養に必要な日数
- (12) 女性職員が生理日で勤務がいちじるしく困難なとき 2 日

2 前項 6 号の規定については、本人の申し出により事情やむを得ないと認められたときは産前の 1 週間又は 2 週間に限り、これを産後に振り替えることができる。

(特別休暇願いの提出)

第 2 5 条 職員がこの節に掲げる特別休暇を受けようとするときは、所定の特別休暇願を所属長に提出し、その許可を受けなければならない。

ただし、緊急やむを得ない場合は、適宜すみやかにその手続きをとるものとする。

(育児休業等)

第 2 5 条の 2 職員の育児・介護休業等については別に定める。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第 2 5 条の 3 妊娠中または出産後 1 年以内の職員が母子健康法の規定による健康診査等のために勤務時間内に通院する必要がある場合及び医師または助産師（以下「医師等」という）の指示がある場合は、その指示に則して、本人が申出ることにより通院のための休暇をとることができる。ただし、本学は業務の都合により休暇の時期を変更させることがある。

- 2 妊娠中の職員に対し通勤時の混雑が母体の負担になると認められる場合は、本人の申出により始業時間を 30 分繰下げ、終業時間を 30 分繰上げることができる。また、本人の申出により合計 1 日 1 時間以内を限度として繰下げまたは繰上げ時間を調整することができる。
- 3 妊娠中の職員が、業務を長時間継続することにより母体に負担となる場合、本人の申出により所定の休憩以外に適宜休憩をとることができる。
- 4 妊娠中及び出産後 1 年以内の職員が、健康診査を受け医師等から指導を受けた場合は、その指導事項を守るため、作業の軽減、勤務時間の短縮等の措置を講ずるものとする。
- 5 通院のための休暇、勤務時間の短縮等の措置中の給与は支給しない。

第 5 節 服務規律

(職務専念)

第 2 6 条 職員は勤務時間中は定められた業務に専念し、みだりに自己の職場を離れてはならない。

(出 勤)

第 2 7 条 職員は出勤時、退勤時に所定のカードリーダーに自ら打刻しなければならない。

(遅刻)

第28条 職員は遅刻した場合は遅滞なく所定の遅刻届を所属長に提出しなければならない。

(早退)

第29条 職員は早退する際は遅滞なく所定の早退届を所属長に提出し、承認を受けなければならない。

(遅刻、早退の時間の算定)

第30条 遅刻・早退に関する時間の算定基準については別に定める。

(無断欠勤の禁止)

第31条 職員は届け出が不可能な場合のほか、無断で欠勤してはならない。

(病気欠勤)

第32条 職員が疾病又は負傷等のため勤務できないときは、その日数及びその療養の場所を所属長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、その日数が引き続き6日を越えるときは、その傷病名及び療養の期間を疎明する医師の診断書を添えて届け出なければならない。

なお、療養の期間を越えてさらに療養のため勤務できない場合も同様とする。

(出張)

第33条 職員の出張は、業務命令により行うものとする。

2 業務上必要と認める場合には、職員に国内又は国外へ出張を命ずることがある。

3 職員が出張を命ぜられた場合には、止むを得ないと認められる事情のない限りこれを拒むことはできない。

4 出張に際しては、行先、期間等について所定の出張届を所属長に提出しなければならない。

5 職員は出張から帰った後、その結果をすみやかに口頭又は報告書により所属長に報告しなければならない。

6 職員が国内の私事旅行をしようとするときは、7日前までに行先、期間等を所属長を経て理事長に届け出、その承認を得なければならない。

ただし、海外へ渡航しようとするときは、1カ月前までに所属長を経て理事長に届け出、その承認を得なければならない。

(機密保持)

第34条 職員は職務に関すると否とを問わず業務上機密とされる事項、又は本学の不利益となる事項を他に漏らしてはならない。

(ハラスメント等人権侵害行為の禁止)

第35条 職員は、学生および他の職員ならびに本学の管理する校地および施設の利用者に対して、ハラスメント等人権侵害行為をしてはならない。

2 ハラスメントの防止等に関する規程を、別に定める。

(金品の受け取り、饗応の禁止)

第36条 職員は職務に関して理事長が特に認めるところを除き、金品を受け取り、又は饗応を受けてはならない。

(施設内への立ち入り制限)

第37条 職員が次の各号の一つに該当する場合は、本学の管理する校地及び施設内への立ち入りを禁止し、退去を命じることがある。

(1) 第16章に定める懲戒処分を受け出勤を禁止されている者、又は懲戒に該当すると認められ理事長が出勤を禁止した者

(2) 傷病、疾病者であって、就業の制限、又は就業を禁止されている者

(3) 火気、爆発物、毒物等業務上必要でない危険物を携帯している者

(4) その他、風紀、秩序を乱し、又は衛生上有害と思量される者

(文書類の配布、放送等の禁止)

第38条 職員は理事長の許可なく本学が管理する校地及び施設内で集会、放送、文書の配布、貼紙、掲示、その他これに類する行為を行ってはならない。

2 許可を受けた場合においても、理事長の指定する日時、場所、方法以外で行うことはできない。

(他の教育事業等への関与の制限)

第39条 職員は理事長の許可なくして、又は許可を得ずして他の教育関係事業及び営利を目的とする私企業等の業務に従事してはならない。

(身分証明書)

第40条 職員は常に身分証明書を所持し、正当な要求があるときはこれを提示しなければならない。

(身上異動の届け出)

第41条 職員は身上関係書類記載事項に異動があった場合には、別に定める様式により遅滞なく届け出なければならない。

(事務引き継ぎ)

第42条 職員は退職、休職、転勤、出向、又は勤務内容の変更等の場合には、7日以内に担当業務について、事務引き継ぎを完了し、所属長を経てその旨理事長の承認を得なければならない。

(非常参集の心構え)

第43条 職員は緊急時の連絡に備えて外泊等の場合には、所定の書類によって届け出、常にその所在並びに連絡先を明らかにしておかななければならない。

第4章 異 動

(異 動)

第44条 業務上の必要に応じ、職員の異動を行う。

2 職員は、異動を命じられた際は、すみやかに新たな所属に赴任しなければならない。

3 職員の休職等により業務に支障ある場合には、降職による異動を行う。

第5章 休 職

(休職基準)

第45条 職員が次の各号の一つに該当するときは、その意にかかわらず、休職とする。

(1) 業務によらない負傷、または疾病のため、次の区分による長期欠勤期間を経過したとき

ア 勤続2年未満の者が引き続き2カ月を越えたとき	1年
イ 勤続2年以上5年未満の者が引き続き3カ月を越えたとき	1年6カ月
ウ 勤続5年以上10年未満の者が引き続き5カ月を越えたとき	2年
エ 勤続10年以上15年未満の者が引き続き8カ月を越えたとき	2年6カ月
オ 勤続15年以上の者が引き続き10カ月を越えたとき	3年

(2) 結核性疾患のため長期欠勤が引き続き3カ月を越えたとき 3年

ただし、勤続期間が、前号ウ～オまでに該当するときは、それぞれ該当の欠勤期間を経過したときとする。

(3) 刑事事件で起訴された場合には、その事件が裁判所に係属している期間とす

る。

- (4) 前各号のほか、特別な事情のため休職させることを必要と認めたとき
必要な期間

(休職の期間)

第46条 休職者の休職期間は、勤続年数に算入しない。

(給与)

第47条 休職期間中の給与は、別に定める。

(復職)

第48条 休職者の休職理由が消滅した場合は、復職させるものとする。

ただし、第45条3号に係る休職で復職をさせることが適当でないと認められるときは、復職させないことがある。

2 休職期間を経過しても休職理由が消滅しないときは、退職させるものとする。

3 休職者が復職し30日以内に再び欠勤して休職となったときは、その前後の休職は連続したものとみなして休職期間を通算する。

第6章 退職及び解雇

(退職の事由)

第49条 職員が次の各号の一つに該当するときは、退職させるものとする。

- (1) 退職を願い出たとき
- (2) 定年に達したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 休職期間を経過しても休職理由の消滅しないとき
- (5) 任期付教員の任期が満了したとき

(解雇)

第50条 職員が次の各号の一つに該当するときは、解雇することができる。

- (1) 勤務成績または勤務態度が著しく不良で、改善見込みがなく、職員として不適格と認めたとき
- (2) 業務外の理由により精神または身体に故障を生じ、業務に耐えられないとき
- (3) 業務上の負傷または疾病による療養の開始後3年を経過しても治らない場合で、打切り補償を支払ったとき
- (4) 試用期間における勤務成績または勤務態度が不良で、採用不適格と認めたとき
- (5) 懲戒解雇処分に処せられたとき、またはこの規則に定める懲戒解雇事由に該当する事実が認められたとき
- (6) 学生数の減少、予算の減少、学部・学科の改廃・再編、その他本学の運営上のやむを得ない理由により、廃職または過員となり、他の職務への転換が困難なとき
- (7) 天災事変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能または著しく困難になったとき
- (8) その他、前各号に準ずるやむを得ない事情があるとき

(解雇の予告)

第51条 職員を解雇する場合には、30日前にその予告をするか、または30日分の平均給与を支払って即時解雇するものとする。

ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

2 前項の規定は、次の各号の一つに該当する場合は適用しない。

- (1) 天災、事変、その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場

- 合で、労働基準監督署の認定を受けたとき
- (2) 職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、労働基準監督署の認定を受けたとき
 - (3) 試用期間中の職員（ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

(身分証明書等の返納)

第52条 解雇又は退職した職員は、身分証明書、私立学校教職員共済加入者証、その他本学の所有に帰すべき物品をすみやかに返納しなければならない。

第7章 定年制

(職種別定年制の実施)

第53条 職員の定年は、次の通りとし、退職の時期は定年に達した日の属する会計年度の末日とする。

- (1) 教育職員 満 65歳
- (2) 事務職員 満 65歳

2 前項にかかわらず教育職員については、昭和51年3月31日現在、既に在職した満70歳未満の者の定年は、満72歳とする。また、昭和51年4月1日から平成14年6月30日の間に採用された者の定年は、満70歳とする。

第8章 給 与

(給 与)

第54条 職員の給与は、職務の内容及び責任の度合いと勤務成績に基づき別に定める給与規則により支給する。

第9章 旅 費

(旅 費)

第55条 出張を命じられた職員には、別に定める出張旅費規程により旅費を支給する。

第10章 賞 与

(賞与の支給)

第56条 業績を勘案し職員各人の勤務成績等を考課して賞与を支給する。

2 賞与の支給基準については別に定める。

第11章 退 職 金

(退職金)

第57条 退職者に対しては、別に定める退職金支給規程により退職金を支給する。

第12章 研 修

(研修の実施)

第58条 職員は理事長の命ずる研修及び教育訓練、講習等（以下研修等という）に参加しなければならない。

- 2 研修等の計画及び実施について、必要に応じてその都度定める。
- 3 研修等に従事する時間は勤務とみなす。

第13章 厚生

(健康診断)

第59条 職員に対して採用時及び毎年定期的に健康診断を行う。

- 2 前項のほか、必要と認めたときは臨時に全部又は一部の職員に対して健康診断及び予防注射等を行うことがある。

この場合、診断を命じられた者は進んで受診しなければならない。

(慶弔見舞)

第60条 職員の慶弔については、別に定める規程により慶弔金を贈るものとする。

第14章 安全管理

(安全管理)

第61条 火災及び各種の災害に適確に対処するため、職員の中から防火管理者、その他の責任者を任命する。

- 2 職員は本学の推進する安全管理の施策に対し、協働してその実績の高揚に努めなければならない。
- 3 本学の防火管理等に関する規程は別に定める。

(非常時就業義務)

第62条 職員は本学施設における火災、その他非常災害の発生を認知した場合には、勤務時間外であっても直ちに参集し所要の防災活動等に従事しなければならない。

第15章 災害補償

(災害補償)

第63条 職員の業務による死亡及び傷病に関する災害補償は、関係法令の定めるところによる。

第16章 表彰および懲戒等

第1節 表彰

(区分)

第64条 職員に対する表彰は次のとおりとする。

- (1) 表彰状の授与
 - (2) 賞金又は賞品の授与
 - (3) 特別昇給
- 2 前項2号、3号の表彰については表彰状を併せて授与する。
 - 3 表彰は通達、その他を以て公表する。
 - 4 本人が懲戒処分を受けたときは表彰を取り消すことがある。

(表彰の基準)

第65条 職員が次の各号の一つに該当し、表彰に値すると認めるときはこれを表彰する。

- (1) 業務に関し有益な発明、研究、又は、考案等を行ったとき
- (2) 永年勤続しその成績が特に優秀であるとき
- (3) 職務に精励しその成績が優秀であるとき

- (4) 本学の発展に顕著な貢献が認められ本学の名誉の高揚に尽くしたとき
- (5) 本学の災害を未然に防止したとき、あるいは災害による損害の軽減に努力したとき
- (6) 教育活動に顕著な成績をおさめ、他の模範になるものと認められたとき
- (7) その他、特に表彰の必要があると認めたとき

第2節 懲 戒

(懲戒の事由)

第66条 職員が次の各号の一つに該当する行為があった場合には、これに対して懲戒処分を行うことができる。

- (1) 重要な経歴を詐って採用されたとき
- (2) この規則、本学の諸規程、または誓約書の諸事項に違反したとき
- (3) 正当な理由なく、無断欠勤または職務を放棄したとき
- (4) 正当な理由なく、しばしば欠勤、遅刻、早退をしたとき
- (5) 正当な理由なく、繰り返し業務上の指示・命令に従わなかったとき
- (6) 本学の事業の運営を妨害し、混乱に陥れ、または事業の遂行に障害を与えたとき
- (7) 故意または過失により、本学の職員、学生、または本学の施設設備等に損害を与えたとき
- (8) 業務に関して不当に金品その他を受け取り、与え、または職務を利用して不正に自己の利益を図る行為をしたとき
- (9) 許可なく本学の金品を持ち出し、または持ち出そうとしたとき
- (10) 許可なく職務以外の目的で本学の施設・物品等を使用したとき
- (11) 正当な理由なく、本学の機密または不利益となる事実を漏らしたとき
- (12) 本学の職員、学生、関係者の個人に関する情報を漏洩したとき
- (13) 法令等に抵触する行為があったとき
- (14) 本学の職員としての品位に欠け、または本学の名誉を毀損する行為（私生活上の非行を含む）があった場合
- (15) 本学の建学の理念、または教育方針に違背する行為のあった場合
- (16) その他、前各号に準ずる行為があった場合

(懲戒の種類)

第67条 懲戒の種類は次のとおりとし、非行の軽重、情状等を考慮して決定する。

- (1) 戒 告 始末書を提出させ訓戒する。
- (2) 減 給 1日以上3カ月以下の給与月額の1/10以下を減給する。
- (3) 停 職 1日以上3カ月以下の期間を定めて停職する（停職期間中の給与は支給しない）。
- (4) 降 格 職制組織の役位から降格する。
- (5) 諭旨解雇 諭旨により解雇する。
- (6) 懲戒解雇 予告期間を置かず即時解雇する。

(委員会の設置)

第68条 懲戒事案が発生した場合は、職員の懲戒に関する審査の公正を期するために本学に懲戒委員会を設置する。

2 懲戒委員会の設置基準は別に定める。

(就業の禁止)

第69条 職員が懲戒に該当すると認められた場合、理事長は必要に応じて当該職員の処分決定に至るまでの間、就業禁止を命じることができる。

(監督責任)

第70条 所属職員が懲戒処分に該当する行為をしたときは、当該監督の地位にある者に

についても、その責務遂行の度合いに応じて責を負わねばならない。

(退職金等)

第71条 諭旨解雇または懲戒解雇に該当する場合は、退職金を支給しない。
ただし、情状により退職金の一部または全額を支給することがある。

第3節 損害賠償

(損害賠償)

第72条 職員が、故意または重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、損害の一部または全額を賠償させることができる。なお、職員が懲戒処分を受けた場合でも、その損害賠償請求権は何ら影響を受けない。

附 則

- 1 施行年月日 この規則は昭和56年4月1日より施行する。
諸規程との関係 この規則の細則として定める諸規程は、就業規則に基づくものであり、職員は就業規則と同様に遵守しなければならない。
- 2 この規則は昭和61年11月17日から一部改正し施行する。
- 3 この規則は平成2年5月21日から一部改正し施行する。
- 4 この規則は平成4年9月25日から一部改正し施行する。
- 5 この規則は平成5年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この規則は平成6年4月1日から一部改正し施行する。
- 7 この規則は平成9年9月1日から一部改正し施行する。
- 8 この規則は平成14年7月1日から一部改正し施行する。
- 9 この規則は平成16年9月1日から一部改正し施行する。
- 10 この規則は平成16年11月21日から一部改正し施行する。
- 11 この規則は平成17年9月21日から一部改正し施行する。
- 12 この規則は平成18年3月20日から一部改正し施行する。
- 13 この規則は平成19年4月1日から一部改正し施行する。
- 14 この規則は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。
- 15 この規則は、平成21年4月1日から一部改正し施行する。なお、「定年規程」については、平成21年3月31日をもって廃止する。
- 16 この規則は、平成22年7月1日から一部改正し施行する。
- 17 この規則は、平成25年4月1日から一部改正し施行する。
- 18 この規則は、平成26年4月1日から一部改正し施行する。
- 19 この規則は、平成29年4月1日から一部改正し施行する。ただし、第15条第2項に規定する終業時間の短縮に関する特別措置は、平成29年3月31日現在在籍する職員に適用する。
- 20 この規則は、平成30年4月1日から一部改正し施行する。
- 21 この規則は、平成30年7月1日から一部改正し施行する。

四天王寺大学大学院看護学研究科の設置に伴う 定年年齢の延長に関する規程（案）

（目 的）

第 1 条 この規程は、看護学研究科の設置（令和 2 年 4 月予定）に伴い、四天王寺大学大学院、四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部の専任教職員就業規則（以下「就業規則」という。）に規定する教育職員の定年に関し特例を定めることを目的とする。

（定年年齢の特例）

第 2 条 看護学研究科の教育職員のうち設置から 2 年目の会計年度までの間に就業規則第 5 3 条の規定により定年となる者については、同条の規定に関わらず設置から 3 年目の会計年度の末日を定年とする。

附 則

この規程は、文部科学大臣の認可の日（平成 年 月 日）から施行し、令和 5 年 3 月 3 1 日まで適用する。

<参考:四天王寺大学大学院、四天王寺大学、四天王寺大学短期大学部の専任教職員就業規則>
(職種別定年制の実施)

第 53 条 職員の定年は、次の通りとし、退職の時期は定年に達した日の属する会計年度の末日とする。

(1) 教育職員 満 65 歳

(2) 事務職員 満 65 歳

2 (略)

専門看護師（CNS）実習先一覧

	実習施設名
精神看護	国家公務員共済組合連合会 東京共済病院
	神戸市立医療センター中央市民病院
	医療法人養心会 国分病院
	医療法人清心会 八尾こころのホスピタル
老年看護	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺病院
	社会福祉法人のぞみ 複合介護施設 川西小花の生活
災害看護	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺病院
	医療法人春秋会 城山病院

実習における倫理的配慮及び安全対策に関するマニュアル

I. 実習における倫理的な責任および配慮

学生は個人情報の保護、すなわち全ての診察録・看護記録が個人情報に当たるため、実習目的以外で口外しないこと、実習記録には個人を識別できる情報は記録せず、慎重に管理するなど、責任ある行動や態度をとることが求められている。

実習にあたっては、「臨地実習の誠実な履行並びに個人情報等の保護に関する誓約書」(p. 4) を本研究科に提出する。求められる倫理的な配慮について次に示す。

1. 対象者への説明・協力依頼

対象者に対しては十分な説明を行い、実習に関する協力の同意が得られた場合にのみ受け持ち対象者とする。

2. 実習開始後も実習協力への撤回ができることを説明する。

3. 個人情報の取り扱い

1) 受け持ち対象者に関する情報を収集することに対して対象者に説明し、臨地実習同意書(p. 5)にて同意を得る。

①実習科目ごとに指示された手続き方法を行う。

②同意を得ていない者の個人情報を閲覧しない。

2) カンファレンス資料等のコピーは学習上必要な場合のみ行う。ただし、大学内または実習施設内の指定のコピー機のみを使用し、それ以外でのコピーは禁止する。

3) 知り得た個人情報は、記録物だけでなく、言動からの情報の漏えいもしないよう、大学や実習施設の決められた場所以外では口外してはならない。特に、通学路や公共の場所で、実習で知り得た情報は話さない。

4) 実習に関連する内容を、あらゆるネットワーク（ライン、ブログ、ツイッター、フェイスブック等）上に書き込むことを禁止する。

4. 実習記録

1) 実習記録は原則手書きとする。

2) 実習記録、レポート、メモ、カンファレンス資料等（以下、記録類）に、対象者の氏名、生年月日、住所等、個人が特定できる情報は記載しない。

3) 記録類に記載する個人情報は実習の目的・内容に沿って最小限にとどめ、使用する必要がなくなった時点で速やかに決められた方法で破棄する。

4) 対象者の診療録・看護記録等を臨地実習指導者・実習指導教員の許可なくコピーすること、プリントアウト、あるいは電子媒体に保管することは禁止する。コピーした場合は、閲覧終了後必ず臨地実習指導者または実習指導教員に返却する。

5) メモや記録物はファイル等に綴じて、決められた保管場所に留め置く。

6) ケースレポート等をパソコンで作成する場合は、パスワード等を設定して第三者が閲覧できないようにする。電子メール等での送信を禁止する。また不必要になった際は速やかにデータを消去する。

7) 実習記録は定められた場所で記載し、公共の図書館や電車等で開示しない。

8) 実習が終了したら、受け持ちに関する記録類は、各自シュレッダーにかける。

II. 安全対策

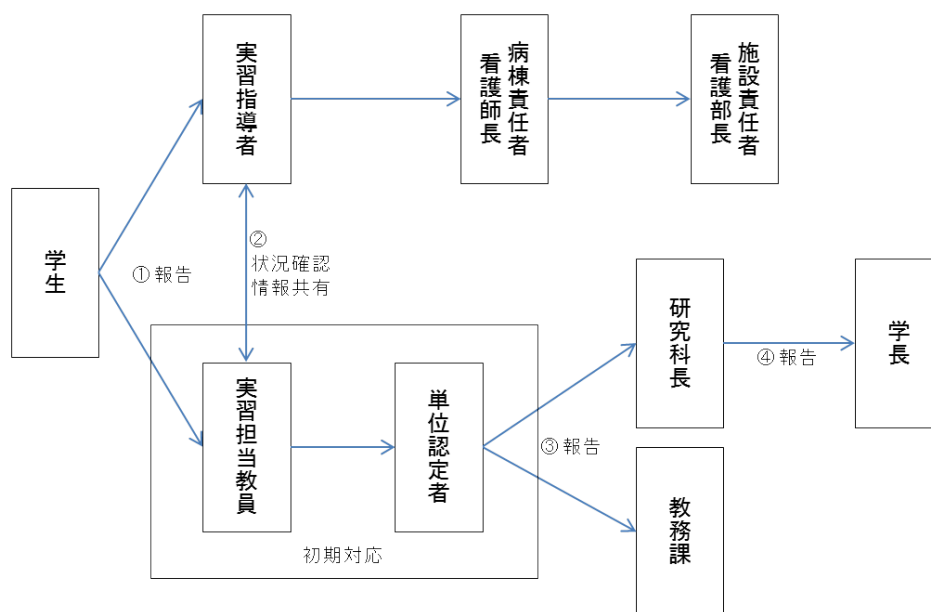
臨地実習では対人援助を通じた学習が中心となるため、対象者の安全を守るとともに、学生は自分自身の安全も考えた対応をする。

さらに、実習中の事故と、対象者や実習施設の備品の損傷、実習施設への移動中の事故等に対する補償のため、本学指定の損害賠償保険に加入する。

1. 事故発生時の対応

- 1) 実習施設への通学途中で何らかの事故が発生した場合は、警察署に連絡した後、速やかに実習担当教員及び教務課担当に報告しその指示に従う（実習中の連絡体制図）。
- 2) 実習施設内で何らかの事故が発生した場合は、速やかに実習担当教員、各実習施設指導者に報告しその指示に従う。
- 3) 事故後は今後の事故防止のため「インシデント・アクシデントレポート」(p.6)を作成し速やかに報告する。また、必要な場合は、実習施設の指定する書類を提出する。

実習中の事故発生時の連絡体制



<参考>

- *インシデント…思いがけない出来事「偶発事象」で、これに対して適切な処理が行われないと、アクシデントとなる可能性のある事象のことである。
- *アクシデント…「事故」のことである。インシデントに気付かなかつたり、適切な処置が行われなかつたりすると傷害が発生し、事故に至る。

(日本看護協会「医療事故発生時の対応 看護管理者のためのリスクマネジメントガイドライン 2002年」より抜粋、一部改変)

【主なアクシデントの種類】

- ①対象者の身体に関する事故：転倒、転落、損傷、感染症への罹患等
- ②学生の身体に関する事故：注射針刺入等の損傷、血液や体液暴露、感染症への罹患等
- ③物品の破損・紛失に関する事故：医療物品や備品の破損・紛失、対象者の私物の破損・紛失等
- ④その他の事故：実習施設への移動及び帰宅途中の事故、災害発生時等

2. 健康管理および感染予防について

- 1) 学生定期健康診断：学生定期健康診断を毎年必ず受診すること。また感染症対策の指示等に従うこと。
- 2) 事前に麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎ウイルスの検査結果を把握し、実習開始までに必要なワクチンの接種を済ませておく。
また、抗体価が低い学生については、必要に応じて実習前に予防接種するよう勧奨する。
毎年の健康診断で胸部レントゲンを実施する。
- 3) やむをえず学生定期健康診断を受診しなかった者のうち、新入学生及び実習を行う学年の者は、自己負担で健康診断を受けること。但し、医学的理由のため予防接種を行わない場合は診断書を提出する。
- 4) それぞれの実習において要請がある場合は、担当教員の指示に従う。
- 5) 急な受診に備えて、健康保険証または原本のコピーを携帯する。
- 6) 傷病等で実習への影響が考えられる場合は、実習指導教員に報告する。

3. 感染症の可能性がある場合もしくは感染症状が出現した場合の対応

- 1) 発熱、咳、嘔気、嘔吐、下痢、発疹、結膜症状等感染徴候を疑う場合は、実習に参加する前に、実習指導教員に経過と症状を報告し指示に従い、必要に応じて受診する。
- 2) 医師の指示に従い指定された欠席期間を遵守する。実習再開についても医師の指示に従い、回復後、欠席届と診断書を実習指導教員に提出する。
- 3) 次の実習への影響が予測される場合は、必ず実習指導教員に報告する。

臨地実習の誠実な履行並びに個人情報等の保護に関する誓約書

(大学院提出用)

四天王寺大学大学院 学長 殿

1. 私は、四天王寺大学大学院生として、実習施設において臨地実習を行うにあたり、臨地実習の誠実な履行並びに個人情報等の保護を十分に理解しましたので、これを遵守いたします。
2. 私は、実習施設の定める諸規則・心得等を遵守し、臨地実習指導者の指示に従って、臨地実習を誠実に履行いたします。
3. 私は、臨地実習の期間中はもちろん、その後においても、臨地実習において知り得た個人情報等を第三者に漏えいいたしません。
4. 私は、私の故意又は過失により、実習施設、その関係者、あるいは第三者に事故、器物破損、個人情報等の漏えいその他の損害を与えた場合は、その賠償責任を負います。
なお、大学院が賠償を負担した場合は、大学院の求償に応じます。

以上、誓約いたします。

年 月 日

住 所

学籍番号

氏名（自署）

臨地実習説明書

四天王寺大学大学院看護学研究科の学生が _____ におきまして臨地実習を行います。

実習を行うのは、 _____ 課程 _____ 年次の _____ 実習で、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間、受け持ちとして療養上のお世話（日常生活行動）に関する看護援助及び診療の補助に関する援助をさせていただきます。

なお、学生の臨地実習は、以下の基本的な考え方で臨むことにしておりますので、看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

1. 臨地実習にあたって学生は、対象者やご家族からお話をおうかがいしたり、施設の記録を閲覧させていただいたりすることがございますが、個人情報の保護には十分に留意いたします。
2. 学生は看護援助等について事前に説明を行い、同意をいただいた上で実施いたします。
3. 学生の看護援助については、本施設スタッフの臨地実習指導者と大学の実習指導教員が指導を行い、安全に実施できるようにいたします。
4. 臨地実習の協力を同意されなくても、対象者の治療や看護に不利益を生じることはありません。同意はいつでも撤回できます。その場合も不利益となることはありません。

臨地実習に関して何かご不明な点等ございましたら、いつでも臨地実習指導者や実習指導教員にお申し出ください。

年 月 日

臨地実習指導者氏名（自署） _____

実習指導教員氏名（自署） _____

----- 切り取り線 -----

臨地実習同意書

私は、四天王寺大学大学院看護学研究科 _____ 課程 _____ 年次に在籍する学生 _____ が、臨地実習を行うことについて書面にて説明を受けました。その内容について理解・納得しましたので、学生実習への協力を同意いたします。

年 月 日

対象者氏名（自署） _____

大学連絡先：四天王寺大学大学院看護学研究科
〒583-8501 大阪府羽曳野市学園前三丁目2-1
電話 072-956-5214（直通）

インシデント・アクシデントレポート

科目名： _____ 学籍番号： _____ 氏名： _____

発生日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 () _____ 時頃	発生場所：
事故内容： 物品破損（内容：)	
臨地実習指導者に報告した時間： 年 月 日 時 分	
実習指導教員に報告した時間 ： 年 月 日 時 分	
発生状況（いつ・どこで・誰が・なぜ・どのように・どうなったか・対象者、家族の反応も含む）	
なぜこのような状況が起きたか、今後このような状況を起こさないためにはどのようにしたらよいか。	
提出日： 年 月 日	

看護学研究科 時間割 (案)

●博士前期課程 (1年次)

【授業時間】1時限：9：10～10：40 2時限：10：55～12：25 3時限：13：15～14：45 4時限：15：00～16：30 5時限：17：30～19：00 6時限：19：10～20：40

学期	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日		
	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	
前期 (夏学期)	1												
	2												
	3												
	4	・老年看護学特論Ⅲ (病態・治療論) (西田、仲谷) 9-121		・看護理論 (高橋 (照)) 9-121		・精神看護高度実践看護介入技法 (宇佐美) 9-121 ・災害看護対象論 (山本、亀井) 9-122		・精神障害者制度・法律特論 (宇佐美、斎知) 9-121 ・老年看護学特論Ⅱ (健康生活評価) (西田、得原) 9-122 ・災害看護ケア論 (山本、亀井) 9-123		・看護研究Ⅰ (総論) (高橋 (照)、松尾) 9-121			
	5	・精神ケアシステムと精神科診断学 (宇佐美、大瀧、高橋 (教)) 9-121 ・災害と制度 (山本、亀井) 9-122		・看護教育論 (安藤) 9-121		・理論看護学特論 (高橋 (照)、和田、池内、坂口) 9-121 ・母性看護学特論 (赤井、宮本) 9-122 ・小児看護学特論 (鈴木、西元) 9-123 ・成人看護学特論 (松尾、藤原、吉川) 9-124 ・公衆衛生看護学特論 (山田、小出、岡本) 9-329 ・在宅看護学特論 (小林、大橋) 9-330		・各特別研究 (各指導教員) 各教員研究室		・最新病態生理学 (仲谷) 9-121			
	6	・フィジカルアセスメント (松尾、鈴木、赤井、西田、仲谷) 9-121 ・コンサルテーション論 (宇佐美、山田) 9-122		・精神療法 (宇佐美、小谷) 9-121 ・老年看護学特論Ⅰ (老年看護学の基礎) (西田、得原) 9-122				・哲学的人間論 (丸藤) 9-121					
後期 (冬学期)	1												
	2												
	3												
	4					・認知症治療看護援助論 (宇佐美) 9-121 ・老年看護学演習Ⅰ (慢性期における老年看護) (西田、得原) 9-122 ・災害看護援助論 (山本、亀井) 9-123		・認識症治療看護援助論 (宇佐美) 9-121 ・老年看護学演習Ⅰ (慢性期における老年看護) (西田、得原) 9-122 ・災害看護援助論 (山本、亀井) 9-123		・看護研究Ⅱ (統計) (平井) 9-121			
	5	・臨床薬理学 (三浦) 9-121 ・看護政策論 (岡谷) 9-122		・精神科薬物療法 (宇佐美、大瀧、高橋 (教)) 9-121				・各特別研究 (各指導教員) 各教員研究室		・国際看護論 (近藤) 9-121			
	6			・精神障害者ケースマネジメント支援論 (宇佐美、斎知) 9-121 ・老年看護学特論Ⅳ (看護実践論) (西田、得原) 9-122		・理論看護学演習Ⅰ (高橋 (照)、和田、池内、坂口) 9-121 ・小児看護学演習Ⅰ (鈴木、西元) 9-122 ・母性看護学演習Ⅰ (赤井、宮本) 9-123 ・成人看護学演習Ⅰ (松尾、藤原、藤原、松田) 9-124 ・公衆衛生看護学演習Ⅰ (山田、小出、岡本) 9-329 ・在宅看護学演習Ⅰ (小林、大橋) 9-330		・看護倫理 (高田) 9-121					

(集中講義・実習)

前期 (夏学期)

- ・集中講義
- ・看護管理論 (鶴田)
- ・実習
- ・精神看護直接ケア実習 (宇佐美、川田)

後期 (冬学期)

- ・実習
- ・精神科診断・治療実習 (宇佐美、川田)
- ・災害看護学実習Ⅰ (山本、亀井)

●博士前期課程（2年次）

【授業時間】1 時限：9：10～10：40 2 時限：10：55～12：25 3 時限：13：15～14：45 4 時限：15：00～16：30 5 時限：17：30～19：00 6 時限：19：10～20：40

学期	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室
前期 (夏学期)	1											精神看護学課題研究 (宇佐美) 教員研究室 ・ 老年看護学課題研究 (西田) 教員研究室 ・ 災害看護学課題研究 (山本) 教員研究室
	2											
	3											
	4	・リエゾン精神看護学 (宇佐美) 9-122 ・ 防災・被災看護論演習 (山本、亀井) 9-123				・ 老年看護学特論 V (サポートシステム) (西田、得原) 9-123						
	5		・ 災害看護連携論 (山本、亀井) 9-122									
	6		・ 要介護者看護援助論 (山本、亀井) 9-123			・ 理論看護学演習 II (高橋 (照)、和田、池内、坂口) 9-121 ・ 母性看護学演習 II (赤井、宮本) 9-122 ・ 小児看護学演習 II (鈴木、西元) 9-123 ・ 成人看護学演習 II (松尾、福田、藤原、松田、吉川) 9-124 ・ 公衆衛生看護学演習 II (山田、小出、岡本) 9-329 ・ 在宅看護学演習 II (小林、大橋) 9-330						
後期 (冬学期)	1											精神看護学課題研究 (宇佐美) 教員研究室 ・ 老年看護学課題研究 (西田) 教員研究室 ・ 災害看護学課題研究 (山本) 教員研究室
	2											
	3											
	4											
	5					・ 老年看護学演習 II (ケア施設における老年看護) (西田、得原) 9-121						
	6											・ 各特別研究 (各指導教員) 各教員研究室

(集中講義・実習)

前期 (夏学期)	後期 (冬学期)
(実習) ・ 役割開発実習 (宇佐美、川田) ・ 精神看護サブシステム・リテ、実習 (宇佐美、川田) ・ 老年看護学実習 I (慢性期における高度実践老年看護) (西田、得原) ・ 老年看護学実習 II (ケア施設における高度実践老年看護) (西田、得原) ・ 災害看護学実習 II (山本、亀井) ・ 災害看護学実習 III (山本、亀井)	(実習) ・ 相談・調整実習 (宇佐美、川田) ・ 精神看護学実習 IV (山本、亀井) ・ 老年看護学実習 II (ケア施設における高度実践老年看護) (西田、得原)

●博士後期課程（2年次）

【授業時間】1 時限：9：10～10：40 2 時限：10：55～12：25 3 時限：13：15～14：45 4 時限：15：00～16：30 5 時限：17：30～19：00 6 時限：19：10～20：40

学期	時限	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
		科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室	科目名 (担当者)	教室
前期 (夏学期)	1												
	2												
	3												看護学特別研究 (各指導教員) 各教員研究室
	4												
	5												
	6		<ul style="list-style-type: none"> ・理論看護学演習 (高橋 (照), 和田) 9-124 ・母子看護学演習 (鈴木, 赤井, 宮本) 9-329 ・成人看護学演習 (松尾, 藤原, 福田) 9-330 ・公衆衛生看護学演習 (山田, 小出, 岡本) 9-201 ・在宅看護学演習 (小林, 大橋) 6-202 		<ul style="list-style-type: none"> ・精神看護学演習 (宇佐美) 6-201 ・老年看護学演習 (西田) 6-202 ・災害看護学演習 (山本, 亀井) 6-319 								
後期 (冬学期)	1												
	2												
	3												看護学特別研究 (各指導教員) 各教員研究室
	4												
	5												
	6		<ul style="list-style-type: none"> ・理論看護学演習 (高橋 (照), 和田) ・母子看護学演習 (鈴木, 赤井, 宮本) ・成人看護学演習 (松尾, 藤原, 福田) ・公衆衛生看護学演習 (山田, 小出, 岡本) ・在宅看護学演習 (小林, 大橋) 		<ul style="list-style-type: none"> ・精神看護学演習 (宇佐美) 6-201 ・老年看護学演習 (西田) 6-202 ・災害看護学演習 (山本, 亀井) 6-319 								

区分	授業科目	配当年次	単位数		理論看護学	精神看護学	
			必修	選択	研究者コース	研究者コース	専門看護師コース
共通科目	看護理論	1前	2		◎	◎	◎
	看護研究Ⅰ (総論)	1前	2		◎	◎	◎
	看護研究Ⅱ (統計)	1後		2			
	看護倫理	1後	2		◎	◎	◎
	国際看護論	1後		2	○	○	
	哲学的人間論	1前		2			
	看護教育論	1前		2		○	◆
	看護管理論	1前		2	○	○	◆
	コンサルテーション論	1前		2	○		◆
	看護政策論	1後		2	○		◆
	フィジカルアセスメント	1前		2			○
	最新病態生理学	1前		2			○
	臨床薬理学	1後		2			○
	小計					14	14
専門科目	理論看護学特論	1前		2	○		
	理論看護学演習Ⅰ	1後		2	○		
	理論看護学演習Ⅱ	2前		2	○		
	理論看護学特別研究	1~2通		8	○		
	精神障害者制度・法律特論	1前		2			○
	精神科アセスメントと精神科診断学	1前		2		■	○
	精神療法	1前		2		■	○
	精神科薬物療法	1後		2			○
	精神看護高度実践看護介入技法	1前		2		■	○
	精神障害者ケースマネジメント支援論	1後		2		○	○
	リエゾン精神看護学	2前		2		○	◆
	認知症治療看護援助論	1後		2		○	◆
	役割開発実習	2前		2			○
	精神科診断・治療実習	1後		2			○
	精神看護直接ケア実習	1前		2			○
	精神看護サブスペシャリティ実習	2前		2			○
	相談・調整実習	2後		2			○
	精神看護学課題研究	2通		4			○
	精神看護学特別研究	1~2通		8	○	○	
	他領域専門科目 *1			2	★	★	
小計					16	16	28
合計					30	30	42

◎印：看護学研究科博士前期課程の必修科目

○印：選択した専門領域における履修モデルの必修科目

◆印：選択した専門領域における履修モデルの選択必修科目

■印：選択科目 (履修することが望ましい科目)

★印：他領域の専門科目における選択必修科目

無印：自由選択科目

*1: 他領域の専門科目から1科目2単位以上を選択し修得する。

*2: 看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論、看護政策論のうち、1科目2単位以上を選択し修得する。

*3: 専門科目精神看護学領域の2科目のうち、1科目2単位以上を選択し修得する。

博士前期課程 履修モデル（生涯発達看護学分野）

区分	授業科目	配当 年次	単位数		母性看護学 研究者コー ス	小児看護学 研究者コー ス	成人看護学 研究者コー ス	老年看護学	
			必 修	選 択				研究者コー ス	専門看護師 コース
共通 科目	看護理論	1前	2		◎	◎	◎	◎	◎
	看護研究Ⅰ（総論）	1前	2		◎	◎	◎	◎	◎
	看護研究Ⅱ（統計）	1後		2					
	看護倫理	1後	2		◎	◎	◎	◎	◎
	国際看護論	1後	2		○	○	○	○	○
	哲学的人間論	1前	2		○	○	○	○	○
	看護教育論	1前	2		○		○		◆
	看護管理論	1前	2			○		○	◆
	コンサルテーション論	1前	2		○	○	○	○	
	看護政策論	1後	2						◆
	フィジカルアセスメント	1前	2						○
	最新病態生理学	1前	2						○
	臨床薬理学	1後	2						○
	小計					14	14	14	14
専門 科目	母性看護学特論	1前		2	○				
	母性看護学演習Ⅰ	1後		2	○				
	母性看護学演習Ⅱ	2前		2	○				
	母性看護学特別研究	1～2通		8	○				
	小児看護学特論	1前		2		○			
	小児看護学演習Ⅰ	1後		2		○			
	小児看護学演習Ⅱ	2前		2		○			
	小児看護学特別研究	1～2通		8		○			
	成人看護学特論	1前		2			○		
	成人看護学演習Ⅰ	1後		2			○		
	成人看護学演習Ⅱ	2前		2			○		
	成人看護学特別研究	1～2通		8			○		
	老年看護学特論Ⅰ （老年看護学の基盤）	1前		2				○	○
	老年看護学特論Ⅱ （健康生活評価）	1前		2				■	○
	老年看護学特論Ⅲ （病態・治療論）	1前		2					○
	老年看護学特論Ⅳ （看護実践論）	1後		2					○
	老年看護学特論Ⅴ （サポートシステム）	2前		2					○
	老年看護学演習Ⅰ （慢性期における老年看護）	1後		2					○
	老年看護学演習Ⅱ （ケア施設における老年看護）	1後		2				○	○
	老年看護学実習Ⅰ （慢性期における高度実践老年看護）	2前		4					○
	老年看護学実習Ⅱ （ケア施設における高度実践老年看護）	2通		6					○
老年看護学課題研究	2通		4					○	
老年看護学特別研究	1～2通		8	○	○	○	○		
他領域専門科目 *1			2	★	★	★	★		
小計					16	16	16	16	28
合計					30	30	30	30	42

◎印：看護学研究科博士前期課程の必修科目

○印：選択した専門領域における履修モデルの必修科目

◆印：選択した専門領域における履修モデルの選択必修科目

■印：選択科目（履修することが望ましい科目）

★印：他領域の専門科目における選択必修科目

無印：自由選択科目

*1:他領域の専門科目から1科目2単位以上を選択し修得する。

*2:看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論、看護政策論のうち、1科目2単位以上を選択し修得する。

博士前期課程 履修モデル（広域看護学分野）

区分	授業科目	配当年次	単位数		公衆衛生看護学	在宅看護学	災害看護学	
			必修	選択	研究者コース	研究者コース	研究者コース	専門看護師コース
共通科目	看護理論	1前	2		○	○	○	○
	看護研究Ⅰ（総論）	1前	2		○	○	○	○
	看護研究Ⅱ（統計）	1後		2				
	看護倫理	1後	2		○	○	○	○
	国際看護論	1後		2	○	○	○	
	哲学的人間論	1前		2	○	○		
	看護教育論	1前		2				◆
	看護管理論	1前		2	○	○	○	◆
	コンサルテーション論	1前		2	○	○	○	◆
	看護政策論	1後		2			○	◆
	フィジカルアセスメント	1前		2				○
	最新病態生理学	1前		2				○
	臨床薬理学	1後		2				○
	小計					14	14	14
専門科目	公衆衛生看護学特論	1前		2	○			
	公衆衛生看護学演習Ⅰ	1後		2	○			
	公衆衛生看護学演習Ⅱ	2前		2	○			
	公衆衛生看護学特別研究	1～2通		8	○			
	在宅看護学特論	1前		2		○		
	在宅看護学演習Ⅰ	1後		2		○		
	在宅看護学演習Ⅱ	2前		2		○		
	在宅看護学特別研究	1～2通		8		○		
	災害看護対象論	1前		2			○	○
	災害看護ケア論	1前		2			○	○
	災害と制度	1前		2			■	○
	災害看護援助論	1後		2			■	○
	防災・減災看護論演習	2前		2			■	○
	要援護者看護援助論	2前		2			■	○
	災害看護連携論	2前		2			■	○
	災害看護学実習Ⅰ	1後		3				○
	災害看護学実習Ⅱ	2前		2				○
	災害看護学実習Ⅲ	2前		3				○
	災害看護学実習Ⅳ	2後		2				○
	災害看護学課題研究	2通		4				○
災害看護学特別研究	1～2通		8			○	○	
他領域専門科目 *1			2	★	★	★		
小計					16	16	16	28
合計					30	30	30	42

◎印：看護学研究科博士前期課程の必修科目

○印：選択した専門領域における履修モデルの必修科目

◆印：選択した専門領域における履修モデルの選択必修科目

■印：選択科目（履修することが望ましい科目）

★印：他領域の専門科目における選択必修科目

無印：自由選択科目

*1：他領域の専門科目から1科目2単位以上を選択し修得する。

*2：看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論、看護政策論のうち、1科目2単位以上を選択し修得する。

*3：専門科目災害看護学領域のうち1科目2単位以上を選択し修得する。

区分	授業科目	配当年次	単位数		基盤看護学分野 (理論看護)	生涯発達看護学分野 (老年看護)	広域看護学分野 (在宅看護)	
			必修	選択				
共通科目	看護科学哲学	1前	2		◎	◎	◎	
	看護学研究方法論	1前	2		◎	◎	◎	
	高等社会統計学	1後		2			○	
	看護教育学	1後		2	○	○		
	小計				6	6	6	
専門科目	基盤看護学分野	理論看護学特論	1通		2	○		
		理論看護学演習	2通		2	○		
		精神看護学特論	1通		2			
		精神看護学演習	2通		2			
	生涯発達看護学分野	母子看護学特論	1通		2			
		母子看護学演習	2通		2			
		成人看護学特論	1通		2			
		成人看護学演習	2通		2			
		老年看護学特論	1通		2		○	
		老年看護学演習	2通		2		○	
	広域看護学分野	公衆衛生看護学特論	1通		2			
		公衆衛生看護学演習	2通		2			
		在宅看護学特論	1通		2			○
		在宅看護学演習	2通		2			○
		災害看護学特論	1通		2			
		災害看護学演習	2通		2			
	小計				4	4	4	
	特別研究	看護学特別研究	1~3通	8		◎	◎	◎
		小計				8	8	8
合計					18	18	18	

◎印：看護学研究科博士後期課程の必修科目

○印：選択した専門領域における履修モデルの必修科目

論文指導・学位授与の流れ：博士前期課程 標準修業年限（2年間）の場合

時期	事項	概要（研究指導及び審査等）	
1 年 次	4月 研究指導教員の決定と履修指導 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主研究指導教員は学生の出願時に希望した教員とする。 ◆ 副研究指導教員は、研究科委員会で2名を選出する。 ◆ 研究指導教員は、学生の研究課題に応じた履修計画を指導する。 ◆ 研究指導教員は、学生の研究課題の焦点化と計画書作成及び研究倫理審査申請書作成を指導する。 	
	11月 研究計画書作成 ↓		
	12月 研究倫理審査委員会の審査 ↓		◆ 研究倫理審査委員会にて審査を行う。
	3月 研究経過発表会		◆ 指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は指導教員と共に研究活動を検討する。
2 年 次	研究計画に基づく研究活動 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学生は研究計画に基づいてデータ収集と分析、結果の整理を、指導教員の助言・指導を受けながら遂行して行く。 ◆ 研究指導教員の継続的な指導を受けながら、学生は研究計画通り進捗するよう努力し、研究中間発表会に備える。 	
	10月 研究中間発表会 ↓		◆ 中間発表会において、研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を検討する。
	修士論文の作成 ↓	◆ 研究指導教員は、論文作成を指導すると共に、学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導を行う。	
	修士論文の完成 ↓		
	1月中旬 修士論文の審査 ↓	◆ 修了要件（研究者コース30単位、専門看護師コース42単位）が取得見込みであることを確認し、「修士学位論文審査委員会」にて博士学位論文の審査を行う。	
	最終試験 ↓	◆ 「修士学位論文審査委員会」は最終試験を行い、学位論文及び最終試験の評価について審議し、研究科長に報告する。	
	2月末 学位授与判定 ↓	◆ 学位授与判定は、研究科委員会において「修士学位論文審査委員会」の報告を受けて、可否を判定する。	
	3月 学位記授与	◆ 大学院修了式・学位記授与式にて学長が、修士（看護学）の学位を授与する。	

論文指導・学位授与の流れ：博士前期課程 長期履修（3年間）の場合

時期		事項	概要（研究指導及び審査等）
1 年次	4月	研究指導教員の決定と履修指導 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主研究指導教員は学生の出願時に希望した教員とする。 ◆ 副研究指導教員は、研究科委員会で2名を選出する。 ◆ 研究指導教員は、学生の研究課題に応じた履修計画を指導する。 ◆ 研究指導教員は、学生の研究課題の焦点化と計画書作成及び研究倫理審査申請書作成を指導する。
	3月	研究計画書作成	
2 年次	10月	研究倫理審査委員会の審査 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 研究倫理審査委員会にて審査を行う。 ◆ 研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を検討する。 ◆ 学生は研究計画に基づいてデータ収集と分析、結果の整理を、研究指導教員の助言・指導を受けながら遂行して行く。 ◆ 研究指導教員の継続的な指導を受けながら、学生は研究計画通り進捗するよう努力し、研究中間発表会に備える。
		研究経過発表会 ↓	
		研究計画に基づく研究活動 ↓	
3月	研究中間発表会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中間発表会において、研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を検討する。 	
3 年次	1月 中旬	修士論文の作成 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 研究指導教員は、論文作成を指導すると共に、学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導を行う。 ◆ 修了要件（研究者コース30単位、専門看護師コース42単位）が取得見込みであることを確認し、「博士学位論文審査委員会」にて博士学位論文の審査を行う。 ◆ 「修士学位論文審査委員会」は最終試験を行い、学位論文及び最終試験の評価について審議し、研究科長に報告する。
		修士論文の完成 ↓	
		修士論文の審査 ↓	
	2月末 3月	最終試験 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学位授与判定は、研究科委員会において「修士学位論文審査委員会」の報告を受けて、可否を判定する。 ◆ 大学院修了式・学位記授与式にて学長が、修士（看護学）の学位を授与する。
		学位授与判定 ↓	
		学位記授与	

論文指導・学位授与の流れ：博士後期課程

時期	事項	概要（研究指導及び審査等）
1 年次	4月 研究指導教員の決定と 履修指導 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主研究指導教員は学生の出願時に希望した教員とする。 ◆ 副研究指導教員は、研究科委員会で2名を選出する。 ◆ 研究指導教員は、学生の研究課題に応じた履修計画を指導する。 ◆ 研究指導教員は、学生の研究課題の焦点化と計画書作成及び研究倫理審査申請書作成を指導する。
	9月 研究計画書作成 ↓	
	11月 研究倫理審査委員会の審査 ↓	
	3月 研究計画発表会	
2 年次	4月 研究計画に基づく 研究活動 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学生は研究計画に基づいてデータ収集と分析、結果の整理を、研究指導教員の助言・指導を受けながら遂行して行く。 ◆ 研究指導教員の継続的な指導を受けながら、学生は研究計画通り進捗するよう努力し、研究中間発表会に備える。 ◆ 中間発表会において、研究指導教員以外の教員から指摘、助言、指導された事項を受けて、学生は研究指導教員と共に研究活動を検討する。 ◆ 研究指導教員は、論文作成を指導すると共に、学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導を行う。 ◆ 学生は研究指導教員の指導の下で国内外の学術集会での発表、および学術誌へ投稿する。
	6月 研究中間発表会 ↓	
	12月 ～3月 国内外の学会発表および学 術誌への投稿	
3 年次	9月 博士学位論文の 公聴会 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公聴会において、広く本学及び他大学の教員などから、指導・助言を受ける。 ◆ 研究指導教員は、公聴会の指導・助言を受けて、学生と共に論文の洗練化をはかり、更なる論文の完成度を目指して学生指導を継続する。 ◆ 学生は研究指導教員とともに、博士論文の完成を目指す。 ◆ 修了要件（18単位）が取得見込みであることを確認し、「博士学位論文審査委員会」にて博士学位論文の審査を行う。 ◆ 「博士学位論文審査委員会」は最終試験を行い、学位論文及び最終試験の評価について審議し、研究科長に報告する。 ◆ 学位授与判定は、研究科委員会において「博士学位論文審査委員会」の報告を受けて、可否を判定する。 ◆ 大学院修了式・学位記授与式にて学長が、博士（看護学）の学位を授与する。
	12月 博士学位論文の完成 ↓	
	1月 中旬 博士学位論文の審査 ↓	
	最終試験 ↓	
	2月 末 学位授与判定 ↓	
	3月 学位記授与	

四天王寺大学・四天王寺大学大学院・
四天王寺大学短期大学部 研究倫理規程

(目的)

第1条 四天王寺大学、四天王寺大学大学院および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、人間の尊厳、人権の尊重、その他の倫理的観点および科学的観点から、研究者が学術研究の信頼性と公正性を確保した上で、適正に研究を進めるために研究倫理規程を定める。

(定義)

第2条 この研究倫理規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 研究者

本学の教育職員のみならず、本学において研究活動に携わる者を含む。
なお、学生が研究に携わるときには「研究者」に準ずるものとする。

(2) 研究活動

先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、各学術の方法論にのっとり、新たな知見を発見ないし創造し、知の体系を構築していく行為をいう。

(3) 研究成果の発表

研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けること。

(研究の責任体制)

第3条 研究活動における不正行為および公的研究費の不正使用を防止するための学内責任体制については、「研究活動の不正行為防止規程」第1章第5条および「公的研究費の運営・管理に関する規程」第2章に定める。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、いかなる場合にも研究成果を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、自主的、かつ創造的に研究活動を遂行し、研究成果が人類の福祉、文化の向上に寄与することを常に認識するとともに、研究の目的、方法、内容および結果を自ら点検し、これを社会に開示することにより説明責任を果たさなければならない。

3 研究者は、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

4 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、告示等および本学の諸規程等を遵守しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者（未成年も含む）に対してその目的、収集方法等について分かり易く十分に説明し、提供者の意思による同意を得なければならない。

2 組織、団体等から当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、プライバシーの保護の重要性に鑑み、関係法令および本学「個人情報の保護に関する規程」を遵守し、利用目的の明確化、情報の管理等、適正な取扱いに努めなければならない。

2 研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に漏らしてはならない。

(資料・情報・データ等の利用および管理)

第7条 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等の喪失、漏洩、改ざんまたは盗用等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存するものとする。ただし、法令または規程等に保存期間の定めのある場合は、それに準ずるものとする。

(研究機器・薬品等の安全管理)

第8条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等および薬品・材料等を用いるときは、関係法令等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究費の適正な使用)

第9条 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用にあたっては、関係法令および本学の諸規程等を遵守しなければならない。

(研究成果の発表)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、産業財産権の取得およびその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において、公表しないことができる。

2 研究者は、研究成果の公表にあたっては、先行研究を精査し尊重しなければならない。

3 研究者は、研究成果の発表にあたっては、適切かつ誤解の生じない引用をしなければ

ればならない。

- 4 研究成果の発表において、出版および刊行物については、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者を著者・共著者とする。

(他者の業績評価)

第 11 条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、倫理審査要領等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に使用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(利益相反)

第 12 条 研究者は、自らの研究活動において、利益相反が発生しないよう十分な注意を払うとともに、本学の関係規程等を遵守するものとする。

(本学の責務)

第 13 条 研究者の研究倫理意識を高揚するために、研究倫理教育責任者を置き、学長とする。

- 2 研究倫理教育責任者は広く研究活動に係わる者を対象に実施するものとする。
- 3 本学は、研究に関する倫理審査ならびに研究活動上の不正行為および研究費の不適切な使用等に関する関連規程を定め、学内外に公表・周知し、研究倫理の徹底に努める。
- 4 この規程の運用を実効あるものとするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講じるものとする。

(事務)

第 14 条 この規程に関する事務は、庶務課が所管する。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

四天王寺大学・四天王寺大学大学院・
四天王寺大学短期大学部 研究倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 四天王寺大学、四天王寺大学大学院および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）において研究活動に携わる研究者が人を対象とする研究を実施する場合、研究対象者およびその関係者の人権を擁護するため、当該研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されるか否か審査する研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(責務)

第2条 委員会は、研究実施計画の適否について、人間の尊厳、人権の尊重、その他の倫理的観点および科学的観点から本学および研究に携わる関係者の利益相反に関する情報も含め、中立的かつ公正に審査等を行うものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、(1)～(3)までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者で学長が指名した者
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者で学長が指名した者
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者で学長が指名した者
- (4) 本学に所属しない者複数名
- (5) その他、学長が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

3 委員会は、男女両性で構成し、5名以上とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。なお、再任を妨げない。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長から指名された委員は、委員長に事故あるとき職務を代行する。

3 委員長は、必要に応じて委員会委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員会の成立は、委員の過半数とする。

5 委員会の意見は、出席委員の全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、出席委員の3分の2以上の同意により決する。なお、可否同数の場合は、議長が決する。

(審査の基準等)

第6条 研究実施計画の倫理審査については、別に定める。


(事務)

第7条 この規程に関する事務は、庶務課が所管する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成26年12月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、平成28年3月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、平成29年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、平成31年4月1日から一部改正し施行する。

看護学研究科 院生研究室配置図



教員の時間割 (宇佐美しおり) - 完成年度

【授業時間】1 時限：9：10～10：40 2 時限：10：55～12：25 3 時限：13：15～14：45 4 時限：15：00～16：30 5 時限：17：30～19：00 6 時限：19：10～20：40
 表中：M：博士前期課程、D：博士後期課程、下線：看護学部科目

学期	時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		(課程・年次) 科目名	(課程・年次) 科目名	(課程・年次) 科目名	(課程・年次) 科目名	(課程・年次) 科目名	(課程・年次) 科目名
前期 (夏学期)	1						・(M・2) 精神看護学課題研究
	2	・(学 部) ケースマネジメントと多職種連携					・(D・1) 看護学特別研究
	3		・(学 部) 精神療養生活支援技術演習		・(学 部) 大学基礎演習		・(D・2) 看護学特別研究
	4	・(M・2) リエゾン精神看護学	・(学 部) 精神療養生活支援技術演習	・(M・1) 精神看護高度実践看護介入技法	・(M・1) 精神障害者制度・法律特論		・(D・3) 看護学特別研究
	5	・(M・1) 精神科アセスメントと精神科診断学※共同	・(学 部) 精神保健	・(D・1) 精神看護学特論	・(M・1) 精神看護学特別研究		
	6	・(M・1) コンサルテーション論※オムニバス	・(M・1) 精神療法※共同	・(D・2) 精神看護学演習	・(M・2) 精神看護学特別研究		
後期 (冬学期)	1						・(M・2) 精神看護学課題研究
	2						・(D・1) 看護学特別研究
	3				・(学 部) 精神健康と生活支援		・(D・2) 看護学特別研究
	4			・(M・1) 認知症治療看護援助論			・(D・3) 看護学特別研究
	5		・(M・1) 精神科薬物療法※共同	・(D・1) 精神看護学特論	・(M・1) 精神看護学特別研究		
	6	・(M・1) 精神障害者ケアマネジメント支援論※共同	・(D・2) 精神看護学演習	・(M・2) 精神看護学特別研究			

(集中講義・実習)

前期 (夏学期)	後期 (冬学期)
(実習) ・(M・1) 精神看護直接ケア実習※共同 ・(M・2) 役割開発実習※共同 ・(M・2) 精神看護サブスベシヤリティ実習※共同	(実習) ・(M・1) 精神科診断・治療実習※共同 ・(M・2) 相談・調整実習※共同 ・(学 部) 精神療養生活支援実習

四天王寺大学大学院研究科委員会規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は四天王寺大学大学院学則（以下「学則」という。）第 53 条に定められたもののほか、四天王寺大学大学院各研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の円滑な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第 2 条 研究科委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- （1）研究科長
- （2）大学院研究科の授業科目を担当する専任教職員就業規則に規定された教育職員、特別任用教員および有期・無期職員就業規則に規定された特別任用教員（以下「専任教員等」という。）および学長の指名する専任教員等をもって組織する。
- 2 研究科長が必要と認めるときは、第 1 項に規定する以外の者を研究科委員会に出席させることができる。

（役割）

第 3 条 研究科委員会は本学の建学の精神に則り、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- （1）学生の入学および課程の修了
- （2）学位論文の審査に関する事項
- （3）学位の授与
- （4）同条第 1 号および第 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なもの
 - ア 教育課程に関する事項
 - イ 専任教員等の資格審査等に関する事項
 - ウ 学生の厚生補導ならびに学生の賞罰に関する事項
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長が掌る教育研究に関する事項、ならびにその他学長および研究科長の諮問事項について審議し、および学長および研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。

（招集および議長）

第 4 条 研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。研究科長に事故あるとき、又はやむを得ない事由があるときは、あらかじめ研究科長より指名を受けた者が研究科長に代わって招集し、議長となる。

- 2 研究科長は、構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、あらかじめ付議すべき事項を示して研究科委員会を招集する。
- 3 研究科委員会は、必要に応じて学部教授会、および短期大学部教授会と合同で開催することができる。

（議事）

第 5 条 研究科委員会は構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 研究科委員会には書記 1 名を置き、研究科長がこれを委嘱する。
- 3 議長は議事に先立ち、出席構成員の中より議事録の署名人 2 名を指名する。

（代議員会等）

第 5 条の 2 研究科委員会は、研究科委員会に属する教員のうち一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。

- 2 研究科委員会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

（委任）

第 6 条 研究科委員会をやむを得ず欠席する場合は議長に一切を委任することができる。

2 欠席により一切を委任する場合は、研究科委員会の前日までに委任状を議長へ提出するものとする。提出方法は、署名および捺印した委任状を提出するか、送信元が本人であることが明らかにされている電子メールによる提出に限る。

3 前項の規定により委任状を提出した者は第5条第1項および第2項に定める出席構成員数に含めるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は研究科委員会が別に定める。

2 研究科委員会に関する事務は総務課が所管する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。

3 この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。

4 この規程は、平成30年4月1日から一部改正し施行する。

5 この規程は、平成31年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。

四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部
教育研究評議会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、四天王寺大学学則第 52 条、四天王寺大学大学院学則第 51 条および四天王寺大学短期大学部学則第 50 条の規定に基づき、四天王寺大学、四天王寺大学短期大学部、四天王寺大学院（以下「本学」という。）に置く教育研究評議会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第 2 条 教育研究評議会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 常務理事
 - (2) 学長
 - (3) 副学長
 - (4) 学長補佐
 - (5) 学部長、研究科長および短期大学部長
 - (6) 各学部の学科長のうち 1 名
 - (7) 各部の部長・副部長、各センターのセンター長・副センター長および図書館の館長・副館長
 - (8) 事務局長
 - (9) 事務局次長および課長
- 2 学長が必要と認めるときは、第 1 項に規定する以外の者を教育研究評議会に出席させることができる。
- 3 第 1 項 (6) の学科長は、各学部教授会において選出し、任期は 1 年とする。ただし、補欠の学科長の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第 3 条 教育研究評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 本学の教育研究の目的を達成するための中長期計画に関する事項
- (2) 学則の改正および全学規則等の制定改廃に関する事項
- (3) 学部、学科、研究科、短期大学部、その他重要な組織の設置廃止に関する事項
- (4) 学部、研究科、短期大学部、学内諸組織の連絡・調整に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針および入学者受入れの方針に関する事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に係る方針に関する事項
- (8) 入試判定、卒業判定に係る方針に関する事項
- (9) 自己点検・自己評価および教員活動評価に係る方針に関する事項
- (10) その他教育研究に関する重要事項

(招集および議長)

第 4 条 教育研究評議会は学長がこれを招集し、その議長となる。学長に事故あるとき、又はやむを得ない事由があるときは、学長があらかじめ指名した者が学長に代わって招集し、議長となる。

- 2 学長は、構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、あらかじめ付議すべき事項を示して教育研究評議会を招集する。

(議事)

第 5 条 教育研究評議会は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

ただし、特に重要な事項を審議する場合は、構成員の出席が3分の2以上でなければならない。

(議 決)

第 6 条 第3条に規定する審議事項について採択を必要とするときは、出席構成員の過半数により決することができる。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

2 前項にかかわらず、前条のただし書きの場合の議決は、出席構成員の3分の2以上による。

(その他)

第 7 条 教育研究評議会に関する事務は、総務課が所管する。

第 8 条 この規程に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部
大学運営会議規程

(目的)

第 1 条 この規程は、四天王寺大学学則第 5 2 条、四天王寺大学大学院学則第 5 2 条および四天王寺大学短期大学部学則第 5 1 条の規定に基づき、四天王寺大学、四天王寺大学大学院、四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）に学長の諮問機関として置く大学運営会議に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第 2 条 大学運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 常務理事
- (2) 学長
- (3) 副学長
- (4) 学長補佐
- (5) 学部長、研究科長および短期大学部長
- (6) 各部の部長、各センターのセンター長および図書館の館長
- (7) 事務局長
- (8) 事務局次長、総務課長および I R ・戦略統合課長

2 必要に応じて、事務局の課長を大学運営会議に出席させることができる。

3 学長が必要と認めるときは、第 1 項に規定する以外の者を大学運営会議に出席させることができる。

(役割)

第 3 条 大学運営会議は、学長の求めに応じ、本学の運営に関して必要な企画および立案、学内の意見調整等を行う。

(招集および議長)

第 4 条 大学運営会議は学長がこれを招集し、その議長となる。学長に事故あるとき、又はやむを得ない事由があるときは、学長があらかじめ指名した者が学長に代わって招集し、議長となる。

(その他)

第 5 条 大学運営会議に関する事務は、総務課が所管する。

第 6 条 この規程に定めるもののほか、大学運営会議の運営に必要な事項は、大学運営会議の議を経て、学長が別に定める。

附 則 この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 看護学研究科 看護学専攻（M）

1. <アドミッション・ポリシーが不明確>

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、入学者選抜方法を踏まえると、アドミッション・ポリシーが抽象的な内容に留まっているため、学力の程度など入学者に求める能力が明らかになるよう改めること。（是正事項）……………

2. <入学者選抜方法が不明確>

筆記試験として課す「専門科目」がどういった内容であるか具体的に説明して、アドミッション・ポリシーをどのように確認するのか明らかにすること。（是正事項）

3. <学部開設2年次に研究科を設置する理由が不明確>

学部開設2年次に研究科を設置する理由として様々な説明はあるものの、本研究科が大学院設置基準14条を適用することも踏まえると、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となるか疑義がある。具体的にどういった学びの機会が提供されるのか明らかにすること。（是正事項）……………

4. <単位の設定方法が不明確>

「課題研究」について、「特定の課題についての研究の成果」の審査基準に対して2単位で到達できるか疑義があるため、「課題研究」を2単位とした考え方を説明するか、単位数を改めること。（是正事項）……………

5. <教員の負担への配慮>

基礎となる学部が完成年度を迎える前に大学院を設置するため、専任教員の負担が過度に増加・集中することのないよう配慮に努めること。【前期後期課程共通】（改善事項）……………

6. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、今後の採用計画など教員組織編制の将来構想の明確化が望まれるので、対応方針について回答すること。（改善事項）……………

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

1. <アドミッション・ポリシーが不明確>
 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、入学者選抜方法を踏まえると、アドミッション・ポリシーが抽象的な内容に留まっているため、学力の程度など入学者に求める能力が明らかになるよう改めること。

(対応)

アドミッション・ポリシーに、具体的な能力を明瞭にするために次のとおり変更する。

- ①「看護学の基礎的能力を有し、深い洞察力を持ち、自らの看護観を表現できる人」と改める。
- ③には、「論理的思考のできる人」と追記した。
- ②及び④については、看護の質向上を目指し、生涯学び続けるという同様の方向性をもっており、それらを具体的に実現できる人を求めることから、④に「それを実現できる人」と追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (29ページ)

新	旧
<p>ケ 入学者選抜の概要 1. 学生受け入れの方針</p> <p>本研究科における育成する人材、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、受け入れる入学者に求める能力を、アドミッション・ポリシーとして次のように定める。</p> <p>【博士前期課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>看護学の基礎的能力を有し、深い洞察力を持ち、自らの看護観を表現できる人</u> ② 看護専門職としての自覚と誇りを持ち、看護の質向上を目指せる人 ③ 看護学の教育者・研究者への強い動機を有し、<u>論理的思考のできる人</u> ④ 看護専門職者として、生涯学習への強い動機を有し、<u>それを実現できる人</u> 	<p>ケ 入学者選抜の概要 1. 学生受け入れの方針</p> <p>本研究科における育成する人材、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、受け入れる入学者に求める能力を、アドミッション・ポリシーとして次のように定める。</p> <p>【博士前期課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>看護実践に深い洞察力を持ち、自らの看護観を表現できる人</u> ② 看護専門職としての自覚と誇りを持ち、看護の質向上を目指せる人 ③ 看護学の教育者・研究者への強い動機付けを有する人 ④ 看護専門職者として、生涯学習への強い動機を有する人

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

2. <入学者選抜方法が不明確>

筆記試験として課す「専門科目」がどういった内容であるか具体的に説明して、アドミッション・ポリシーをどのように確認するのか明らかにすること。

(対応)

「専門科目」の表記を、具体的な内容が明示できるように「専門科目（看護師国家試験レベルの看護に関する総合問題）」と改める。また、アドミッション・ポリシーの変更に伴い、入学者選抜方法に、新たに小論文を設ける。アドミッション・ポリシーを確認する方法については、次のとおりである。

「専門科目（看護師国家試験レベルの看護に関する総合問題）」では、アドミッション・ポリシー①「看護学の基礎的能力を有し、深い洞察力を持ち、自らの看護観を表現できる人」であげられている看護学の基礎的能力を確認する。

小論文では、専攻する看護領域の看護に関する1～2問の設問に対する論述によりアドミッション・ポリシー③「論理的思考のできる人」を確認する。

なお、アドミッション・ポリシー②及び④は、出願書類及び面接試験において確認する。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (31ページ)

新	旧
<p>ケ 入学者選抜の概要 3. 選抜の方法及び募集定員</p> <p>【博士前期課程】 博士前期課程の入学者選抜は、筆記試験、面接試験及び出願書類審査により、アドミッション・ポリシーに基づいて総合的に評価する。</p> <p>一般選抜の筆記試験は、外国語（英語）と<u>専門科目（看護師国家試験レベルの看護に関する総合問題）、小論文</u>とし、面接試験及び出願書類で学修意欲、適性及び研究計画等について確認して可否を判断する。なお、社会人選抜の筆記試験は、<u>小論文のみとする。小論文は、専攻する看護領域の看護に関する1～2問の設問に対する論述を求める。</u></p>	<p>ケ 入学者選抜の概要 3. 選抜の方法及び募集定員</p> <p>【博士前期課程】 博士前期課程の入学者選抜は、筆記試験、面接試験及び出願書類審査により、アドミッション・ポリシーに基づいて総合的に評価する。</p> <p>一般選抜の筆記試験は、外国語（英語）と<u>専門科目</u>とし、面接試験及び出願書類で学修意欲、適性及び研究計画等について確認して可否を判断する。なお、社会人選抜の筆記試験は、<u>専門科目のみとする。</u></p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

3. <学部開設2年次に研究科を設置する理由が不明確>

学部開設2年次に研究科を設置する理由として様々な説明はあるものの、本研究科が大学院設置基準14条を適用することも踏まえると、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となるか疑義がある。具体的にどういった学びの機会が提供されるのか明らかにすること。

(対応)

本研究科は、大学院設置基準14条を適用していることから、大学院生の授業は前期・後期課程とも夜間・土曜に実施することが多くなるが、大学院生は授業のみの参加だけでなく、学部生が学んでいる昼間においても、授業準備や研究のための文献検索やデータ整理等で同キャンパスに滞在しているため、学部生と大学院生が接触・交流する機会があり、そういった機会を双方の学びにつなげる。

具体的な学びの機会として、「ティーチングアシスタント(TA)制度」や「現職看護師としての学部授業のゲストスピーカー」「現職看護師である大学院生による相談コーナー(月1回・昼休み)」などを設け、実施する。

これらの「TA制度」「ゲストスピーカー」「相談コーナー」を実施することにより、学部生にとっては、大学院生と同じキャンパス内の図書館、食堂やフリースペースなどで、身近に接触・交流することができ、自己の将来像をより具体的に描くことや、長期の具体的な自己将来計画が立て易くなる。

また、大学院生にとっては、学部生との日常の接触・交流によって、リーダーシップの取り方や教育者としての教育内容と展開方法を学び、学生への教育的なかわり方を身近に学修できる機会が与えられ、成長への動機づけとともに、自己成長を促しやすい環境条件が与えられる。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (5ページ)

新	旧
ア 設置の趣旨及び必要性 4. 学部開設2年次に大学院博士前期課程・後期課程を同時に設置する理由 (略)	ア 設置の趣旨及び必要性 4. 学部開設2年次に大学院博士前期課程・後期課程を同時に設置する理由 (略)
第四に、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となる。すなわち、学部生にとっての意味は前述したが、大学院生にとっても、同じキャンパス内で学部生と関わることは、臨床現場とは異なる大学という場において、現代における若者の思考や特性を知る機会を	第四に、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となる。すなわち、学部生にとっての意味は前述したが、大学院生にとっても、同じキャンパス内で学部生と関わることは、臨床現場とは異なる大学という場において、現代における若者の思考や特性を知る機会を

<p>得ることである。同時に、大学院生が看護基礎教育の現実を体験的に知る機会ともなり、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となる。<u>具体的には、「ティーチングアシスタント（TA）制度」や「現職看護師としての学部授業のゲストスピーカー」「現職看護師である大学院生による相談コーナー（月1回・昼休み）」などを設け、実施する。</u></p>	<p>得ることである。同時に、大学院生が看護基礎教育の現実を体験的に知る機会ともなり、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となる。</p>
---	--

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

<p>4. <単位の設定方法が不明確></p> <p>「課題研究」について、「特定の課題についての研究の成果」の審査基準に対して2単位で到達できるか疑義があるため、「課題研究」を2単位とした考え方を説明するか、単位数を改めること。</p>

(対応)

本学では、特定の課題についての研究成果の審査基準は、「修士論文の審査に準じる」としており、専門領域の看護実践の質向上につながる研究を求めている。そのため、「課題研究」の学修成果の到達を考慮して、2単位から4単位に変更する。

(新旧対照表) 教育課程等の概要、シラバス

新	旧
(単位数)	(単位数)
精神看護学課題研究 <u>4</u> 単位	精神看護学課題研究 <u>2</u> 単位
老年看護学課題研究 <u>4</u> 単位	老年看護学課題研究 <u>2</u> 単位
災害看護学課題研究 <u>4</u> 単位	災害看護学課題研究 <u>2</u> 単位

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (23ページ)

新	旧
<p>5. 修了要件</p> <p>1) 博士前期課程</p> <p>博士前期課程の標準修業年限は2年とする。ただし、社会人で長期履修制度を希望する学生の修業年限は3年とする。</p> <p><研究者コース></p> <p>(略)</p> <p><専門看護師コース(精神看護学・老年看護学・災害看護学)></p> <p>博士前期課程を修了するためには、本課程に2年以上在学し、共通科目から14単位以上(必修6単位を含み専門看護師コース必修科目のフィジカルアセスメント、最新病態生理学、臨床薬理学の6単位、及び看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論、看護政策論から2単位以上選択)を修得するととも</p>	<p>5. 修了要件</p> <p>1) 博士前期課程</p> <p>博士前期課程の標準修業年限は2年とする。ただし、社会人で長期履修制度を希望する学生の修業年限は3年とする。</p> <p><研究者コース></p> <p>(略)</p> <p><専門看護師コース(精神看護学・老年看護学・災害看護学)></p> <p>博士前期課程を修了するためには、本課程に2年以上在学し、共通科目から14単位以上(必修6単位を含み専門看護師コース必修科目のフィジカルアセスメント、最新病態生理学、臨床薬理学の6単位、及び看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論、看護政策論から2単位以上選択)を修得するととも</p>

<p>に、専門科目から専門看護師コースが設置されている3つの領域（精神看護学・老年看護学・災害看護学）のうち一つの領域を主たる領域として当該領域の中から「課題研究」を含み<u>28</u>単位以上の合計<u>42</u>単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p> <p>なお、特定の課題についての研究の成果の審査等は、修士論文の審査に準じることとする。</p>	<p>に、専門科目から専門看護師コースが設置されている3つの領域（精神看護学・老年看護学・災害看護学）のうち一つの領域を主たる領域として当該領域の中から「課題研究」を含み<u>26</u>単位以上の合計<u>40</u>単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p> <p>なお、特定の課題についての研究の成果の審査等は、修士論文の審査に準じることとする。</p>
---	---

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

5. <教員の負担への配慮>

基礎となる学部が完成年度を迎える前に大学院を設置するため、専任教員の負担が過度に増加・集中することのないよう配慮に努めること。【前期後期課程共通】

(対応)

基礎となる看護学部は、就任予定専任教員 31 名のうち、開設年度（令和元年度）に、26 名、開設 2 年目（令和 2 年度）に 3 名の計 29 名が本学へ着任することとしており、完成年度を迎えて負担が集中しないように、先行して看護学部の各委員会業務、実習先との調整や事務業務などに取り組んでいる。

また、看護学研究科の設置にあたっては、大学院準備委員会を設置し、着任している各教員が連携して研究科設置および授業運営の準備を進めている。看護学部と看護学研究科の完成年度に向けて、教員の負担が過度とならないよう、学部のみを担当教員と研究科の研究指導を担当する教員など、それぞれの教員の業務量を鑑み、業務が偏らないように役割分担を図る。

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

6. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、今後の採用計画など教員組織編製の将来構想の明確化が望まれるので、対応方針について回答すること。

(対応)

- (1) 教育研究の継続性を踏まえて、修士の学位を取得した 40 歳代以上の准教授や講師が教育実績や研究業績を積み上げた上で、文部科学省 AC 教員審査を経て、博士前期課程の担当教員として配置していくことを目指している。

教育実績を積み上げる具体的な方法として、科目の担当について、長い教育・研究歴を有するベテラン教員と、秀でた実務経験を有する若手教員（専門看護師資格保有者を含む）によるオムニバス方式、あるいは共同によって科目を担当することで経験を積むよう配慮している。

また、研究業績を積み上げる具体的な方法として、教員の個人研究費のほかに、共同研究費を設け、研究の活性化を図る。

- (2) 看護学研究科の完成年度以降に退職となる教員が出てくるが、上述(1)の対応をするとともに、次の方策も講じる。

- ①退職者と同等の教育・研究水準の継続ができるように、退職と同時に若手・中堅教員を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る。
- ②特に必要な看護分野・領域については、65 歳以上の定年後も特任教授として雇用し、教育・研究水準の維持に努める。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (15～16 ページ)

新	旧
<p>オ 教員組織編成の考え方及び特色</p> <p>2. 博士前期課程における教員組織</p> <p>1) 編成の考え方及び特色</p> <p>博士前期課程においては、研究や教育に資する基礎的な能力を養うことと、高度実践能力を養成するために、専任教員 24 名、兼任教員 2 名、兼任教員 12 名から構成している。</p> <p>専任教員の科目配置については、長い教育・研究歴を有するベテラン教員と、秀でた実務経験を有する若手教員（専門看護師資格保有者を含む）によるオムニバス方式、あるいは共同によって科目を担当するように配慮している。それは、若手教員がベテラン教員から教育方法を学ぶことにより、後継者養成につなげられるよう考慮したものである。</p>	<p>オ 教員組織編成の考え方及び特色</p> <p>2. 博士前期課程における教員組織</p> <p>1) 編成の考え方及び特色</p> <p>博士前期課程においては、研究や教育に資する基礎的な能力を養うことと、高度実践能力を養成するために、専任教員 24 名、兼任教員 2 名、兼任教員 12 名から構成している。</p> <p>専任教員の科目配置については、長い教育・研究歴を有するベテラン教員と、秀でた実務経験を有する若手教員（専門看護師資格保有者を含む）によるオムニバス方式、あるいは共同によって科目を担当するように配慮している。それは、若手教員がベテラン教員から教育方法を学ぶことにより、後継者養成につなげられるよう考慮したものである。</p>

<p><u>また、研究業績を積み上げる具体的な方法として、教員の個人研究費のほかに、共同研究費を設け、研究の活性化を図る。</u></p> <p>2) 教員の年齢構成</p> <p>博士前期課程開設時の年齢構成は下表に示すように、30代1名(准教授)、40代4名(教授1、准教授2、講師1)、50代10名(教授5、准教授3、講師2)、60代以上9名(教授8、准教授1)で構成している。</p> <p>本学の専任教職員就業規則(資料6)では教育職員は、満65歳が定年と定められていることから、完成年度までに定年を超える教員は、9名となる。そのため、博士前期課程の教育・研究指導に支障がないよう、教育職員の定年の特例を設け学年進行が修了するまでの間、任用することとしている(資料7)。</p> <p>この在任期間内に、若手教員の育成ができるよう前述のように科目担当を配慮し、准教授・講師の研究を促し研究実績の蓄積を進めるとともに、昇格に足る資質・能力の醸成を図る。</p> <p><u>また、同時に退職者と同等の教育・研究水準の継続ができるように、退職と同時に若手・中堅教員を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る。</u></p> <p><u>特に必要な看護分野・領域については、65歳以上の定年後も特任教授として雇用し、教育・研究水準の維持に努める。</u></p>	<p>2) 教員の年齢構成</p> <p>博士前期課程開設時の年齢構成は下表に示すように、30代1名(准教授)、40代4名(教授1、准教授2、講師1)、50代10名(教授5、准教授3、講師2)、60代以上9名(教授8、准教授1)で構成している。</p> <p>本学の専任教職員就業規則(資料6)では教育職員は、満65歳が定年と定められていることから、完成年度までに定年を超える教員は、9名となる。そのため、博士前期課程の教育・研究指導に支障がないよう、教育職員の定年の特例を設け学年進行が修了するまでの間、任用することとしている(資料7)。</p> <p>この在任期間内に、若手教員の育成ができるよう前述のように科目担当を配慮し、准教授・講師の研究を促し研究実績の蓄積を進めるとともに、昇格に足る資質・能力の醸成を図る。</p> <p><u>完成年度後に退職となる教員の後任については、必要な分野に基づき、適任者を補充し、常に教員組織の継続性に配慮する。</u></p>
--	---

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 看護学研究科 看護学専攻（D）

1. <学位論文の審査基準及び研究指導内容が不明確>

学位論文の審査基準及びそれに伴う研究指導の内容について、以下の観点が不明確なことから、明確に説明すること。

- （1）審査基準において、論文に関連した研究内容が査読制度の確立した学術雑誌への掲載が決定していることを定めるなど、研究成果の客観性を担保するため、学位審査の申請要件を明らかにすること。（是正事項）・・・・・・・・
- （2）学位論文指導における2年次の6月の概要にある「学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導」について、その後の学位論文指導における取扱いが不明確であるため明らかにすること。（是正事項）・・・・・・・・
- （3）ディプロマ・ポリシーに掲げる「研究結果を国内外に向けて発信できる力」を踏まえると、承認を得た博士論文の発表や公表を国内の学会や雑誌に限定する必要はないのではないかと考えるが、その趣旨を明らかにすること。（是正事項）・・・

2. <教員の負担への配慮>

基礎となる学部が完成年度を迎える前に大学院を設置するため、専任教員の負担が過度に増加・集中することのないよう配慮に努めること。【前期後期課程共通】
（改善事項）・・・・・・・・

3. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。（改善事項）・・・

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

<p>1. <学位論文の審査基準及び研究指導内容が不明確></p> <p>学位論文の審査基準及びそれに伴う研究指導の内容について、以下の観点が不明確なことから、明確に説明すること。</p> <p>(1) 審査基準において、論文に関連した研究内容が査読制度の確立した学術雑誌への掲載が決定していることを定めるなど、研究成果の客観性を担保するため、学位審査の申請要件を明らかにすること。</p>

(対応)

研究成果の客観性を担保するために、5. 博士後期課程 (1) 学位審査の実施 の項の前に (1) 学位審査の要件 の項を設け、学術会議での発表、および学術誌への投稿について、下記のように明瞭に表現した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (25 ページ)

新	旧
<p>カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>5. 修了要件</p> <p>2) 博士後期課程</p> <p><u>(1) 学位審査の要件</u></p> <p><u>博士学位論文の審査を受けようとする者は、次の要件を満たさなければならない。</u></p> <p>① <u>博士論文に関係した内容を、日本学術会議協力学術研究団体に所属している学会あるいは国際学会の学術集会で1回以上発表していること。</u></p> <p>② <u>博士論文に関係した内容を、査読付き学術専門誌にファーストオーサーとして1編以上、掲載または受理されていること。</u></p> <p><u>(2) 学位審査の実施</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 博士論文の審査基準</u></p> <p>(略)</p>	<p>カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>5. 修了要件</p> <p>2) 博士後期課程</p> <p><u>(1) 学位審査の実施</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 博士論文の審査基準</u></p> <p>(略)</p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

<p>1. <学位論文の審査基準及び研究指導内容が不明確></p> <p>学位論文の審査基準及びそれに伴う研究指導の内容について、以下の観点が不明確なことから、明確に説明すること。</p> <p>(2) 学位論文指導における2年次の6月の概要にある「学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導」について、その後の学位論文指導における取扱いが不明確であるため明らかにすること。</p>

(対応)

添付資料 12-3 のスケジュール表に、2年次12月～3月に「国内外の学会発表および学術誌への投稿」「学生は研究指導教員の指導の下で国内外の学術集会での発表、および学術誌へ投稿する。」を追記した。また、その旨を、「3. 研究指導」に追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (22ページ)

新	旧
<p>カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>3. 研究指導</p> <p>【博士後期課程】</p> <p>(略)</p> <p>全体指導としては、研究中間発表会を実施し(2年次6月)、研究指導教員を中心とした複数の教員からフィードバックが得られる機会を設ける。<u>また、研究指導教員は、論文作成を指導するとともに、国内外の学会発表や学術誌への投稿に向けた指導をし、2年次以内に、発表・投稿を目指すよう指導する。</u></p> <p>3年次には、研究指導教員は引き続き、学生にデータ収集・分析に係る学術的・技術的支援を個別に提供する。また研究指導教員は学生に、博士論文作成及び公聴会(3年次9月)に向けた支援に加え、投稿論文作成などの研究成果の公表に関わる支援も提供する。研究指導教員は、学生が公聴会の指導・助言を受けて、3年次12月に論文の完成を目指すよう支援する。</p>	<p>カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>3. 研究指導</p> <p>【博士後期課程】</p> <p>(略)</p> <p>全体指導としては、研究中間発表会を実施し(2年次6月)、研究指導教員を中心とした複数の教員からフィードバックが得られる機会を設ける。</p> <p>3年次には、研究指導教員は引き続き、学生にデータ収集・分析に係る学術的・技術的支援を個別に提供する。また研究指導教員は学生に、博士論文作成及び公聴会(3年次9月)に向けた支援に加え、投稿論文作成などの研究成果の公表に関わる支援も提供する。研究指導教員は、学生が公聴会の指導・助言を受けて、3年次12月に論文の完成を目指すよう支援する。</p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

1. <学位論文の審査基準及び研究指導内容が不明確>

学位論文の審査基準及びそれに伴う研究指導の内容について、以下の観点が不明確なことから、明確に説明すること。

- (3) ディプロマ・ポリシーに掲げる「研究結果を国内外に向けて発信できる力」を踏まえると、承認を得た博士論文の発表や公表を国内の学会や雑誌に限定する必要はないのではないかと考えるが、その趣旨を明らかにすること。

(対応)

「研究結果を国内外に向けて発信できる力」を涵養することの一環として、是正意見 1 (1) を受けて、学位論文の客観性を担保するために、学位論文の審査に入る前に、審査要件として、学生に国内外の学術集会での発表、および国内外の学術誌への投稿または受理を求めることを明記することとした。この要件に対応して、「承認を得た博士論文」についても、国内の学会や雑誌に限定することなく、「国内外」と改めて明記する。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (25～26 ページ)

新	旧
カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 5. 修了要件 2) 博士後期課程 <u>(3) 博士論文の審査基準</u> (略) なお、承認を得た博士論文は、機関リポジトリ以前、学位取得後の1～2年以内に <u>学位審査要件にある国内外での学会発表及び国内外の学術会誌に投稿することを課すこととする。</u>	カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 5. 修了要件 2) 博士後期課程 <u>(2) 博士論文の審査基準</u> (略) なお、承認を得た博士論文は、機関リポジトリ以前、学位取得後の1～2年以内に <u>全国組織の学会で発表し、日本看護系学会に加盟している学術会誌に投稿することを課すこととする。</u>

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

2. <教員の負担への配慮>

基礎となる学部が完成年度を迎える前に大学院を設置するため、専任教員の負担が過度に増加・集中することのないよう配慮に努めること。【前期後期課程共通】

(対応)

基礎となる看護学部は、就任予定専任教員 31 名中のうち、開設年度（令和元年度）に、26 名、開設 2 年目（令和 2 年度）に 3 名の計 29 名が本学へ着任することとしており、完成年度を迎えて負担が集中しないように、先行して看護学部の各委員会業務、実習先との調整や事務業務などに取り組んでいる。

また、看護学研究科の設置にあたっては、大学院準備委員会を設置し、着任している各教員が連携して研究科設置および授業運営の準備を進めている。看護学部と看護学研究科の完成年度に向けて、教員の負担が過度とならないよう、学部のみを担当教員と研究科の研究指導を担当する教員など、それぞれの教員の業務量を鑑み、業務が偏らないように役割分担を図る。

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

3. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

- (1) 教育研究の継続性を踏まえて、博士の学位を取得した 40 歳代以上の准教授や講師が教育実績や研究業績を積み上げた上で、文部科学省 AC 教員審査を経て、博士後期課程の担当教員として配置していくことを目指している。

教育実績を積み上げる具体的な方法として、科目の担当について、長い教育・研究歴を有するベテラン教員と若手教員によるオムニバス方式、あるいは共同によって科目を担当することで経験を積むよう配慮している。

また、研究業績を積み上げる具体的な方法として、教員の個人研究費のほかに、共同研究費を設け、研究の活性化を図る。

- (2) 看護学研究科の完成年度以降に退職となる教員が出てくるが、上述(1)の対応をするとともに、次の方策も講じる。

①退職者と同等の教育・研究水準の継続ができるように、退職と同時に若手・中堅教員を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る。

②特に必要な看護分野・領域については、65 歳以上の定年後も特任教授として雇用し、教育・研究水準の維持に努める。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (16～17ページ)

新	旧
<p>オ 教員組織編成の考え方及び特色</p> <p>3. 博士後期課程における教員組織</p> <p>1) 編成の考え方及び特色</p> <p>博士後期課程においては、看護学発展の次世代を担う研究力・教育力を養成するために、全て博士号を有した専任教員 18 名と、兼任教員 3 名から構成されている。博士号を有し研究・教育経験が豊富な教授が科目責任者となり、若手教授あるいは准教授が教授と共に学生の教育・研究指導が行えるように配置している。</p> <p><u>また、研究業績を積み上げる具体的な方法として、教員の個人研究費のほかに、共同研究費を設け、研究の活性化を図る。</u></p> <p>2) 教員の年齢構成</p> <p>博士後期課程開設時の年齢構成は下表に示すように、40 代 2 名 (教授 1、准教授 1)、50</p>	<p>オ 教員組織編成の考え方及び特色</p> <p>3. 博士後期課程における教員組織</p> <p>1) 編成の考え方及び特色</p> <p>博士後期課程においては、看護学発展の次世代を担う研究力・教育力を養成するために、全て博士号を有した専任教員 17 名と、兼任教員 3 名から構成されている。博士号を有し研究・教育経験が豊富な教授が科目責任者となり、若手教授あるいは准教授が教授と共に学生の教育・研究指導が行えるように配置している。</p> <p>2) 教員の年齢構成</p> <p>博士後期課程開設時の年齢構成は下表に示すように、40 代 2 名 (教授 1、准教授 1)、50</p>

<p>代 8 名 (教授 6、准教授 2)、60 代以上 8 名 (教授) である。完成年度に定年を超える教員は 7 名であり、博士前期課程同様、特段の事情がなければ学年進行が修了するまでの間は、任用することができるため、博士後期課程の教育・研究指導に支障はない。</p> <p>なお、高齢層の教員を配置していることから、教育研究の継続性を踏まえ、高齢教員の在任期間内に後継者養成ができるように科目担当教員を配置し、研究推進を促し研究指導の資格が得られるように支援する。</p> <p><u>また、同時に退職者と同等の教育・研究水準の継続ができるように、退職と同時に若手・中堅教員を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る。</u></p> <p><u>特に必要な看護分野・領域については、65 歳以上の定年後も特任教授として雇用し、教育・研究水準の維持に努める。</u></p>	<p>代 7 名 (教授 5、准教授 2)、60 代以上 8 名 (教授) である。完成年度に定年を超える教員は 7 名であり、博士前期課程同様、特段の事情がなければ学年進行が修了するまでの間は、任用することができるため、博士後期課程の教育・研究指導に支障はない。</p> <p>なお、高齢層の教員を配置していることから、教育研究の継続性を踏まえ、高齢教員の在任期間内に後継者養成ができるように科目担当教員を配置し、研究推進を促し研究指導の資格が得られるように支援する。</p> <p><u>完成年度後に退職となる教員の後任については、必要な分野に基づき、適任者を補充し、常に教員組織の継続性に配慮する。</u></p>
--	--